

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	車体課税の抜本的見直し
経産02	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減
経産03	中小企業等の貸倒引当金の特例（税制改正要望「割賦販売法の改正に伴う所要の税制措置」の租特部分）
経産04	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長
経産05	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しに伴う所要の税制措置
経産06	海外投資等損失準備金の延長
経産07	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
経産08	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の延長
経産09	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置
経産10	株式会社商工組合中央金庫の抵当権登記に係る登録免許税の軽減
経産11	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長
経産12	保険会社等の異常危険準備金の延長
経産13	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の拡充及び延長
経産14	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置
経産15	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）
経産16	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
経産17	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
経産18	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産19	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産20	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の延長及びガス事業法改正に伴う所要の税制措置
経産21	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

番号	制度名
経産22	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長
経産23	高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（中小企業高度化事業）
経産24	中小企業高度化事業 ①事業所税の非課税 ②共同利用機械等の固定資産税の軽減
経産25	中小企業等の貸倒引当金の特例
経産26	保険会社等の異常危険準備金
経産27	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置
経産28	収用換地等の場合の所得の特別控除
経産29	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
経産30	使用済燃料再処理準備金
経産31	軽油引取税の課税免除（石油化学製品）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	車体課税の抜本的見直し	行政機関名	経済産業省
税目	自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
 <エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>
 過去の適用数が把握されていない。
- ④ 将来の適用数等
 <エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>
 将来の適用数が予測されていない。
- ⑤ 過去の減収額
 <エコカー減税>
 過去の減収額（平成26年度の自動車取得税）が把握されていない。
 <自動車税グリーン化特例>
 過去の減収額（平成26年度の自動車税）が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
 <エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>
 将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 <エコカー減税>
 過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合87.3%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
 <自動車税グリーン化特例>
 過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における新車販売に占めるグリーン化特例対象車の割合74.5%等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
 過去の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
 <エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>
 将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 <エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>
 過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

⑩ 将来の税収減是認効果

<エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>

将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

軽自動車税の減収額については、軽自動車税の軽課（グリーン化特例）が平成27年度から導入されたため、過去の実績はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	車体課税の抜本的見直し (国税8)(自動車重量税:外) (地方税14)(自動車取得税:外、自動車税:外、軽自動車税:外)
2	要望の内容	平成27年度与党税制改正大綱等を踏まえ、以下の要望を行う。 ○自動車取得税の消費税率10%への引上げ時での廃止 ○自動車重量税について消費税10%引上げ時において以下の見直しを行う。 ①当分の間税率(旧暫定税率)について廃止を前提としつつ、税制の一層のグリーン化を図る ②エコカー減税について対象重点化を行いつつ軽減措置を拡充し、基本構造の恒久化を図る。 ③平成27年度燃費基準を満たす新車には、引き続き初回車検時に本則税率を適用。 ○自動車税・軽自動車税のグリーン化特例について、消費税10%時までは現行制度のまま継続・延長する。 ○消費税10%引上げ時において、以下の見直しを行う。 ①自動車税(排気量割)について、税率の引下げ(排気量1,000cc以下の負担水準が軽自動車の3倍程度となっているところを2倍程度とする等)を行う。また、初年度月割課税を廃止する。 ②自動車税・軽自動車税の環境性能割について、バッド課税(必要最低限の課税)の考え方で導入を図る。 ③グリーン化特例について環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で軽減を強化する等、税制の一層のグリーン化を図る。 以上に加え、車体課税の簡素化及び更なる負担軽減に向けた検討を行う。 ※担税力の弱い者や自動車が日常生活に欠かせない足として重要な機能を果たしている場合等に配慮した負担軽減のあり方についても検討。
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<エコカー減税(自動車取得税、自動車重量税)の経緯> ○平成21年度創設 ○平成24年度 ・平成27年度燃費基準値に見直し ・軽減措置拡充(燃費基準+20%達成車を免税対象に追加、免税対象車は2回目車検時の重量税▲50%軽減を追加) ○平成26年度 ・軽減措置拡充(取得税について、燃費基準+10%達成車は▲75%→▲

		80%、燃費基準達成車は▲50%→▲60%。重量税について、2回目車検時の▲50%→免税。) ○平成27年度 ・平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。 <自動車税のグリーン化特例の経緯> ○平成13年度創設 ○平成15年度 ・平成12年排出ガス基準達成車のうち☆車、☆☆車を軽減対象から除外 ・軽減措置を新規登録から2年間から1年間に短縮 ○平成16年度 ・平成17年排出ガス基準値に見直し ○平成18年度 ・燃費基準超過達成値を+20%及び+10%に変更 ○平成20年度 ・メタノール自動車を除外 ・燃費基準超過達成値を+25%及び+15%に変更 ○平成22年度 ・プラグインハイブリッド自動車を追加 ・燃費基準+15%超過達成車を対象から除外 ○平成24年度 ・平成27年度燃費基準値に見直し ・軽減率を▲25%及び▲50%と段階的に設定 ○平成26年度 ・構造要件にクリーンディーゼル自動車を追加 ・構造要件に該当する自動車及び燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)は▲75%、燃費基準+10%達成車は▲50%に変更。(燃費基準達成車(+10%未満)は対象から除外) ○平成27年度 ・平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、平成27年度燃費基準による減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする
6	適用又は延長期間	平成28年度～
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ① 平成27年度与党税制改正大綱等を踏まえ、以下の見直しを行う。 ○自動車税・軽自動車税 ・消費税10%時点までにグリーン化特例の現行制度の延長を図る。(消費税10%引上げ時に以下のパッケージで見直しを図る) ○自動車税・軽自動車税 ・自動車税(排気量割)の税率引下げ、初年度月割課税の廃止。 ・環境性能割をバッド課税(必要最低限の課税)の考え方で導入。 ・グリーン化特例について対象重点化を行いつつ軽減を強化する等、税制の一層のグリーン化。 ○自動車取得税

	<p>・消費税率 10%への引上げ時に廃止。 ○自動車重量税 ・エコカー減税について対象重点化を行いつつ軽減措置を拡充し、基本構造を恒久化。当分の間税率（旧暫定税率）の廃止を前提としつつ、税制の一層のグリーン化。 ○車体課税の簡素化及び一層の負担軽減に向けた検討</p> <p>② 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに、負担の軽減等の見直しを行い、消費税増税等による自動車需要の落ち込みと日本経済への悪影響を回避する。</p> <p>③ 環境・エネルギー制約に対応するため、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。特に次世代自動車は、我が国自動車産業が先行して開発、市場投入しており、有望な成長分野。その普及拡大により更なる競争力強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律 13 号） 附則第 104 条第 3 項 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。</p> <p>○社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月） 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成 24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国及び地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。</p> <p>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案（議員修正後） （税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置） 第七条 カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。</p> <p>○社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書（平成 24 年 6 月 15 日） 自動車取得税及び自動車重量税については、第 7 条第 1 号ウ（※法案修正後はカ）の規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率（国・地方）の 8%への引上げ時まで結論を得る。</p> <p>○平成 25 年度与党税制改正大綱（平成 25 年 1 月） 自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第 7 条第 1 号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。</p>		<p>減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。</p> <p>イ 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成 26 年度税制改正で具体的な結論を得る。</p> <p>(イ) 自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税率 10%の時点で廃止する。消費税率 8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。</p> <p>(ロ) 消費税率 10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。</p> <p>ロ 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成 26 年度税制改正で具体的な結論を得る。</p> <p>(イ) エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税率 8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討する。</p> <p>(ロ) 自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。</p> <p>○民間投資活性化等のための税制改正大綱（平成 25 年 10 月） 自動車取得税及び自動車重量税については、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第 7 条第 1 号カに基づき、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行う。</p> <p>○平成 26 年度与党税制改正大綱（平成 25 年 12 月） 税制抜本改革法第 7 条第 1 号カの規定及び平成 25 年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。</p> <p>① 自動車取得税については、消費税率 8%への引上げ時において、平成 22 年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については 5%から 3%、営業用自動車及び軽自動車については 3%から 2%にそれぞれ引き下げるとともに、平成 26 年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成 27 年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。 自動車取得税は、消費税率 10%への引上げ時（平成 27 年 10 月予定）に廃</p>
--	---	--	---

	<p>止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。</p> <p>② 自動車税については、平成 25 年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で2年間延長する。</p> <p>また、消費税率 10%段階において、平成 25 年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成 27 年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0~3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成 32 年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。</p> <p>ロ 環境性能課税の税込規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。</p> <p>ハ 自動車税(排気量割)のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。</p> <p>ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。</p> <p>③ 軽自動車税については、平成 27 年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあっては 1.5 倍に、その他の区分の車両にあっては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約 1.25 倍にそれぞれ引き上げる。</p> <p>また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した四輪車等について、平成 28 年度から約 20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約 1.5 倍に引き上げた上で、2,000 円未満の税率を 2,000 円に引き上げる。</p> <p>④ 自動車重量税については、エコカー減税を拡充するとともに、その財源の確保及び一層のグリーン化等の観点から、経年車に対する課税の見直しを行う。</p> <p>平成 27 年度税制改正において、現行エコカー減税の期限到来に併せ、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。</p> <p>自動車重量税については、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。また、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。</p> <p>○平成 27 年度与党税制改正大綱(平成 26 年 12 月) 平成 26 年度与党税制改正大綱等における消費税率 10%段階の車体課税の見直しについては、平成 28 年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。</p> <p>自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成 32 年度燃費基準への</p>
--	---

	<p>単純な置き換えを行うとともに、現行の平成 27 年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。</p> <p>自動車重量税については、消費税率 10%への引上げ時の環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成 32 年度燃費基準の下で、政策インセンティブ機能を回復する観点から見直すとともに、基本構造を恒久化する。</p> <p>また、平成 25 年度及び平成 26 年度与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担の性格等を踏まえる。</p> <p>軽自動車税については、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入する。この特例については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例(軽課)とあわせて見直す。また、二輪車等の税率引上げについて、適用開始を 1 年間延期し、平成 28 年度分からとする。</p> <p>なお、消費税率 10%段階の車体課税の見直しにおいては、税制抜本改革法第 7 条に沿いつつ、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行う。</p> <p>○低炭素社会づくり行動計画(平成 20 年 7 月) 次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG 自動車等)について、2020 年までに新車販売のうち 2 台に 1 台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。</p> <p>○新成長戦略(平成 22 年 6 月) ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で 50%に</p> <p>○日本再生戦略(平成 24 年 7 月) 2020 年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で 50%</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月) 2030 年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5~7 割とすることを旨とする。</p> <p>○平成 26 年度経済財政報告(平成 26 年 7 月) 今回は、駆け込み需要と反動減を平準化させるための施策がとられた。具体的には、自動車販売に係る平準化措置として、消費税率引上げ後に自動車取得税の引下げやエコカー減税の拡充等の施策が実施されたが、前述のとおり、自動車販売の伸びは前回よりもかなり大きかった。これは、既に取得税が免税・減税となっているエコカーの割合が自動車販売全体に占める割合が高かったことや、エコカー減税の拡充等による負担軽減分が、消費税率引上げによる負担増加分に比べてかなり小さかったことから、平準化の効果が発揮されにくかったためと考えられる。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済産業 1-1 経済基盤</p>
--	--

③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>① 平成26年度、平成27年度と党税制改正大綱に基づき、自動車取得税の消費税10%時点での廃止や環境性能課税及びグリーン化特例のグリーン化などを実現。</p> <p>② 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>③ 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを旨とする。</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9% 平成24年度* 73.9% 平成25年度 82.5% 平成26年度* 87.3% * 基準の切替えが行われた年度</p> <p><新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)> 平成22年度* 67.0% 平成23年度 75.2% 平成24年度* 76.6% 平成25年度 89.9% 平成26年度* 74.5% * 基準の切替えが行われた年度</p> <p><新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)> 平成22年度 12% 平成23年度 16% 平成24年度 21% 平成25年度 23% 平成26年度 24%</p> <p><国内自動車販売台数の推移(日本自動車工業会データベース)> 平成22年度 460万台 平成23年度 475万台 平成24年度 521万台 平成25年度 569万台 平成26年度 530万台</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)> 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9% 平成24年度* 73.9% 平成25年度 82.5% 平成26年度* 87.3% * 基準の切替えが行われた年度</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>○新車登録(登録車)の多くがグリーン化特例の対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果發揮している。</p> <p><新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)> 平成22年度* 67.0% 平成23年度 75.2% 平成24年度* 76.6% 平成25年度 89.9% 平成26年度* 74.5% * 基準の切替えが行われた年度</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)> 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9% 平成24年度* 73.9% 平成25年度 82.5% 平成26年度* 87.3% * 基準の切替えが行われた年度</p> <p><新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)> 平成22年度* 67.0% 平成23年度 75.2% 平成24年度* 76.6% 平成25年度 89.9% 平成26年度* 74.5% * 基準の切替えが行われた年度</p> <p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>																				
		② 減収額	<p><エコカー減税></p> <table border="0"> <tr> <td>○自動車取得税</td> <td>○自動車重量税</td> </tr> <tr> <td>平成23年度 ▲2,338億円</td> <td>平成23年度 ▲1,018億円 (22年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成24年度 ▲2,319億円</td> <td>平成24年度 ▲347億円 (23年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度 ▲3,124億円</td> <td>平成25年度 ▲440億円 (24年度登録)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成26年度 ▲720億円 (25年度登録)</td> </tr> </table> <p>(総務省試算) (財務省試算)</p> <p><自動車税グリーン化特例></p> <table border="0"> <tr> <td>○過去5年間の軽課額試算</td> <td>○過去5年間の重課額試算</td> </tr> <tr> <td>平成21年度 ▲224億円</td> <td>平成21年度 205億円 (20年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成22年度 ▲249億円</td> <td>平成22年度 211億円 (21年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度 ▲313億円</td> <td>平成23年度 237億円 (22年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成24年度 ▲346億円</td> <td>平成24年度 250億円 (23年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度 ▲308億円</td> <td>平成25年度 256億円 (24年度登録)</td> </tr> </table> <p>(平成22年度までは国土交通省試算、平成23年度以降は総務省試算)</p>	○自動車取得税	○自動車重量税	平成23年度 ▲2,338億円	平成23年度 ▲1,018億円 (22年度登録)	平成24年度 ▲2,319億円	平成24年度 ▲347億円 (23年度登録)	平成25年度 ▲3,124億円	平成25年度 ▲440億円 (24年度登録)		平成26年度 ▲720億円 (25年度登録)	○過去5年間の軽課額試算	○過去5年間の重課額試算	平成21年度 ▲224億円	平成21年度 205億円 (20年度登録)	平成22年度 ▲249億円	平成22年度 211億円 (21年度登録)	平成23年度 ▲313億円	平成23年度 237億円 (22年度登録)	平成24年度 ▲346億円	平成24年度 250億円 (23年度登録)
○自動車取得税	○自動車重量税																						
平成23年度 ▲2,338億円	平成23年度 ▲1,018億円 (22年度登録)																						
平成24年度 ▲2,319億円	平成24年度 ▲347億円 (23年度登録)																						
平成25年度 ▲3,124億円	平成25年度 ▲440億円 (24年度登録)																						
	平成26年度 ▲720億円 (25年度登録)																						
○過去5年間の軽課額試算	○過去5年間の重課額試算																						
平成21年度 ▲224億円	平成21年度 205億円 (20年度登録)																						
平成22年度 ▲249億円	平成22年度 211億円 (21年度登録)																						
平成23年度 ▲313億円	平成23年度 237億円 (22年度登録)																						
平成24年度 ▲346億円	平成24年度 250億円 (23年度登録)																						
平成25年度 ▲308億円	平成25年度 256億円 (24年度登録)																						

③	効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <p>○新車登録(登録車)の多くがグリーン化特例の対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)></p> <p>平成22年度* 67.0%</p> <p>平成23年度 75.2%</p> <p>平成24年度* 76.6%</p> <p>平成25年度 89.9%</p> <p>平成26年度* 74.5%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <p>○新車登録(登録車)の多くがグリーン化特例の対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)></p> <p>平成22年度* 67.0%</p> <p>平成23年度 75.2%</p> <p>平成24年度* 76.6%</p> <p>平成25年度 89.9%</p> <p>平成26年度* 74.5%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>○日本再興戦略等において、2030年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを目標に掲げているが、これは必要政策支援を積極的に講じた場合の目標であるため、本措置が講じられなかった場合は、この目標の達成は困難。次世代自動車戦略研究会において、2020年と2030年の車種別普及見通し(新車販売台数に占める割</p>
---	----------------------	--

<p>合)について、メーカーが燃費改善、次世代自動車開発等に最大限の努力を行った場合の民間努力ケースについて、検討を行い整理した結果、2030年の新車販売台数に占める次世代自動車の割合は30%~40%であった。</p> <p><2020~2030年の乗用車車種別普及見通し(民間努力ケース)(次世代自動車戦略2010)></p>		
	2020年	2030年
従来車	80%以上	60~70%
次世代自動車	20%未満	30~40%
ハイブリッド自動車	10~15%	20~30%
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	5~10%	10~20%
燃料電池自動車	僅か	1%
クリーンディーゼル自動車	僅か	~5%
<p><新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)></p> <p>平成22年度 12%</p> <p>平成23年度 16%</p> <p>平成24年度 21%</p> <p>平成25年度 23%</p> <p>平成26年度 24%</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでいる。本措置が講じられなかった場合には、これまでの水準の維持は困難。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <p>○新車登録(登録車)の多くがグリーン化特例の対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)></p> <p>平成22年度* 67.0%</p> <p>平成23年度 75.2%</p> <p>平成24年度* 76.6%</p> <p>平成25年度 89.9%</p> <p>平成26年度* 74.5%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p>		

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p> <p>○新車登録(登録車)の多くがグリーン化特例の対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><新車販売に占めるグリーン化特例の対象車の割合(経済産業省試算)></p> <p>平成22年度* 67.0%</p> <p>平成23年度 75.2%</p> <p>平成24年度* 76.6%</p> <p>平成25年度 89.9%</p> <p>平成26年度* 74.5%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○エコカー減税(平成21年度から措置)等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度* 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>平成26年度* 87.3%</p> <p>* 基準の切替えが行われた年度</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金</p> <p>ー平成27年度予算額：200億円</p> <p>ー電気自動車等の購入者に対し、ベース車両(同格のガソリン車)との価格の一部を補助</p> <p>環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等の普及促進を図る。</p> <p>税制改正要望の目的は自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに自動車取得税の税率引下げ、自動車重量税の負担の軽減等の見直しを行い、消費税増税による自動車需要の落ち込みと日本経済への悪影響を回避しつつ、環境性能に優れた自動車の普及を進めることにある。</p> <p>一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>①道路特定税源の廃止により、自動車取得税及び自動車重量税は課税根拠を喪失したにも関わらず、取得段階では消費税と自動車取得税の二重課税となっており、保有段階でも自動車重量税のほかに自動車税(又は軽自動車税)の2つの税が課されており、複雑かつ過大な負担を強いっている。特に移動手段を車に依存せざるをえず、複数台を保有する場合は多い地方ほど負担が重い。</p> <p>②自動車産業は裾野が広く、他産業への波及効果も極めて大きい。また、関連産業を含めて500万人超(全就業人口の約1割)の雇用を生み出している基幹産業。自動車産業の活性化は、関連産業全体の活性化につながり、ひいては地方を含む日本経済全体の活性化につながる。</p> <p>③上記のとおり、車体課税の負担軽減、環境対応車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。</p> <p>④また、環境性能に優れた自動車の普及は、国全体で取り組むべき温暖化対策や、地域住民の生活に直結する大気汚染防止の観点からも重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年度(事前評価)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減	行政機関名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
 将来の効果・達成目標の実現状況について、「経済活力系以外の目標への波及効果も含め、達成目標の実現状況の将来推計については、特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体の基本計画の目標達成率が50%を超える」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

＜点検結果表の別紙＞

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄等の補足説明）
目標達成時期は平成29年度末である。

- ⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
本措置は平成26年度に創設されたが、26年度は適用数0件、減収額0円である。

- ⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
平成27年度については、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた事業が、27年8月末で既に4事業あり、うち、既に本措置の適用を受けた事業が1事業存在する。
本年度中に、さらに3件の事業計画が認定申請見込みとなっており、合わせて7事業が平成28年3月末までに本措置の適用を受ける見込みである。

登記に係る減収額は、課税標準額に登録免許税の軽減税率及び適用見込み件数を乗じて試算する。土地の移転登記に係る課税標準額は、地価公示価格^(注1)に0.7を乗じた値^(注2)に、事業敷地面積の平均値を乗じて試算し、建物の保存登記に係る課税標準額は、1㎡あたりの単価^(注3)に事業延床面積の平均値を乗じて試算する。

移転登記の減収額（A）：150,281×0.7×4,070×10/1,000×7≒30（百万円）

保存登記の減収額（B）：118,875×17,563×2/1,000×7≒29.2（百万円）

平成27年度の減収額推計は、（A）＋（B）により、59.2百万円である。

- (注) 1 平成25年度における中心市街地（商業値）の地価公示価格平均値（国土交通省）の認定市120市の平均値
2 地価公示価格に0.7を乗じた値を用いている根拠は、移転登記に係る登録免許税の課税標準額については、固定資産税評価額を用いることとされており、固定資産税評価額（宅地）は、固定資産税評価基準（昭和38年自治省告示第158号）において、地価公示価格等の7割を目途とされていることによるもの
3 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、高松、福岡の法務局又は地方法務局が公開している新築建物課税標準価格認定基準表の鉄筋コンクリート造（「店舗・事務所・百貨店・銀行」又は「共同住宅」）における単価を平均した値

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
平成26年度は法案改正時期や事業スケジュールの都合上、本措置の適用実績がなかったため、効果・達成目標の実現状況は確認できなかった。

- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
本措置の効果・達成目標とした中心市街地の活性化を測定する具体的な達成目標値については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画の中心市街地における通行量、居住人口、販売額等を設定しているが、特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施により、これらのうち、経済活力向

上に係る指標（指標全体の1/5）については目標達成が可能であり、他の指標（指標全体の4/5）については、過去の実績値（29%）と同等の目標達成率であると仮定。これにより、

$$(1/5 \times 100\%) + (4/5 \times 29\%) = 43.2\% \text{ となり、}$$

これに、経済活力系以外の目標への波及効果も含め、達成目標の実現状況の将来推計については、特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体の基本計画の目標達成率が50%を超えると予測する。

これは、特定民間中心市街地経済活力向上事業が中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第13項に定めるとおり、「中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した」ものであるため、経済活力向上に係る指標について目標達成が可能とした。

また、経済情勢等、他の要因の影響を除く本措置の直接的な効果については、アンケートを実施し、本措置がなかった場合と比較した中心市街地活性化の基本計画における目標達成率の増加分を分析することとする。

- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
過去の実績については、本措置の適用がなく税収減もなかったことから、税収減を是正するような効果については確認していない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税11)(登録免許税:外) 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減
2	要望の内容	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業の用に供するため、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を1/2とする軽減措置の適用期限(平成28年3月31日)を2年間延長する。 ・所有権の保存登記 1,000分の2(本則 1,000分の4) ・所有権の移転登記 1,000分の10(本則 1,000分の20)
3	担当部局	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設
6	適用又は延長期間	2年間(平成28年4月～平成30年3月)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中心市街地の活性化は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を推進することで、地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目指すものである。 本措置は、平成26年に改正された中心市街地活性化法により創設された認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に基づいて、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果が高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>【参考】 ・中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号、平成26年7月3日改正法施行)第1条の概要 ・中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成26年7月25日閣議決定)第11章の概要</p> <p>《政策目的の根拠》 中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たす一方で、人口減少や少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会情勢変化に十分に対応できたものとなっていない問題が全国的に深刻化している状況に鑑みると、中心市街地の活性化は、単に一地域の問題ではなく国として取り組むべき重要課題である。 こうした考え方のもと、平成10年に中心市街地活性化法を制定して以来、国の施策として政府が一体となって中心市街地の活性化を推進する事業に取り組んでおり、平成18年には、国としての取組を一層強化すべく、国の責任主体として中心市街地活性化本部を内閣に設置するとともに、当該本部を中心に関係省庁が緊密な連携を図り総合的かつ効果的に施策を展開するための法改正を行った。 さらに、平成26年7月の法改正では、少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における空き店舗や未利用地の増加による商機</p>

		<p>能の衰退に歯止めが掛からない状況を踏まえ、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向けて、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う民間事業者による事業計画を認定し、重点支援する制度を創設した。 本制度に基づく重点支援施策により民間投資を喚起させ、魅力ある商業施設等の整備を強力に促し、中心市街地の活性化に繋げるため、重点支援施策の一翼である本租税特別措置を延長する必要がある。</p> <p>【参考】 ・中心市街地活性化法に基づき定められた基本方針(閣議決定)の関連部分(抜粋)</p> <p>(一部抜粋) 第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項 1. 中心市街地の活性化の意義 活性化された中心市街地は、 ① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。 ② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。 ③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。 ④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。 ⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。 ⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。 などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。 しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くの実態は、このような期待にこたえられる状態になく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。 そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。 その際、中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化など、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要であ</p>
--	--	--

		<p>る。</p> <p>2. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかにしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。</p> <p>① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。</p> <p>② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。</p> <p>また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。</p> <p>さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。</p> <p>第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>1. 政府における推進体制の整備等</p> <p>内閣に設置された中心市街地活性化本部(内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする。以下「本部」という。)において、施策で重要なものの企画及び立案を行うとともに、施策の総合調整を行う。さらに、法第9条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)における進捗状況等の把握に努めるとともに、中心市街地の活性化に関する施策の見直しなども併せて実施する。</p> <p>各府省庁においては、本部を中心に緊密な連携を図り、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を効果的かつ効率的に推進する。また、経済産業局や地方整備局をはじめとする各府省庁の地方支分部局において、市町村の中心市街地の活性化に関する取組に対して、適切な支援や助言等を実施する。</p> <p>また、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市、観光立国等の関連する諸施策との連携を図り、これらの成果を最大限活用する。</p> <p>2. 認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援</p> <p>政府は、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するため、認定基本計画に基づく取組に対して、重点的な支援を実施する。</p> <p>さらに、地域が地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえながら、効果的かつ効率的に中心市街地の活性化を推進するために行う取組に対し、地域の幅広い選択が可能となるよう、様々な支援措置の整備を行うものとする。</p> <p>3～6 略</p> <p>第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項</p>
--	--	---

		<p>1. 目標設定の意義</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに対して、経済産業大臣が認定した場合に重点的な支援を講じるものである。限られた政策支援を重点化するに相応しい事業に絞り込んで、予算措置の拡充、税制措置の創設、低利融資措置の創設、地元が望む場合には大規模小売店舗立地法の特例措置の創設などの政策支援を集中させることで、中心市街地への民間投資を強力に喚起していくことが必要である。</p> <p>こうした中心市街地の活性化の起爆剤となる民間プロジェクトは、中心市街地の経済活力の向上(来訪者、就業者、売上高のいずれかで評価)を相当程度増加させることを目指して実施されなければならない。また、こうした目標を達成する成功率を高めるための取組が併せて実施されなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進</p> <p>【参考】</p> <p>中心市街地活性化法は、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を推進すること(中心市街地活性化)」を目的とし、「中心市街地の活性化のための特別な措置」として、法第50条に「特定民間中心市街地経済活力向上事業」が位置づけられている。また、本事業の必要性については、法第8条において政府が定めることとされている「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(基本方針)」の第11章(前掲)において記載されている。</p> <p><中心市街地活性化法の関連部分(抜粋)></p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上(以下「中心市街地の活性化」という。)を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別な措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第七条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び第十一項第一号に掲げる事業であって、民間事業者が行うものをいう。</p>
--	--	---

		<p>第二章 基本方針</p> <p>第八条 政府は、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項</p> <p>二～六 略</p> <p>七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項</p> <p>八～十二 略</p> <p>3～7 略</p> <p>第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置</p> <p>第三節 認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置</p> <p>（特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定）</p> <p>第五十条 特定民間中心市街地経済活力向上事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売事業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売事業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあっては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に関し意見を付すことができる。</p> <p>3 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容</p> <p>二 特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期</p> <p>三 特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>四 第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項</p> <p>4～9 略</p>
--	--	---

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業は、中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指すものである。本事業の認定に際しては、来訪者、就業者、売上高のいずれかについて高い数値目標を達成する取組を行うことが要件となるが、本事業の実施によって自治体が策定する中心市街地活性化基本計画における目標達成率も押し上げると想定される。</p> <p>中心市街地の活性化を測定する具体的な達成目標値については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画において中心市街地における通行量、居住人口、販売額等を設定しているが、当該目標値については自治体毎に異なる。また、目標達成時期については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画において設定する計画期間であり、概ね5年以内とされているものの、自治体毎にその期間は異なる。</p> <p>このため、達成目標値及び達成時期については、個別に自治体の状況を調査する必要があるが、制度上、内閣府が自治体毎に中心市街地活性化基本計画の計画期間終了時期、及び中間フォローアップのタイミングで調査している。本措置による達成目標の達成状況は、当該調査結果によって把握できる。</p> <p>なお、平成24年度末までに基本計画の計画期間を満了した44中心市街地において、各市が自己評価（フォローアップ）を実施した結果、その目標達成率は約29%、平成25年度においては約21%まで下がっている（過去全体での平均26%）。</p> <p>他方、本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体においては、当該目標達成率が引き上げられる効果が見込まれる。経済活力の向上に資する目標については目標を確実に達成するとともに、経済活力向上系以外の目標への波及効果も見込み、全体として目標達成率が50%を超えることを目標とする。</p> <p>【資料】：平成18年度から平成24年度末までに基本計画の計画期間を満了した44中心市街地の自己評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>通行量</th> <th>居住人口等</th> <th>販売額等</th> <th>空き店舗等</th> <th>施設入込数等</th> <th>公共交通機関</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成率</td> <td>27%</td> <td>18%</td> <td>11%</td> <td>20%</td> <td>44%</td> <td>33%</td> <td>62%</td> <td>29%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資料】：平成25年度に基本計画の計画期間を満了した27中心市街地の自己評価結果</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>通行量</th> <th>居住人口等</th> <th>販売額等</th> <th>空き店舗等</th> <th>施設入込数等</th> <th>公共交通機関</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成率</td> <td>14%</td> <td>19%</td> <td>0%</td> <td>33%</td> <td>33%</td> <td>100%</td> <td>33%</td> <td>21%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資料】：平成18年度から平成25年度末までに基本計画の計画期間を満了した71中心市街地の自己評価結果の項目のまとめ</p>		通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計	目標達成率	27%	18%	11%	20%	44%	33%	62%	29%		通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計	目標達成率	14%	19%	0%	33%	33%	100%	33%	21%
	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計																														
目標達成率	27%	18%	11%	20%	44%	33%	62%	29%																														
	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計																														
目標達成率	14%	19%	0%	33%	33%	100%	33%	21%																														

経済活力向上系指標	43 項目(約 20%)	合計 227 項目
それ以外の指標	184 項目(約 80%)	
経済活力向上系指標を除く、184 項目の目標達成率		29%

出典：内閣府地方創生推進室ホームページ公表資料より経済産業省作成

【補足説明】

- 特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する市町村の基本計画の目標達成率について

特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施により、経済活力向上系の指標(全体の 1/5)については目標達成ができることを見込み、他の指標(全体の 4/5)については、上記資料の実績値(29%)の達成率と仮定。

計算方法: $(1/5 \times 100\%) + (4/5 \times 29\%) = 43.2\%$

これに、経済活力系以外の目標への波及効果も含め、特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する市町村の基本計画の目標達成率が 50%を超えることを目指す。

【参考】

- ・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画における目標値の考え方について

<中心市街地活性化基本方針の関連部分(抜粋)>

第 11 章 略

2. 「相当程度増加」の判断基準

特定民間中心市街地経済活力向上事業の目標は、以下の二つの要件をともに満たすものとして設定されなければならない。

(1) 意欲的な数値目標

以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。

- ①「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の 4 倍以上であること。
- ②「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の 1% 以上であること。

③「年間平均雇用人数」が、50 人以上であること。

(2) 周辺地域の経済活力を向上させる波及効果

来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するかが明確であること。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

本措置の達成目標は、民間投資の喚起を軸に中心市街地の経済活力の向上を図るものであるが、そのための測定指標は自治体毎に異なる。

本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業については、その達成目標に来訪者、就業者、売上高のいずれかについて高い数値を掲げ、これを達成するための取組が求められるところであるが、当該目標数値以外にも、事業実施区域に止まらない中心市街地及びその周辺地域に対する波及効果も求められる。このため、本事業の実施が、事業が実施される自治体の中心市街地活性化基本計画における目標達成にも寄与するものと想定される。

こうしたことから、本措置による達成目標に係る測定指標としては、本事業が実施される自治体の中心市街地活性化基本計画の目標の達成状況を測定指標とする。

参考として、各自治体の基本計画で採用されている目標の一例を下記に記す。

【資料】：基本計画において採用されている目標数(117 市 142 計画)

※平成 26 年 1 月 1 日現在データ

目標の分類	採用数	構成比
通行量	144	33.3%
居住人口等	91	21.1%
販売額等	41	9.5%
空き店舗等	33	7.8%
施設入込数等	77	17.8%
公共交通機関	15	3.5%
その他	31	7.2%
合計	432	100.0%

出典：平成 25 年度中心市街地商業等活性化支援業務(中心市街地活性化施策の効果分析・検証事業)報告書より引用

また、本事業に対しては、補助金、融資等の支援と一体的に本措置が講じられることから、本措置の直接的な効果を測るための具体的な事後検証の方法としては、予算措置等と本措置が一体的に講じられた事業者に対し、本措置を含めた支援措置が、事業実施の際にどの程度事業促進要因となったのか、その貢献度の内訳を個別に事後調査を実施する事で、定量的な効果を把握することを想定している。同調査により、本措置が参入コストの低減にどの程度寄与したかを測ることで、当該事業に対して本措置を講ずる効果を直接的に測定する。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業の着実な実施により、経済活力の向上に資する目標達成率 100%を見込むとともに、当該事業の波及効果により、経済活力の向上に資する目標以外の市町村が設定する基本計画の目標達成率も押し上げられることが期待される。

これまでに 125 市 128 区域の基本計画を認定(平成 27 年 4 月 1 日現在)している。これらの市町村及び新たに計画を策定する市町村のうち、民間事業者と市町村等が積極的に連携し実現可能性の高い事業を、平成 29 年度末までに少なくとも 30 事業程度認定することを目指し、重点支援を行い中心市街

			地の活性化を図る。																																				
8	有効性等	① 適用数等	<p>本措置が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業については、計画の策定から事業着手、竣工に至るまでに相当の期間を要する。平成26年7月の法改正以降、平成26年度には1件の事業が認定され、また本年度は既に3件の事業が認定済み、4件の事業が申請見込みである。今後も年間で十数件程度、本措置の適用が見込まれる。</p> <p>(適用件数) 平成28年度 :12件 平成29年度 :18件 (経済産業省推計)</p>																																				
		② 減収額	<p>(減収額) 平成28年度 :51.4百万円 平成29年度 :127.1百万円 平成30年度 :75.1百万円 (経済産業省推計)</p> <p>計算式については、別紙参照</p>																																				
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～現在) 中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割弱となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数等)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。</p> <p>【資料】:平成25年度までに基本計画の計画期間を満了した71中心市街地における中心市街地活性化基本計画の目標達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通行量</th> <th>居住人口等</th> <th>販売額等</th> <th>空き店舗等</th> <th>施設入込数等</th> <th>公共交通機関</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定数</td> <td>73</td> <td>43</td> <td>29</td> <td>14</td> <td>40</td> <td>7</td> <td>21</td> <td>227</td> </tr> <tr> <td>目標達成数</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>目標達成率</td> <td>22%</td> <td>16%</td> <td>10%</td> <td>21%</td> <td>40%</td> <td>43%</td> <td>52%</td> <td>26%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:内閣府地方創生推進室ホームページ公表資料より経済産業省作成</p> <p>改正中心市街地活性化法が平成26年7月3日に施行されたことを受け、地元住民や自治体等による強いコミットメントを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業について、政策資源を選択・集中投資させる特定民間中心市街地経済活力向上事業が実施されることとなった。</p> <p>当該事業の認定により、本措置が適用される。意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起を通じて中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される。</p>		通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計	設定数	73	43	29	14	40	7	21	227	目標達成数	16	7	3	3	16	3	11	59	目標達成率	22%	16%	10%	21%	40%	43%	52%	26%
	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計																															
設定数	73	43	29	14	40	7	21	227																															
目標達成数	16	7	3	3	16	3	11	59																															
目標達成率	22%	16%	10%	21%	40%	43%	52%	26%																															

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～現在) 本措置は、意欲的な数値目標(来訪者、就業者及び売上高のいずれかで評価)を達成できる魅力ある商業施設等の整備を支援するための措置の一つである。</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民やそれ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する魅力的な商業施設等の整備について、予算、低利融資及び規制緩和等と一体となって事業者の事業実施に必要なコストを軽減することで、事業実施を決定するインセンティブを与えるものである。</p> <p>本措置により、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化が図られる。</p> <p>なお、経済産業省が地方自治体、商工会議所・商工会、まちづくり会社向けに行った「補助金、税制特例、低利融資、規制改革等の有益性に関するアンケート」調査によれば、本措置に対する期待が高いことが伺える。</p> <p>【資料】:登録免許税の軽減について(平成27年1月実施アンケート) A:地方自治体からの回答(N=71) B:商工会議所・商工会、まちづくり会社からの回答(N=66)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に有益だと考えられる</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>やや有益であると考えられる</td> <td>35%</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>どちらともいえない</td> <td>32%</td> <td>32%</td> </tr> <tr> <td>あまり有益ではないと考えられる</td> <td>3%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>全く有益ではないと考えられる</td> <td>1%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>分からない</td> <td>18%</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※端数については、四捨五入していることから、合計は100%になっていない</p> <p>出典:平成26年度まちプロデュース活動支援業務(中心市街地活性化普及促進関連調査事業)報告書より抜粋</p> <p>本措置が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業については、計画の策定から事業着手、竣工に至るまでに相当の期間を要するものであるが、平成26年7月の法改正以降、これまでの期間において既に4件が認定、4件が新たに申請見込みであり、支援施策の利活用が進みつつある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～現在) 本措置が延長されなかった場合は、中心市街地への民間投資の呼び込みが進まず、空き店舗・未利用地の活用等、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の進展が阻害される。</p>	回答内容	A	B	非常に有益だと考えられる	10%	8%	やや有益であると考えられる	35%	26%	どちらともいえない	32%	32%	あまり有益ではないと考えられる	3%	6%	全く有益ではないと考えられる	1%	2%	分からない	18%	27%	合計	100%	100%
回答内容	A	B																									
非常に有益だと考えられる	10%	8%																									
やや有益であると考えられる	35%	26%																									
どちらともいえない	32%	32%																									
あまり有益ではないと考えられる	3%	6%																									
全く有益ではないと考えられる	1%	2%																									
分からない	18%	27%																									
合計	100%	100%																									

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年度～現在)</p> <p>平成 18 年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識した制度の措置を講じたところであるが、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約 3 割弱となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数等)の目標達成率は約 1 割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。</p> <p>先般、新たに行った中心市街地活性化法改正において創設された、特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞りこんで重点支援を行うことで、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るものである。本措置は本事業の認定により適用されるが、減収額の将来推計は、平成 28 年度以降、約 84.5 百万円/年と推計される。</p> <p>中心市街地への民間投資が依然として低迷したままである場合、空き店舗・未利用地の活用は進まず、ますます中心市街地の商機能が衰退していくと推察される。地域経済を牽引する中心市街地において、高度な機能を有し魅力ある商業施設等を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、低利融資及び規制緩和等と一体となった本措置を重点支援施策の一つとして講ずることが、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域経済を牽引する中心市街地において、高度な機能を有し魅力ある商業施設等を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、低利融資及び規制緩和等と一体となった本措置を重点支援施策の一つとして講ずることが、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととなる。</p> <p>本措置は、中心市街地のプロジェクトを全て対象とするのではなく、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果が高い民間プロジェクトに絞り込んでいるため、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るうえで、必要最小限のものとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する税制特例は、以下が措置されている。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定都市再生建築物等の割増償却制度(租税特別措置法第 14 の 2、第 47 の 2、第 68 の 35/所得税、法人税/平成 26 年度創設、平成 27 年度 2 年間延長措置) <p><予算の役割></p> <p>近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備への支援や地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証するため省エネルギー施設の導入を支援する。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地再生事業費補助金 ・中心市街地再興戦略事業費補助金 ・戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金

			<p><低利融資の役割></p> <p>財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活力強化貸付(中小・国民) <p>本措置は、民間投資を喚起するために実施する事業者への重点支援施策の一つとして、予算、低利融資及び規制緩和等と一体となって措置されることが有効であると考ええる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成 25 年 6 月 4 日、産業構造審議会中心市街地活性化部会) より一部抜粋 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。 ➢ 地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

適用見込数の推計資料・減収見込額の積算根拠(平成28年度税制改正要望)

平成27年8月3日作成

1. 適用見込数の推計

平成28年度については特定民間中心市街地経済活力向上事業を見据えて、平成27年度中心市街地再興戦略補助金の調査事業を行っているものうち、調査事業後、平成28年度中に商業施設等の整備を実施する見込みがある事業を適用見込数とした。

平成29年度については、平成27年度の認定見込数が8事業、平成28年度の適用見込数が12事業であることから、年度ごとに1.5倍増えるものと仮定し、適用見込数を18件とした。

移転登記・保存登記ごとの適用見込数を表に整理する。なお、事業スケジュールは以下のとおり仮定している。

また、事業形態は土地の所有権移転を行い、建物を新築したものと仮定している。

【事業スケジュール】

平成28.4月、平成29.4月 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画を認定
 平成28.7月、平成29.7月 事業用地の確保(土地の移転登記)、施設整備着工(新築)
 平成29.3月、平成30.3月 施設整備完了、取得
 平成29.4月、平成30.4月 建物の保存登記

<表>

対象	税目名	適用見込数(件)	
		28年度事業	29年度事業
土地	移転登記	12	18
建物	保存登記	12	18

2. 減収見込額の積算根拠

(1)各年度事業分の課税標準額(一事業者あたり) (単位:百万円)

年度	対象	項目名	H28	H29	H30
28年度 認定分	土地	移転登記の課税標準額	428		
	建物	保存登記の課税標準額		2,087	
29年度 認定分	土地	移転登記の課税標準額		428	
	建物	保存登記の課税標準額			2,087

(2)各年度認定事業分の本来の課税額 (単位:百万円)

年度	対象	項目名	H28	H29	H30
28年度 認定分	土地	移転登記の課税額	103		
	建物	保存登記の課税額		100	
29年度 認定分	土地	移転登記の課税額		154	
	建物	保存登記の課税額			150

(3)各年度認定事業分の特例適用後の課税額 (単位:百万円)

年度	対象	項目名	H28	H29	H30
28年度 認定分	土地	移転登記の課税額	51		
	建物	保存登記の課税額		50	
29年度 認定分	土地	移転登記の課税額		77	
	建物	保存登記の課税額			75

	H28	H29	H30	計
移転登記に係る登録免許税の減収見込額[(2)-(3)]	51.4	77.0	0.0	128.4
保存登記に係る登録免許税の減収見込額[(2)-(3)]	0.0	50.1	75.1	125.2
本特例措置による減収見込額合計	51.4	127.1	75.1	253.6

【一事業者あたりの課税標準額の積算基礎】

(1)土地の移転登記に係る課税標準額 = 地価公示価格(注1) × 0.7 × 敷地面積(注2) × 千円未満切捨て
 建物の保存登記に係る課税標準額 = ㎡あたり単価(注3) × 延床面積(注4) × 千円未満切捨て

【各年度認定事業分の本来の課税額の積算基礎】

(2)土地の移転登記に係る課税額 = (土地の移転登記に係る課税標準額) × 20/1000 × 適用見込件数
 建物の保存登記に係る課税額 = (建物の保存登記に係る課税標準額) × 4/1000 × 適用見込件数

【各年度認定事業分の特例適用後の課税額の積算基礎】

(3)土地の移転登記に係る課税額 = (土地の移転登記に係る課税標準額) × 10/1000 × 適用見込件数
 建物の保存登記に係る課税額 = (建物の保存登記に係る課税標準額) × 2/1000 × 適用見込件数

(注1)平成25年度における中心市街地(商業値)の地価公示価格平均値(国土交通省)の認定市120市の平均値。なお、下線部のように地価公示価格に0.7を乗じた値を用いている根拠は、移転登記に係る登録免許税の課税標準額については、固定資産税評価額を用いることとされており、固定資産税評価額は概ね地価公示価格の7割程度を用途としていることによるもの。

(注2)平成27年8月3日現在で認定となっている又は見込まれる8事業者の事業計画に記載されている敷地面積の平均値

(注3)札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、高松、福岡の法務局又は地方法務局が公開している新築建物課税標準価格認定基準の鉄筋コンクリート造(「店舗・事務所・百貨店・銀行」又は「共同住宅」)における単価を平均した値

(注4)平成27年8月3日現在で認定となっている又は見込まれる8事業者の事業計画に記載されている延床面積の平均値

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（税制改正要望「割賦販売法の改正に伴う所要の税制措置」の租特部分）	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数が把握されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中 7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄等の補足説明）
 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）が改正された後も、中小企業等の貸倒引当金の特例が適用される間、既に措置されている事業者に対して引き続き税制措置が講じられるようにすることが本要望の達成目標である。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）
- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）
 政策評価書に記載しているとおり、今回の要望は割賦販売法改正に伴い、既に措置されている租税特別措置について中立的観点から技術的な税制の整備を行うものであり、政策減税には当たらない。
 なお、本要望に係る税制の整備によって、既に措置されている事業者に対して引き続き措置を講ずるといふ達成目標の実現が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例(税制改正要望「割賦販売法の改正に伴う所要の税制措置」の租特部分)(国税12・地方税5(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>割賦販売法はクレジットカード取引等について、「包括信用購入あっせん」と定義し、各種の規定を置いている。この「包括信用購入あっせん」は販売事業者等、利用者等及び包括信用購入あっせん業者の3者間取引(いわゆるオンアス取引)を想定して規定されたものであり、消費者・加盟店との取引に係る規定が置かれている。しかし、現在の取引実態を見ると、クレジットカード会社の機能のうち、消費者に与信枠を供与してカード等を発行するイシューング機能と加盟店にクレジットカード等の利用環境を提供するアクワイアリング機能が分化し、国際ブランドを介したイシューアとアクワイアラが異なる取引(いわゆるオフアス取引)が一般化している。</p> <p>こうした近時の取引環境の変化を踏まえ、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、現行法に規定されていた包括信用購入あっせん業者を、消費者に与信枠を供与してカード等を発行するイシューング業務を行う者として整理し直すとともに、加盟店にクレジットカード等の利用環境を提供するアクワイアリング業務を行う者等を新たに位置づけた上で、それぞれの者に係る規定を設ける等の法改正の方向性等を示した報告書を取りまとめた。</p> <p>この方向性に沿った改正が実現した場合には、法人税及び消費税の特例措置の対象とされている割賦販売法上規定される法人及び取引の定義が一部変更となることから、当該定義を引用する税制措置について、引き続き税制措置が講じられるよう所要の措置を要望する。</p> <p>また、割賦販売法に規定する包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんは対象となる取引において指定権利制を採っているところ(包括信用購入あっせんは一部の規定に限る)、消費者委員会特定商取引法専門調査会における特定商取引法改正に係る議論を踏まえ、今後の検討次第では割賦販売法においても包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんについて、特定商取引法が適用対象とする取引に係る取引を適用対象とすることがあり得る。税制措置において対象となる金銭債権及び取引に変更が生じた場合には、今回の改正によって新たに対象となり得る金銭債権及び取引についても税制措置が講じられるよう所要の措置を要望する。</p>
3	担当部局	商務流通保安グループ商取引監督課
4	評価実施時期	-
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度改正 割賦販売法に規定する業の定義の一部変更を受けた措置

6	適用又は延長期間	—
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今回示された方向性に沿った改正が実現した場合には、割賦販売法上規定される法人及び取引の定義が一部変更となることから、当該定義を引用する、法人税法における貸倒引当金勘定への繰入限度額の特例及び中小企業等の貸倒引当金の特例並びに消費税法における利子を対価とする貸付金等に係る非課税措置の規定において、引き続き措置を講じる。
		《政策目的の根拠》 従前、各社がイシューアークとアクワイアラーク両者の立場を兼ねているという立場の互換性を背景として、クレジットカード会社の自主的な取組を通じて、悪質加盟店の排除が実現されてきたといわれている。 しかし、近年、アクワイアリングを専業とする者等が増加しつつあるところ、これらの者はクレジットカード発行を行わないため、原則として割賦販売法の規制対象とならず、悪質加盟店を排除する経済的なインセンティブが働きづらい面があることが指摘されている。今後、自主的な取組を行わない者が増加することによって取引環境の適正化が機能しない状況が大きく顕在化すれば、クレジットカード取引に係る安全な利用環境や健全な競争に対し、深刻な悪影響を生じかねない。 そこで、クレジットカード取引の健全な発展に向けた制度的な基盤を整備し、購入者等の利益を保護するという観点から、イシューアーク・アクワイアラーク各々が、その機能に応じた責任を負担するという制度への構造的見直しが必要である。具体的には、現行の包括信用購入あっせんに係る規定について、消費者への利用枠供与という機能に係る事項はイシューアークに、加盟店でクレジットカードの利用を可能とするという機能に係る事項はアクワイアラークに求めるという方向で整理し、加盟店の調査をアクワイアラークに係る規定として位置付けるべきである。
		《政策目的の根拠》 従前、各社がイシューアークとアクワイアラーク両者の立場を兼ねているという立場の互換性を背景として、クレジットカード会社の自主的な取組を通じて、悪質加盟店の排除が実現されてきたといわれている。 しかし、近年、アクワイアリングを専業とする者等が増加しつつあるところ、これらの者はクレジットカード発行を行わないため、原則として割賦販売法の規制対象とならず、悪質加盟店を排除する経済的なインセンティブが働きづらい面があることが指摘されている。今後、自主的な取組を行わない者が増加することによって取引環境の適正化が機能しない状況が大きく顕在化すれば、クレジットカード取引に係る安全な利用環境や健全な競争に対し、深刻な悪影響を生じかねない。 そこで、クレジットカード取引の健全な発展に向けた制度的な基盤を整備し、購入者等の利益を保護するという観点から、イシューアーク・アクワイアラーク各々が、その機能に応じた責任を負担するという制度への構造的見直しが必要である。具体的には、現行の包括信用購入あっせんに係る規定について、消費者への利用枠供与という機能に係る事項はイシューアークに、加盟店でクレジットカードの利用を可能とするという機能に係る事項はアクワイアラークに求めるという方向で整理し、加盟店の調査をアクワイアラークに係る規定として位置付けるべきである。
② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 保安・安全 6-3 商取引安全	
③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》	—
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》	—
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》	—

8	有効性等	① 適用数等	—	
		② 減収額	—	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)	—
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)	—
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	—	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—	
10	有識者の見解	—		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、個人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数及び適用額（平成 24 年度及び 25 年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「積立で実績額から過去の実績を計算した」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
過去の減収額（平成 24 年度及び 25 年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「税目ごとに今年度要望の減収見込みの率を利用して、推計を行った」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者等は存在せず、閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施された」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「採掘権者等が積立を 100%行うことが見込まれる」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生の未然防止が図られた」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生の未然防止が図られた」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄等の補足説明）
 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則第10条第1項の規定により、毎年度6月30日までに鉱害防止積立金の算定をして採掘権者等に通知を行うが、毎年度算定するまで積立額は判明しない。そのため、達成目標は金額ではなく算定通知額と実際の積立実績を比較して、その比率が100%となることを目標とする。
- ② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
 過去3年分において、適用実態調査では実績が把握できない年があるため、3年分全て把握している積立実績額を記載した。
 なお、過去3年間で個人の積立はなかったため、全て法人税と推定される。
- | | | | |
|--------|-----|----------|-----------|
| 平成24年度 | 積立額 | 15,209千円 | (積立者数9者) |
| 25年度 | 積立額 | 15,640千円 | (積立者数9者) |
| 26年度 | 積立額 | 26,304千円 | (積立者数10者) |
- ③ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
 21件は積立対象の特定施設数であり、8件は積立法人数である。そして1法人（系列事業者も含む。）で複数の鉱山（特定施設）を所有している場合もある。
 平成25年度将来推計における予測法人数は9件であり、このため、租特透明化法に基づき把握される適用数の過去の実績8件と大きな乖離はない。
- ④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
 各産業保安監督部から算出された積立額を集計した結果、平成27年度積立予定額として、8,324千円が見込まれる。現状では全て法人のため、全額法人税となる見込み
 なお、積立対象の特定施設が存在する鉱山の採掘権者等には個人も含まれるため、今後個人関係の税目が対象となる可能性はある。
 平成28年度及び29年度は、27年度とほぼ同額を見込んでいるが、実績額は近年変動しているため予測が大変難しい。これは、特定施設を使用した分（例：集積場に新規に集積された集積物の増加分）を毎年度算定式に挿入して計算を行っているため、採掘権者等の鉱業活動の結果に大きく依存するためである。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
 過去3年分において、適用実態調査では実績が把握できない年があるため、3年分全て把握している積立実績額を記載した。よって、積立実績額から過去の実績を計算した。計算に用いた率は当該年度の要望時に総務省から提示された率を用いた。
 なお、平成24年度及び25年度の付加価値割の率は、27年度要望時の数値を使用した。
- | | | | |
|--------|-----|----------|-----------|
| 平成24年度 | 積立額 | 15,209千円 | (積立者数9者) |
| 25年度 | 積立額 | 15,640千円 | (積立者数9者) |
| 26年度 | 積立額 | 26,304千円 | (積立者数10者) |

	平成 24 年度	25 年度	26 年度
法人税減収額	3,878 千円	3,988 千円	6,708 千円
法人住民税減収額	671 千円	690 千円	865 千円
法人事業税減収額	2,664 千円	2,739 千円	2,233 千円

なお、事前評価書に記載されている平成 25 年度及び 26 年度の減収額は、前回 26 年度要望時の見込推計値であり、上記は実績額を元にした推計値であるため数値が異なっている。

⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

平成 27 年度積立予定額として、8,324 千円が見込まれる。税目ごとに今年度要望の減収見込みの率を利用して、推計を行った。平成 27 年度積立金は全て法人税対象と仮定

積立予定額	8,324 千円（積立者数 10 者）
法人税減収額見込み	1,989 千円
法人住民税減収額見込み	257 千円
法人事業税減収額見込み	959 千円

なお、積立対象の特定施設が存在する鉱山の採掘権者等には個人も含まれるため、今後個人関係の税目が対象となる可能性はある。

平成 28 年度及び 29 年度は、27 年度とほぼ同額を見込んでいるが、実績額は近年変動しているため予測が大変難しい。これは、特定施設を使用した分（例：集積場に新規に集積された集積物の増加分）を毎年度算定式に挿入して計算を行っているため、採掘権者等の鉱業活動の結果に大きく依存するためである。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

本制度支援措置における達成目標は、事業者確実に鉱害防止積立金を積立てさせ、その積立金の中から取り崩した資金で、鉱害防止工事を確実に実施することであり、採掘権者等が積立てを 100%行うことが見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長 (国税 13・地方税 19 (自動運動))(法人税：義、所得税：外、法人住民税：義、個人住民税：外、事業税：義)			
2	要望の内容	金属鉱山等における将来の閉山後等の鉱害を防止するために金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、金属鉱山等の特定施設(坑道、集積場)の使用終了後に実施する必要がある鉱害防止事業の事業費についての積み立てが、当該鉱山の採掘権者等に義務付けられており、この積立金について損金算入を認める。 本制度は、平成 28 年 3 月 31 日が適用期限となっているため、2 年間期限を延長する。			
3	担当部局	商務流通保安グループ 鉱山・火薬類監理官付			
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月			
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度 昭和 51 年度 昭和 53 年度 昭和 55 年度 昭和 57 年度 昭和 59 年度 昭和 61 年度 昭和 63 年度 平成 2 年度 平成 4 年度 平成 6 年度	制度創設 2 年間延長 " " " " " " " " " "	平成 8 年度 平成 10 年度 平成 12 年度 平成 14 年度 平成 16 年度 平成 18 年度 平成 20 年度 平成 22 年度 平成 24 年度 平成 26 年度	2 年間延長 " " " " " " " " " "
6	適用又は延長期間	適用期限は、平成 28 年 3 月 31 日までであり 2 年間期間延長			
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。 《政策目的の根拠》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法 第一条 この法律は、金属鉱物等の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業（以下「金属鉱業等」という。）の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実かつ永続的な実施を図るため、使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金の制度を設けるとともに、使用済みのこれらの施設について鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関の制度を設けて鉱害を防止するための事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。		
		② 政策体系における政策目的の位置付	6. 保安・安全 6-1 産業保安		

		け																																									
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>金属鉱業等鉱害対策特別措置法による規制と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。</p>																																								
8	有効性等	① 適用数等	<p>(金額の単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">積立額</th> <th colspan="2">取戻額</th> <th rowspan="2">積立金残額</th> </tr> <tr> <th>施設数</th> <th>金額</th> <th>施設数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,839</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>29</td> <td>1,825</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>28</td> <td>26</td> <td>3</td> <td>139</td> <td>1,712</td> </tr> <tr> <td>27(見込)</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>187</td> <td>1,534</td> </tr> <tr> <td>28(見込)</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,542</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経済産業省調べ)</p>	年度	積立額		取戻額		積立金残額	施設数	金額	施設数	金額	24	18	15	0	0	1,839	25	20	16	2	29	1,825	26	28	26	3	139	1,712	27(見込)	21	8	3	187	1,534	28(見込)	21	8	0	0	1,542
年度	積立額		取戻額		積立金残額																																						
	施設数	金額	施設数	金額																																							
24	18	15	0	0	1,839																																						
25	20	16	2	29	1,825																																						
26	28	26	3	139	1,712																																						
27(見込)	21	8	3	187	1,534																																						
28(見込)	21	8	0	0	1,542																																						
		② 減収額	<p>平成22年度 4百万円</p> <p>平成23年度 4百万円</p> <p>平成24年度 5百万円</p> <p>平成25年度 4百万円</p> <p>平成26年度 2百万円</p> <p>平成27年度 2百万円(見込)</p> <p>平成28年度 2百万円(見込)</p> <p>(経済産業省調べ)</p>																																								
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>閉山後等において、鉱害防止準備金の取り崩しにより鉱害防止事業が確実に実施された。</p>																																								

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者等は存在せず、閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施されたことから目標は達成された。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>採掘権者等による閉山後等の鉱害防止事業が円滑に実施されず、鉱害の発生が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生のもたらした被害が軽減された。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>鉱害防止事業は、イタイイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積み立ては、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項に基づく法律上の義務である。また、同法第7条第2項に基づき、鉱害防止積立金の積み立ては、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)にしなければならず、税制面での損金算入措置は妥当である。</p> <p>なお、制度創設(昭和49年度)以来、40年経過したが、現在もなお稼働中の鉱山は存在するため、引き続き税制措置が必要である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>使用中の集積場等の施設の鉱害防止工事費の確保を支援する本制度の他に、鉱害防止工事が完了してもなお永続的に坑廃水が流出する場合に、以下の支援措置を実施。</p> <p>○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【予算措置】</p> <p>倒産等により、鉱害防止義務者が存在しない鉱山について、地方公共団体等が鉱害防止事業を実施する場合には国はその事業費の4分の3を補助する。</p> <p>○鉱害防止事業基金に充てるための掛金の損金算入の特例【租税特別措置法28条第1項第4号、法第66条の11第1項第4号、法第68条の95】</p> <p>鉱害防止義務者が存在する鉱山について、永続的に流出する坑廃水を処理するため金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき鉱害防止事業基金に採掘権者等が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>鉱害防止積立金の積み立てを行わず、企業倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、当該支援措置により、そうした事態を回避する</p>

			ことが可能となる。
10	有識者の見解		(参考) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議(昭和48年3月28日、衆議院商工委員会) 将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため、適確かつ厳格な指導監督を行うとともに、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討すること。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しに伴う所要の税制措置	行政機関名	経済産業省
税目	関連する税目		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しに伴う所要の税制措置 (国税14)(関連する税目:外)
2	要望の内容	再生可能エネルギーの特性や実態、エネルギーミックスにおける導入見通しを踏まえつつ、各電源間でバランスの取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう、固定価格買取制度の見直しを行い、これに伴う所要の税制措置を講じる。
3	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 固定価格買取制度は、再生可能エネルギーの推進の原動力となっている一方で、太陽光中心の導入が進んだ結果、国民負担増大の懸念や系統制約等の課題が顕在化。こうした課題があることから、再生可能エネルギーの導入の実態や、エネルギーミックスにおける導入見通しを踏まえて、各電源間でバランスのとれた再生可能エネルギーの最大限の導入、国民負担の抑制、長期安定的な電力供給の確保を実現するため、固定価格買取制度の見直しを行う。 《政策目的の根拠》 ○エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定) ○長期エネルギー需給見通し(平成27年7月)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5.エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 固定価格買取制度の見直し後の制度の円滑な実施。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 固定価格買取制度の見直し後の制度の円滑な実施が確保されること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 円滑な制度の実施を確保し、政策目標の実現を図る。
8	有効性等	① 適用数等 固定価格買取制度により発電事業を行う再生可能エネルギー発電事業者
		② 減収額 —

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～) 再生可能エネルギーの最大限の導入、国民負担の抑制、長期安定的な電力供給の確保を実現するために行う固定価格買取制度の見直しに伴い、必要となる所要の税制措置を講じるものであり、予算等の他の措置では適当ではなく、手段として必要最低限のものであるため、要望は妥当である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 28 年度～) 固定価格買取制度の見直しに伴って必要となる税制措置について整備を行うことにより、制度の円滑な実施を確保し、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度～) 固定価格買取制度の見直しに伴って必要となる税制措置について整備が行われなければ、制度の円滑な実施が困難となる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 28 年度～) —</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	再生可能エネルギーの最大限の導入拡大、国民負担の抑制、長期安定的な電力供給の確保を実現するために行う固定価格買取制度の見直しに伴い、必要となる所要の税制措置を講じるものであり、予算等の他の措置では適当ではなく、手段として必要最低限のものであるため、要望は妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	海外投資等損失準備金の延長	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成 26 年度における石油・天然ガスの自主開発比率 24.7%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「平成 27 年度以降についても（中略）本税制が自主開発比率の維持・向上に寄与することが想定される」等と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）

自主開発比率等の算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）は以下のとおり。

- (1) 石油・天然ガスの自主開発比率
 = (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量+国内生産量) ÷ (原油・天然ガスの輸入量+国内生産量)
 = (132.2万boe/d+6.8万boe/d) ÷ (555.8万boe/d+6.8万boe/d)
 =24.7%

【出典：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

- (2) 銅鉱石の自給率
 = (我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量+国内スクラップから得られるリサイクル地金等) ÷ 金属需要（地金製錬量）
 =905千トン÷1,541千トン
 =58.7%

【出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査】

- (3) 鉄鉱石の自主開発比率
 =鉄鋼ミル持分生産量÷全国鉄鉱石輸入量
 =24.1百万トン÷136.4百万トン
 =17.7%

【出典：一般社団法人日本鉄鋼連盟】

- (4) ウランの自主開発比率
 =自主開発鉱山からの総調達量÷総調達量
 =832トン÷5,554トン
 =15.0%

【企業ヒアリング結果】

- ⑩ 過去の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

平成23年度から25年度までの平均減収額は約60億円

一方、石油・天然ガスの自主開発比率は、平成23年度の22.6%から26年度には24.7%と着実に増加している。また、本税制の認定を受けた石油・天然ガスプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの概ね6~7割を一貫して占め、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与している。具体的には、本税制の認定を受けた石油・天然ガスプロジェクトのうち、例えば、A油田からの平成26年度の引取量は約85百万bblであり、我が国自主開発プロジェクトの約18%と大きな効果を上げている。

これらのことから、本税制には、税収減を是認するような効果が確認されている。

- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

平成28年度以降の平均減収見込額は約43億円

一方、石油・天然ガスの自主開発比率は、平成23年度の22.6%から26年度には24.7%と着実に増加している。また、本税制の認定を受けた石油・天然ガスプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの概ね6~7割を一貫して占め、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与している。具体的には、本税制の認定を受けた石油・天然ガスプロジェクトのうち、例えば、A油田からの平成26年度の原油の引取量は約85百万bblであり、我が国自主開発プロジェクトの約18%と大きな効果を上げている。また、平成27年度以降についても、例えば、本税制を利用したプロジェクトとしてB油田の生産段階への移行に伴い、26年度の引取量約5百万bbl（我が国自主開発プロジェクトの約1%）から将来的には25百万bbl（同約5%（26年度ベース））に増加する等、本税制が自主開発比率の維持・向上に寄与することが想定される。

これらのことから、本税制には、税収減を是認するような効果が見込まれている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資等損失準備金の延長 (国税15・地方税18(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義)
2	要望の内容	○海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投融資について、投資を行った内国法人に一定割合*の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。 ※積立割合:探鉱事業・・・90% 開発事業・・・30% ・平成28年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度 「海外投資損失準備金」の創設。開発段階の積立率を50%とする。 ・昭和45年度 「石油開発投資損失準備金」の新設。探鉱段階の積立率を50%とする。 ・昭和46年度 「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改組。探鉱段階の積立率を100%に引き上げ、開発段階の積立率を30%とする。 ・昭和48年度 「海外投資損失準備金」と「資源開発投資準備金」を統合し、「海外投資等損失準備金」とする。開発段階の積立率を50%に引き上げ。 ・昭和51年度 開発事業の積立率を40%に引き下げ。 ・平成10年度 開発段階の積立率を30%に引き下げ。 ・平成15年度 対象資源から水産動植物、採油に適する種子及び果実を削除。 ・平成16年度 対象事業から植林事業を削除。 ・平成18年度 対象資源から蛍石を削除。 ・平成22年度 探鉱段階の積立率を90%に引き下げ。対象資源から石炭及び木材を削除。 ・平成26年度 対象株式等の範囲から債権及び購入資源株式等を除外。
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー・鉱物資源は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国においてはそのほとんどを海外からの輸入に依存しており、国際市況の不安定化、探鉱・開発地域の地理的条件の悪化、政治的不安定要因等、脆弱な供給構造を抱えている現状にある。こうした脆弱性を克服するためには、長期にわたって海外からのエネルギー・鉱物資源の安定的な供給を確保する</p>

	<p>ことが重要である。このため、税制措置を通じたリスクの軽減とキャッシュフローの改善を図ることにより、我が国企業による自主的な資源探鉱・開発を促進することが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>◆「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月閣議決定)</p> <p>一. 日本産業再興プラン 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 (3)新たに講ずべき具体的施策 …資源の権益確保や北米等からの輸入の実現等による資源の供給源の多角化、供給安定化、運輸部門の燃料種の多様化などの各種施策を実行する。</p> <p>◆「日本再興戦略改訂」2014(平成26年6月閣議決定)</p> <p>一. 日本産業再興プラン 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 (3)新たに講ずべき具体的施策 ⑥LNG等の調達コストの低減 仕向地条項の緩和等によるLNG市場の柔軟化を推進するとともに、新たな共同調達の戦略的活用促進、北米等からのLNG供給の実現や権益獲得による供給源の多角化、資源輸送ルートが多様化への対応など、資源調達環境の改善を進める。</p> <p>◆「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定) ＜エネルギー基本計画における各資源の位置付け＞ 第2章 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針 第2節 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸 1. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な報告 (4)天然ガス ・石油と比べて地政学的リスクも相対的に低く、化石燃料の中で温室効果ガスの排出も最も少なく、発電においてはミドル電源の中心的な役割を果たしている重要なエネルギー源。 ・我が国は、現時点では、国際的には高い価格でLNGを調達しており、電源としての過度な依存を避けつつ、供給源多角化などによりコストの低減を進める必要がある。 (5)石油 ・幅広い燃料用途や化学製品など素材用途があり、ピーク電源及び調整電源として一定の機能を担っている。調達に係る地政学的リスクは最も大きいものの、可搬性が高く、全国供給網も整い、備蓄も豊富なことから、今後とも活用していく重要なエネルギー源。 ・供給源多角化、産油国協力、備蓄等の危機管理の強化や、原油の有効利用等を進めることが不可欠。 ＜エネルギー基本計画における資源・燃料政策の方向性＞ 第3章 長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策 第1節 安定的な資源確保のための総合的な施策の推進 化石燃料への依存が高まっている状況の中で、不安定性を増す国際的なエネルギー需給構造に応じ、将来の変化も視野に入れつつ、資源の確保</p>
--	--

		<p>を進めることは重要な課題である。①主要な資源を複数のものに分散させること、②それぞれの資源に関して、調達先の分散化や上流権益の確保、供給国との関係強化によって調達リスクを低下させることを通じて、資源の適切なポートフォリオを実現させ、安定的かつ経済的に資源を確保していく必要がある。</p> <p>2013年度には、米国、ロシア、サウジアラビア、UAE、カタール、カナダ、モザンビーク等を訪問した総理大臣を筆頭に積極的に資源国との資源外交を展開し、日本企業が関与する米国LNGプロジェクトの輸出許可の獲得やUAEにおける日本の自主開発油田権益の確保などの成果を挙げたところであり、引き続き安定的な資源確保を実現するための総合的な政策を推進する。</p> <p>◆「エネルギー基本計画」(平成22年6月閣議決定) 第1章 基本的視点 1. 総合的なエネルギー安全保障の強化 国産資源に恵まれない我が国の状況を勘案すれば、その多くを海外に依存する化石燃料については、自主開発の比率を中長期的に高めることが重要である。 第2章 2030年に目指すべき姿と政策の方向性 第3節 政策手法のあり方 本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置付けられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、国民負担を最小限としつつ、…… 第3章 目標実現のための取組 第1節 資源確保・安定供給強化への総合的取組 1. (1)基本的考え方 … 国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上に引き上げることを目指す。 ベースメタル(銅・亜鉛)については、海外資源開発やリサイクルによる供給源確保を含む自給率を2030年に80%以上とすることを旨とする。 1. (2)①(イ)我が国企業による上流権益獲得に対する支援 … JBICを通じたファイナンス支援、関連税制の活用等の各種施策を総動員し、短期的には、既に我が国企業が権益を取得済みのプロジェクトの確実な立ち上げに向けて、リスクマネー供給支援等を集中的に実施する。</p> <p>◆「資源確保戦略」(平成24年6月パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合報告) 第1章 総論 1. 世界的な資源確保競争の激化など資源・エネルギーを巡る国際情勢は益々厳しさを増している。資源の太宗を海外に依存している我が国にとって、産業基盤の維持・強化、経済の繁栄、国民生活の安寧のために、その安定的かつ安価な供給の確保に向けた体制の構築や取組の強化がより一層不可欠となっている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付	5. エネルギー・資源 5-1 資源・燃料

	け	<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (1) 石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年までに40%以上に引き上げる。 (2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源の安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%)。 ウランについては、ウラン燃料の安定確保の観点から、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 測定指標として、毎年度の自主開発比率等を用い、導入目標との達成度を測る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、探鉱・開発投資に対するリスクの軽減が図られ、また、キャッシュフロー改善効果も得られる。その結果、探鉱・開発投資が促進され、自主開発比率が向上することにより、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に寄与する。 本措置を利用して商業生産までに至ったプロジェクトからの石油・天然ガスの引取量は、我が国の自主開発プロジェクトの概ね6割を占め、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与しており、引き続き、本税制による措置は有効であると考えられる。 また、本措置を利用したプロジェクトとしてガラフ油田(イラク)の生産段階への移行等、今後も本税制が自主開発比率の向上に寄与することが想定される。</p> <p>○自主開発プロジェクトに占める当該税制利用プロジェクトの割合(引取量)</p> <table border="1" data-bbox="1489 981 2078 1045"> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>5年間平均値</th> </tr> <tr> <td>68.6%</td> <td>68.6%</td> <td>65.0%</td> <td>60.7%</td> <td>59.8%</td> <td>64.5%</td> </tr> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5年間平均値	68.6%	68.6%	65.0%	60.7%	59.8%	64.5%		
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5年間平均値											
68.6%	68.6%	65.0%	60.7%	59.8%	64.5%											
8 有効性等	① 適用数等	<p>①適用額(準備金積立額)</p> <p>(単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="1489 1141 2078 1204"> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度(見込)</th> <th>28年度(見込)</th> </tr> <tr> <td>446</td> <td>384</td> <td>176</td> <td>113</td> <td>223</td> <td>171</td> <td>169</td> </tr> </table> <p>(注1) 平成23~25年度については、「租税特別措置の適用実態調査」(財務省)の金額による。平成22、26年度については、申請企業に対するアンケート調査結果により把握した金額。平成27、28年度については、前3年度の平均値(推計)。 (注2) 適用額の動向については、プロジェクトの進捗状況や大型プロジェクトの生産段階への移行等の影響により変動する可能性がある。また、見込については、申請企業が現時点で計画している投資計画に基づく金額であり、今後の資源価格の動向や探鉱・開発作業の進捗状況等により投資計画の見直しが行われる場合があり、その影響により変動することがあり得る。</p>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)	446	384	176	113	223	171	169
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(見込)	28年度(見込)										
446	384	176	113	223	171	169										

	<p>②適用企業数 (単位:社)</p> <table border="1"> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> <tr> <td>11</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>(注1) 平成23～25年度については、「租税特別措置の適用実態調査」(財務省)の数値による。平成22、26年度については、申請企業に対するアンケート調査結果により把握した数値。平成27、28年度については、前3年度の平均値(推計)。 (注2) 適用企業の動向については、プロジェクトの進捗状況や大型プロジェクトの生産段階への移行等の影響により変動する可能性がある。また、見込については、申請企業が現時点で計画している投資計画に基づく数値であり、今後の資源価格の動向や探鉱・開発作業の進捗状況等により投資計画の見直しが行われる場合があり、その影響により変動することがあり得る。</p> <p>③探鉱・開発プロジェクトへの投資に係る認定件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> <tr> <td>44</td> <td>44</td> <td>45</td> <td>32</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>33</td> </tr> </table> <p>(注1)平成22～26年度については、経済産業省による認定実績値。同一申請者の複数利用を含む。また、複数企業による共同申請の場合は個社ごとに件数を計上。平成27、28年度については、前3年度の平均値(推計)。 (注2)認定件数の動向については、プロジェクトの進捗状況や大型プロジェクトの生産段階への移行等の影響により変動する可能性がある。また、見込については、申請企業が現時点で計画している投資計画に基づく数値であり、今後の資源価格の動向や探鉱・開発作業の進捗状況等により投資計画の見直しが行われる場合があり、その影響により変動することがあり得る。</p> <p>④利用企業 平成25年度における利用業種については、以下のとおりとなっている。</p> <table border="1"> <tr> <th>業種名</th> <th>25年度</th> </tr> <tr> <td>鉱業</td> <td>3社</td> </tr> <tr> <td>公益事業</td> <td>8社</td> </tr> <tr> <td>石油製品</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>12社</td> </tr> </table> <p>(注)「租税特別措置の適用実態調査」(財務省)より作成。</p> <p>なお、本準備金は、我が国における資源の安定供給を図ることにより資源の自主開発比率の向上を目的として、海外で資源の探鉱・開発事業を行う内国法人に対して事業失敗等による損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認める制度であり、適用を受ける場合には経済産業大臣の認定を受ける等、適用基準も明確に定められている。このような制度目的に鑑みて、想定外に適用数の僅少性、適用数の偏りはないものと思料する。</p>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (見込)	28年度 (見込)	11	14	10	12	7	10	10	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (見込)	28年度 (見込)	44	44	45	32	31	36	33	業種名	25年度	鉱業	3社	公益事業	8社	石油製品	1社	総計	12社
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																
	11	14	10	12	7	10	10																																
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																
	44	44	45	32	31	36	33																																
	業種名	25年度																																					
	鉱業	3社																																					
	公益事業	8社																																					
	石油製品	1社																																					
	総計	12社																																					
<p>② 減収額</p> <p>○減収額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>49</td> <td>110</td> <td>48</td> <td>23</td> <td>57</td> <td>41</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>(注1)平成22年度については、「租税特別措置法の規定による増減収試算(積算根拠)」、平成23～25年度については、「租税特別措置の適用実態調査」に基づく財務省又は総務省による推計値。平成26～28年度の推計方法については、法人税額は各年度の準備金積立額の見込額に税率(25.5%又は23.9%)を乗じて算出、法人住民税額は各年度の法人税額の見込額に税率(17.3%又は12.9%)を乗じて算出。</p>		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	法人税	49	110	48	23	57	41	40	法人住民税	-	20	8	5	10	5	5															
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																
法人税	49	110	48	23	57	41	40																																
法人住民税	-	20	8	5	10	5	5																																

	<p>(注2) 見込については、申請企業が現時点で計画している投資計画に基づく準備金積立に基づく試算であり、今後の資源価格の動向や探鉱・開発作業の進捗状況等により投資計画の見直しが行われる場合があり、その影響により変動することがあり得る。 ※平成25年度の減収額について、前回要望時(平成26年度要望)の減収額(見込み)110億円と今回要望時(平成28年度要望)の減収額(財務省推計値)23億円との差の要因として、プロジェクトの進捗状況等による投資計画の見直し等の影響が考えられる。</p>																														
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22～26年度) ○自主開発比率の推移 (単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> <tr> <td>石油・天然ガス 自主開発比率 (注1)</td> <td>23.5</td> <td>22.6</td> <td>22.1</td> <td>23.3</td> <td>24.7</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石 自給率 (注2)</td> <td>52.5</td> <td>54.2</td> <td>56.3</td> <td>58.7</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石 自主開発比率</td> <td>20.3</td> <td>20.8</td> <td>19.6</td> <td>17.6</td> <td>17.7</td> </tr> <tr> <td>ウラン 自主開発比率</td> <td>12.5</td> <td>16.7</td> <td>21.7</td> <td>18.5</td> <td>15.0</td> </tr> </table> <p>(注1) 自主開発比率 = (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量+国内生産量) ÷ (原油・天然ガスの輸入量+国内生産量) 自主開発比率は、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。 (注2) 自給率は、基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率は、平成26年度には24.7%と順調に伸びている。 鉱山開発は初期探鉱から操業までに10年～15年程度の期間を要する。また、鉱石等の輸入量は景気動向により大きく左右されることから、自主開発比率は常に向上していくというわけではないが、長期的には着実に増加傾向にある。</p>		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	石油・天然ガス 自主開発比率 (注1)	23.5	22.6	22.1	23.3	24.7	銅鉱石 自給率 (注2)	52.5	54.2	56.3	58.7	集計中	鉄鉱石 自主開発比率	20.3	20.8	19.6	17.6	17.7	ウラン 自主開発比率	12.5	16.7	21.7	18.5	15.0
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																									
	石油・天然ガス 自主開発比率 (注1)	23.5	22.6	22.1	23.3	24.7																									
	銅鉱石 自給率 (注2)	52.5	54.2	56.3	58.7	集計中																									
	鉄鉱石 自主開発比率	20.3	20.8	19.6	17.6	17.7																									
	ウラン 自主開発比率	12.5	16.7	21.7	18.5	15.0																									
	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～29年度) (1)石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率は、平成26年度には24.7%と順調に伸びている。本措置を利用して商業生産までに至ったプロジェクトからの石油・天然ガスの引取量は、我が国の自主開発プロジェクトの概ね6割を占め、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与しており、引き続き、本税制による措置は有効であると考えられる。 今後、平成27年度以降についても、本税制を利用したプロジェクトとしてガラフ油田(イラク)の生産段階への移行等、本税制が自主開発比率の維持・向上に寄与することが想定される。</p>																														

		<p>○自主開発プロジェクトに占める当該税制利用プロジェクトの割合(引取量)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>5年間 平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>68.6%</td> <td>68.6%</td> <td>65.0%</td> <td>60.7%</td> <td>59.8%</td> <td>64.5%</td> </tr> </tbody> </table>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5年間 平均値	68.6%	68.6%	65.0%	60.7%	59.8%	64.5%
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5年間 平均値									
68.6%	68.6%	65.0%	60.7%	59.8%	64.5%									
		<p>(2)金属鉱物</p> <p>非鉄金属は、本税制を活用したプロジェクトは自主開発プロジェクトの8割以上を占め、自給率は平成22年度53%だったものが、平成25年度には59%に上昇している。</p> <p>鉄鉱石は、平成19年以降、自主開発権益比率は概ね20%前後で推移している。ナミザ社(ブラジル)は今後より競争力の高い鉱山との統合が平成26年12月に合意されており、同鉱山における保有権益数量の増加が見込まれ、これにより自主開発比率はさらに上昇する効果が見込まれる。</p> <p>ウランについては、自主開発権益比率は一時的に低下しているものの、今後、本税制の認定を受けたプロジェクトの生産開始が予定されており、自主開発比率の更なる上昇が見込まれる。</p>												
		<p>※過去の実績については、《政策目的の実現状況》を参照のこと。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22～29年度)</p> <p>準備金を積み立てることができなくなり、投資として課税所得の対象となることから、キャッシュフローの改善効果を得ることができず、企業の資金調達負担が増加することで、企業の探鉱・開発投資を抑制することとなる。その結果、自主権益が減少するとともに自主開発比率や自給率の向上が困難となるおそれがある。</p>												
		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成29年度)</p> <p>探鉱・開発投資が促進され、自主開発比率等が維持・向上するとともに、特定の地域からの購入の依存度が低下すること等により、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に寄与する効果があった。また、自主開発比率等の維持・向上によって、購入先からの価格引き上げ要請に対して一定の抑止力を持つことが可能となり、資源燃料価格の上昇抑止効果・低減効果も考えられる。</p>												
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱・開発事業に投資を行う我が国企業に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図ることにより、我が国企業の探鉱・開発投資を促進するものである。</p> <p>また、本税制は税法上の要件を満たすことにより利用できる制度であり、我が国企業による資源の探鉱・開発投資を促進させる制度として、補助金等より中立で予見可能性があることから政策手段としての確である。</p>												
		<p>② 他の支援措置や義務付け等</p> <p>当該施策以外の税制措置としては、鉱業所得の課税の特例制度(探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控</p>												

		との役割分担	<p>除(減耗控除制度))がある。</p> <p>海外投資等準備金は、資源の探鉱・開発段階における投資リスクを軽減する制度であり、企業の莫大な投資費用のリスクの平準化を図ることにより、資源の探鉱・開発投資を促進することを目的とした制度である。</p> <p>一方、減耗控除制度は減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている鉱業の特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで継続的な生産を確保する制度である。</p> <p>なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金の適用は租税特別措置法上認められていない(租税特別措置法第58条第14項)。</p> <p>予算措置は特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を支援するものであり、以下がある。</p> <p>(1)石油・天然ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外の天然ガス資産買収、開発・液化出資 <p>(2)金属鉱物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資 ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業(補助金)
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における石油・天然ガスの自主開発比率24.7%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる」等と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

③ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合が「準備金積立額」89.3%、「特別控除額」98.2%（平成25年度）となっているが、前回要望時に9社（過去3年平均）が利用していた石油鉱業の適用額に占める割合は「準備金積立額」が83%（過去3年平均）、「特別控除額」が82%（過去3年平均）となっており、25年度における上位10社の適用額が80%を超えているのは、従前（想定）どおりの数値であり、想定外に特定の者に偏っていないと考える。さらに、平成25年度の所得が100億円以上の企業は10社のみであるため、所得規模からも準備金積立及び探鉱費支出の大部分を上位10社が占めていることに不自然さはないと考える。

なお、石油鉱業と非鉄・非金属鉱業では1社当たりの平均適用額に10倍以上の差があるため、租特透明化法に基づき把握される上位10社（会社名は非公開）は、ほぼ石油鉱業で占められると推定される。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）

自主開発比率等の算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）は以下のとおり。

(1) 石油・天然ガスの自主開発比率

$$\begin{aligned} &= (\text{我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量} + \text{国内生産量}) \div (\text{原油・天然ガスの輸入量} + \text{国内生産量}) \\ &= (132.2 \text{ 万 boe/d} + 6.8 \text{ 万 boe/d}) \div (555.8 \text{ 万 boe/d} + 6.8 \text{ 万 boe/d}) \\ &= 24.7\% \end{aligned}$$

【出典：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

(2) 銅鉱石の自給率

$$\begin{aligned} &= (\text{我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量} + \text{国内スクラップから得られるリサイクル地金}) \div \text{金属需要（地金製錬量）} \\ &= 905 \text{ 千トン} \div 1,541 \text{ 千トン} \\ &= 58.7\% \end{aligned}$$

【出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査】

(3) 鉄鉱石の自主開発比率

$$\begin{aligned} &= \text{鉄鋼ミル持分生産量} \div \text{全国鉄鉱石輸入量} \\ &= 24.1 \text{ 百万トン} \div 136.4 \text{ 百万トン} \\ &= 17.7\% \end{aligned}$$

【出典：一般社団法人日本鉄鋼連盟】

(4) ウランの自主開発比率

$$= \text{自主開発鉱山からの総調達量} \div \text{総調達量}$$

$$= 832 \text{ トン} \div 5,554 \text{ トン}$$

$$= 15.0\%$$

【企業ヒアリング結果】

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

平成23年度から26年度までの平均減収額は、172億円（法人税）。一方で石油・天然ガスの自主開発比率は平成23年度の22.6%から26年度には24.7%に、銅鉱石の自給率は23年度の54.2%から25年度には58.7%と着実に増加している。

また、本税制を利用して探鉱を実施してきた結果、当初見込まれていた鉱山寿命を超えて生産活動を維持している国内A鉱山の例では、平成26年度には約13億円の探鉱費を支出して探鉱活動を実施しているが、新鉱床探鉱費の特別控除による減収額4.4億円以上に法人住民税及び鉱産税5.7億円を納税しており、鉱山操業の継続に伴い税収減を是認するような効果が確認されている。

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

平成28年度以降の平均減収見込額は、約171億円（法人税）。平成26年度に開山したカセロネス鉱山（チリ）の銅精鉱（銅量）生産量は、フル生産時には年間約15万トン（日本の年間銅輸入量の約11%相当）であり、本税制措置の適用により将来継続的な探鉱活動が実施され当該鉱山が生産量が維持された場合には、自給率の向上に大きく貢献することが見込まれている。

また、本税制を利用して探鉱を実施してきた結果、当初見込まれていた鉱山寿命を超えて生産活動を維持している国内A鉱山では、平成28年度以降も継続して探鉱を実施する予定。当該鉱山では平成26年度には約13億円の探鉱費を支出して探鉱活動を実施しているが、新鉱床探鉱費の特別控除による減収額4.4億円以上に法人住民税及び鉱産税5.7億円を納税しており、引き続き探鉱を実施し、鉱山操業を継続することで税収減を是認するような効果が期待される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(国税16・地方税16(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義、個人住民税:外)
2	要望の内容	国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。 平成28年3月31日で適用期限の到来する本制度について、所要の見直しを行ったうえで、適用期限を3年間延長する。 本邦企業における法人税法上の役員数の減少(執行役員の増加)、探鉱期間が長期化している現状等を踏まえ、探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、準備金積立期間等について所要の見直しを行う。 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金の拡充内容) ・準備金積立期間(現行3年間)を5年間に延長する。 (海外探鉱準備金の拡充内容) ・海外鉱山(自主開発法人)への役員派遣要件(現行法人税法上の役員)を緩和する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間) 昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除) 昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%) 昭和52年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準:14%→13%) 平成10年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準:13%→12%) 平成25年度 延長(3年間) 拡充(国内鉱業者に準ずる者) 縮減(海外探鉱準備金所得金額基準:50%→40%) 平成28年度 延長要望3年間及び拡充要望
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○石油・天然ガスの安定供給確保 石油・天然ガスは、東日本大震災以降、火力発電の主要な燃料として需要が増加していることから、これまで以上に我が国民間企業による自主開発の促進を通じて、石油・天然ガスの安定的かつ安価な供給の確保を図る。 ○鉱物資源の安定供給確保 金属鉱物資源は、我が国の産業活動を支える基礎物資であり、資源の乏しい我が国において、その確保は我が国の国際競争力に直結するため、中長期的かつ持続的な鉱物資源の安定供給の確保を図る。

《政策目的の根拠》
◆「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月閣議決定) 一. 日本産業再興プラン 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 (3)新たに講ずべき具体的施策 …資源の権益確保や北米等からの輸入の実現等による資源の供給源の多角化、供給安定化、運輸部門の燃料種の多様化などの各種施策を実行する。
◆「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月閣議決定) 一. 日本産業再興プラン 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 (3)新たに講ずべき具体的施策 ⑩LNG等の調達コストの低減 仕向地条項の緩和等によるLNG市場の柔軟化を推進するとともに、新たな共同調達の戦略的活用促進、北米等からのLNG供給の実現や権益獲得による供給源の多角化、資源輸送ルートが多様化への対応など、資源調達環境の改善を進める。 中短期工程表「立地競争力の更なる強化⑩」 日本企業の探鉱・開発事業への参画支援等による供給源の多角化
◆「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定) 三. 国際展開戦略 2. 海外市場獲得のための戦略的取組 ①インフラ輸出・資源確保 ○安定的かつ安価な資源の確保の推進 ・エネルギー・鉱物資源の確保に向けて、「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」も踏まえ、北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続するとともに、リスクマネー供給等による供給源の多角化を進める。また、「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」の着実な実施、本年9月の「第2回LNG産消会議」を通じたLNG消費国の連携強化、LNG先物市場についての検討等を進める。 ・資源権益の更新・新規獲得のため、資源国に対し、技術協力(相手国政府が一部負担するODA卒業国等を対象としたコスト・シェア技術協力を含む。)等の幅広い分野で協力関係を強化する。
◆「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定) 第2章 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針 第2節 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸 1. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な報告 (4)天然ガス ・石油と比べて地政学的リスクも相対的に低く、化石燃料の中で温室効果ガスの排出も最も少なく、発電においてはミドル電源の中心的な役割を果たしている重要なエネルギー源。 ・我が国は、現時点では、国際的には高い価格でLNGを調達しており、電源としての過度な依存を避けつつ、供給源多角化などによりコストの低減を進める必要がある。

	<p>(5)石油</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い燃料用途や化学製品など素材用途があり、ピーク電源及び調整電源として一定の機能を担っている。調達に係る地政学的リスクは最も大きいものの、可搬性が高く、全国供給網も整い、備蓄も豊富なことから、今後とも活用していく重要なエネルギー源。 供給源多角化、産油国協力、備蓄等の危機管理の強化や、原油の有効利用等を進めることが不可欠。 <p>第3章 長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>第1節 安定的な資源確保のための総合的な施策の推進</p> <p>化石燃料への依存が高まっている状況の中で、不安定性を増す国際的なエネルギー需給構造に応じ、将来の変化も視野に入れつつ、資源の確保を進めることは重要な課題である。①主要な資源を複数ものに分散させること、②それぞれの資源に関して、調達先の分散化や上流権益の確保、供給国との関係強化によって調達リスクを低下させることを通じて、資源の適切なポートフォリオを実現させ、安定的かつ経済的に資源を確保していく必要がある。</p> <p>2013年度には、米国、ロシア、サウジアラビア、UAE、カタール、カナダ、モザンビーク等を訪問した総理大臣を筆頭に積極的に資源国との資源外交を展開し、日本企業が関与する米国LNGプロジェクトの輸出許可の獲得やUAEにおける日本の自主開発油田権益の確保などの成果を挙げたところであり、引き続き安定的な資源確保を実現するための総合的な政策を推進する。</p> <p>◆「エネルギー基本計画」(平成22年6月閣議決定)</p> <p>第1章 基本的視点</p> <p>1. 総合的なエネルギー安全保障の強化</p> <p>国産資源に恵まれない我が国の状況を勘案すれば、その多くを海外に依存する化石燃料については、自主開発の比率を中長期的に高めることが重要である。</p> <p>第2章 2030年に目指すべき姿と政策の方向性</p> <p>第3節 政策手法のあり方</p> <p>本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置付けられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、国民負担を最小限としつつ、……</p> <p>第3章 目標実現のための取組</p> <p>第1節 資源確保・安定供給強化への総合的取組</p> <p>1. (1)基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> …国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上に引き上げることを目指す。 ベースメタル(銅・亜鉛)については、海外資源開発やリサイクルによる供給源確保を含む自給率を2030年に80%以上とすることを目指す。 <p>1. (2)①(イ)我が国企業による上流権益獲得に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> …JBICを通じたファイナンス支援、関連税制の活用等の各種施策を総動員し、短期的には、既に我が国企業が権益を取得済みのプロジェクトの確実な立ち上げに向けて、リスクマネー供給支援等を集中的に実施する。 <p>◆「資源確保戦略」(平成24年6月パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会</p>
--	---

	<p>合報告)</p> <p>第1章 総論</p> <p>1. 世界的な資源確保競争の激化など資源・エネルギーを巡る国際情勢は益々厳しさを増している。資源の太宗を海外に依存している我が国にとって、産業基盤の維持・強化、経済の繁栄、国民生活の安寧のために、その安定的かつ安価な供給の確保に向けた体制の構築や取組の強化がより一層不可欠となっている。</p>
②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>5. エネルギー・環境</p> <p>5-1 資源・燃料</p>
③	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(1)石油・天然ガス</p> <p>我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年までに40%以上に引き上げる。</p> <p>※自主開発比率</p> $= (\text{我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量} + \text{国内生産量}) \div (\text{原油・天然ガスの輸入量} + \text{国内生産量})$ <p>(2)金属鉱物</p> <p>我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%)。</p> <p>※自給率: 基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>(1)石油・天然ガス</p> <p>測定指標として、毎年度の自主開発比率を用い、導入目標との達成度を測る。</p> <p>(2)金属鉱物</p> <p>測定指標として、毎年度の自給率を用い、導入目標との達成度を測る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、操業により得た収益の一部を新たな探鉱活動の費用に充てるための準備金として積立て、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(=鉱業資本を回収)することが可能となり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進めていくことが可能となる。その結果、我が国企業の探鉱活動が維持・向上され、長期的な自主開発比率の向上につながり、我が国への資源エネルギーの安定供給確保に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>○準備金積立額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> <th>H26FY (見込)</th> <th>H27FY (見込)</th> <th>H28FY (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>(38) 44</td> <td>(31) 42</td> <td>(35) 42</td> <td>43</td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金(億円)</td> <td>(391) 500</td> <td>(321) 776</td> <td>(344) 652</td> <td>643</td> <td>690</td> <td>662</td> </tr> </tbody> </table> <p>○特別控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> <th>H26FY (見込)</th> <th>H27FY (見込)</th> <th>H28FY (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(億円)</td> <td>(166) 170</td> <td>(242) 258</td> <td>(204) 302</td> <td>243</td> <td>268</td> <td>271</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典： ①H23～H25FY： 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ②H23～H25FY()：「H25FY 要望時見込(事業者に対するアンケート調査)」 ③H26～H28FY：前3年度の平均値(推計)</p> <p>○利用業種 平成25年度における利用業種については、以下のとおりとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱業</td> <td>29社</td> </tr> <tr> <td>石油製品製造業</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>窯業又は土石製品製造業</td> <td>8社</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属製造業</td> <td>2社</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>42社</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」(財務省)より作成。</p> <p>※本制度は、国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度であり、このような制度目的に鑑みて、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではなく、適用に偏りも無いと考える。</p>		H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)	適用件数(件)	(38) 44	(31) 42	(35) 42	43	42	42	探鉱準備金又は海外探鉱準備金(億円)	(391) 500	(321) 776	(344) 652	643	690	662		H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)	適用件数(件)	16	20	21	19	20	20	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(億円)	(166) 170	(242) 258	(204) 302	243	268	271	業種名	適用企業数	鉱業	29社	石油製品製造業	1社	化学工業	1社	窯業又は土石製品製造業	8社	非鉄金属製造業	2社	卸売業	1社	総数	42社
			H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)																																																					
適用件数(件)	(38) 44	(31) 42	(35) 42	43	42	42																																																							
探鉱準備金又は海外探鉱準備金(億円)	(391) 500	(321) 776	(344) 652	643	690	662																																																							
	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)																																																							
適用件数(件)	16	20	21	19	20	20																																																							
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(億円)	(166) 170	(242) 258	(204) 302	243	268	271																																																							
業種名	適用企業数																																																												
鉱業	29社																																																												
石油製品製造業	1社																																																												
化学工業	1社																																																												
窯業又は土石製品製造業	8社																																																												
非鉄金属製造業	2社																																																												
卸売業	1社																																																												
総数	42社																																																												
② 減収額	<p>○探鉱準備金又は海外探鉱準備金積立に伴う減収額 (億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> <th>H26FY (見込)</th> <th>H27FY (見込)</th> <th>H28FY (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>44</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>43</td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>144</td> <td>210</td> <td>161</td> <td>172</td> <td>181</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>26</td> <td>34</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>35</td> <td>56</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>49</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table>		H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)	適用件数(件)	44	42	42	43	42	42	法人税	144	210	161	172	181	171	法人住民税	26	34	29	30	31	30	法人事業税	35	56	46	46	49	47																									
	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)																																																							
適用件数(件)	44	42	42	43	42	42																																																							
法人税	144	210	161	172	181	171																																																							
法人住民税	26	34	29	30	31	30																																																							
法人事業税	35	56	46	46	49	47																																																							

		○新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に伴う減収額 (億円)																																									
		H23FY	H24FY	H25FY	H26FY (見込)	H27FY (見込)	H28FY (見込)																																				
適用件数(件)		16	20	21	19	20	20																																				
法人税		51	70	(61) 75	66	70	70																																				
法人住民税		9	11	(11) 13	11	12	12																																				
法人事業税		12	18	(20) 21	17	19	19																																				
<p>※出典： ①H23～H25FY： 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) ②H25FY()： 「H25FY 要望時見込(財務省試算及び事業者に対するアンケート調査)」 ③H26～H28FY：前3年度の平均値(推計) ④個人事業者(所得税)の利用実績なし。(事業者に対するアンケート調査)</p> <p>※平成25年度要望時の想定減収額と比較して、国税及び地方税ともに大きな乖離は生じていない。</p>																																											
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22～26年度) (自主開発比率の推移) (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> <th>H26FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油・天然ガス 自主開比率(注1)</td> <td>23.5</td> <td>22.6</td> <td>22.1</td> <td>23.3</td> <td>24.7</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石 自給率(注2)</td> <td>52.5</td> <td>54.2</td> <td>56.3</td> <td>58.7</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石 自主開発比率</td> <td>20.3</td> <td>20.8</td> <td>19.6</td> <td>17.6</td> <td>17.7</td> </tr> <tr> <td>ウラン 自主開発比率</td> <td>12.5</td> <td>16.7</td> <td>21.7</td> <td>18.5</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>石炭 自主開発比率</td> <td>44.0</td> <td>47.0</td> <td>50.6</td> <td>54.9</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 自主開発比率 = (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量 + 国内生産量) ÷ (原油・天然ガスの輸入量 + 国内生産量) 自主開発比率については、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、これまでの原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。 (注2) 自給率は、基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p> <p>鉱山開発は初期探鉱から操業までに10年～15年程度の期間を要する。また、鉱石等の輸入量は景気動向により大きく左右されることから、自主開発比率は常に向上していくというわけではないが、長期的には着実に増加傾向にある。</p>							H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY	石油・天然ガス 自主開比率(注1)	23.5	22.6	22.1	23.3	24.7	銅鉱石 自給率(注2)	52.5	54.2	56.3	58.7	集計中	鉄鉱石 自主開発比率	20.3	20.8	19.6	17.6	17.7	ウラン 自主開発比率	12.5	16.7	21.7	18.5	15.0	石炭 自主開発比率	44.0	47.0	50.6	54.9	集計中
	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY																																						
石油・天然ガス 自主開比率(注1)	23.5	22.6	22.1	23.3	24.7																																						
銅鉱石 自給率(注2)	52.5	54.2	56.3	58.7	集計中																																						
鉄鉱石 自主開発比率	20.3	20.8	19.6	17.6	17.7																																						
ウラン 自主開発比率	12.5	16.7	21.7	18.5	15.0																																						
石炭 自主開発比率	44.0	47.0	50.6	54.9	集計中																																						

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22~30年度)</p> <p>○石油・天然ガス</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率は、平成26年度には24.7%と順調に伸びており、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。</p> <p>○金属鉱物</p> <p>我が国の銅鉱石の自給率は平成22年度53%だったものが、平成25年度には、59%に上昇している。また、平成26年度に開山したカセロネス鉱山(チリ)が本制度の利用を開始しており、本制度により、自給率はさらに向上すると見込まれる。</p> <p>鉄鉱石は、平成19年以降、自主開発権益比率は概ね20%前後で推移している。ナミザ社(ブラジル)は今後より競争力の高い鉱山との統合が平成26年12月に合意されており、同鉱山における保有権益数量の増加が見込まれ、これにより自主開発比率はさらに上昇する効果が見込まれる。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22~30年度)</p> <p>延長されなかった場合、新たな探鉱活動に備えた準備金を十分に積み立てることができず、企業の探鉱活動が縮小(新鉱床探鉱費が減少)し、その結果、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填することが出来なくなることがある。また、拡充されなかった場合には、自主開発比率等の向上に資する新規案件の適用は見込めなくなるとともに、コーポレート・ガバナンス強化の流れの中、既存案件の維持も困難となるおそれがある。その結果、自主権益が減少するとともに自主開発比率や自給率の目標達成が困難となるおそれがある。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22~30年度)</p> <p>平成25年度の制度改正の結果、平成26年度に開山したカセロネス鉱山(チリ)が新たに本制度の利用を開始する等、探鉱開発投資が促進され、自主開発比率が維持・向上し、我が国への資源エネルギーの安定供給の確保に寄与する効果があった。</p> <p>また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p> <p>なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保するためには、2030年に向けて引き続き自主開発比率等の向上が必要。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性のあることから、政策手段としての確。</p>

	② 他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 と の 役 割 分 担	<p>本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(=鉱業資本を回収)することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めていく上で必要不可欠な制度である。</p> <p>本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。</p> <p>なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(措置法第58条第14項)。</p> <p>予算措置は特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を支援するものであり、以下がある。</p> <p>(1)石油・天然ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 <p>(2)金属鉱物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資・債務保証 ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業(補助金)
	③ 地 方 公 共 団 体 が 協 力 す る 相 当 性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の延長	行政機関名	経済産業省
税目	印紙税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（仮施設の整備数）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかになっていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「平成23年度の事業開始から平成26年度末まで（中略）577箇所仮施設を整備」と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

独立行政法人中小企業基盤整備機構からのヒアリングによれば、平成 23 年度 279 か所、24 年度 243 か所、25 年度 41 か所、26 年度 14 か所となっている。

⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

○ 前提条件：

- ・ 延べ床面積＝約 400 ㎡（自治体整備要望平均）
- ・ 年度別の施設整備見込み＝独立行政法人中小企業基盤整備機構からのヒアリングによれば、平成 23 年度 279 か所、24 年度 243 か所、25 年度 41 か所、26 年度 14 か所
- ・ 固定資産税評価額＝3,600 万円（実績平均）

(1) 印紙税（国税）

平成 23 年度→ $(15,000+200) \times 279$ か所＝424 万円
 24 年度→ $(15,000+200) \times 243$ か所＝369 万円
 25 年度→ $(15,000+200) \times 41$ か所＝62 万円
 26 年度→ $(10,000+200) \times 14$ か所＝14 万円

※ 施設の建築発注契約に係る印紙税は、5 千万円弱程度の契約として 15,000 円（平成 26 年度は 10,000 円）。また、市町村への施設無償譲渡に係る印紙税は 200 円

(2) 登録免許税（国税）

平成 23 年度→ $4 \text{ 万円} \times 400 \text{ ㎡} \times 0.4\% \times 279 \text{ 件} = 1,786 \text{ 万円}$
 24 年度→ $4.1 \text{ 万円} \times 400 \text{ ㎡} \times 0.4\% \times 243 \text{ 件} = 1,594 \text{ 万円}$
 25 年度→ $4.1 \text{ 万円} \times 400 \text{ ㎡} \times 0.4\% \times 41 \text{ 件} = 269 \text{ 万円}$
 26 年度→ $4.1 \text{ 万円} \times 400 \text{ ㎡} \times 0.4\% \times 14 \text{ 件} = 92 \text{ 万円}$

※ 課税標準（平成 23 年度）約 4 万円/㎡、（24 年度～26 年度）約 4.1 万円/㎡

※ 登録免許税の課税標準について、平成 23 年度は、青森、盛岡、仙台、福島、水戸の各法務局の定める新築建物課税標準価格認定基準表に定める単価の平均値。また、平成 24 年度以降は、盛岡、仙台、福島の各法務局の定める新築建物課税標準価格認定基準表に定める単価の平均値

(3) 不動産取得税（地方税）

平成 23 年度→ $3,600 \text{ 万円} \times 4\% \times 279 \text{ 件} = 4 \text{ 億 } 176 \text{ 万円}$
 24 年度→ $3,600 \text{ 万円} \times 4\% \times 243 \text{ 件} = 3 \text{ 億 } 4,992 \text{ 万円}$
 25 年度→ $3,600 \text{ 万円} \times 4\% \times 41 \text{ 件} = 5,904 \text{ 万円}$
 26 年度→ $3,600 \text{ 万円} \times 4\% \times 14 \text{ 件} = 2,016 \text{ 万円}$

(4) 固定資産税（地方税）

平成 23 年度（24.1.1）→ $3,600 \text{ 万円} \times 1.4\% \times 279 \text{ 件} = 1 \text{ 億 } 4,062 \text{ 万円}$

24 年度（25.1.1）→ $3,600 \text{ 万円} \times 1.4\% \times 243 \text{ 件} = 1 \text{ 億 } 2,247 \text{ 万円}$

25 年度（26.1.1）→ $3,600 \text{ 万円} \times 1.4\% \times 41 \text{ 件} = 2,066 \text{ 万円}$

26 年度（27.1.1）→ $3,600 \text{ 万円} \times 1.4\% \times 14 \text{ 件} = 706 \text{ 万円}$

(5) 都市計画税（地方税）

平成 23 年度（24.1.1）→ $3,600 \text{ 万円} \times 0.3\% \times 279 \text{ 件} = 3,013 \text{ 万円}$

24 年度（25.1.1）→ $3,600 \text{ 万円} \times 0.3\% \times 243 \text{ 件} = 2,624 \text{ 万円}$

25 年度（26.1.1）→ $3,600 \text{ 万円} \times 0.3\% \times 41 \text{ 件} = 443 \text{ 万円}$

26 年度（27.1.1）→ $3,600 \text{ 万円} \times 0.3\% \times 14 \text{ 件} = 151 \text{ 万円}$

なお、算定根拠について精査を行ったため、事前評価書に記載の金額と相違している。

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

これまでの市町村からの要望について、要望箇所数 586 件のうち、584 件が着工済み、進捗率は 99.7%程度であり、本租税特別措置により税負担が減少することで、仮施設整備事業が著しく進捗していることから、当該要望のあった市町村における中小企業の事業再開への過程としての早期の事業再開が可能となったものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長 (国税18)(印紙税:外、登録免許税:外) (地方税17)(不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外)
2	要望の内容	独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が中小機構法第15条第1項第13号に基づき行う業務のうち、施設を無償貸与、無償譲渡するものに係る業務に係る下記の税制特例措置を2年間延長する。 【国税】 (1)印紙税の非課税措置 (2)登録免許税の非課税措置 【地方税】 (3)不動産取得税の非課税措置 (4)固定資産税の非課税措置(5)都市計画税の非課税措置
3	担当部局	中小企業庁長官官房参事官室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・印紙税 平成23年度 創設(平成25年度末まで) 平成25年度改正(1年間延長し、平成26年度末まで) 平成26年度改正(2年間延長し、平成28年度末まで) ・登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税 平成23年度 創設(平成24年度末まで) 平成25年度改正(1年間延長し、平成25年度末まで) 平成26年度改正(2年間延長し、平成27年度末まで)
6	適用又は延長期間	・印紙税:平成28年度末から平成30年度末に2年間延長 ・登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税:適用期限を平成27年度末から平成29年度末に2年間延長
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災で被害を受けた地域において、中小機構が仮設店舗、仮設工場等を設置し、市町村を通じて被災中小企業・小規模事業者が無償で貸出しを行うことにより、早期の事業再開への支援を行う。これにより、被災市町村における産業の復旧・復興を促進する。 《政策目的の根拠》 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第130条第1項 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条から第百三十二条までにおいて「機構」という。)は、特定被災区域その他政令で定める地域(以下この条から第百三十二条までにおいて「特定地域」という。)における特定事業者(東日本大震災により著しい被害を受けた事業者をいう。以下この条から第百三十二条までにおいて同じ。)の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、特定地域において、工場、事業場又は工場若しくは事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡の業務を行う。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	4-5 福島・震災復興	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 政策の達成目標と同じ 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 仮設施設の整備数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 東日本大震災で被害を受けた地域において、仮設施設の整備を進めることにより、被災地の中小企業・小規模事業者が早期に事業を再開することが可能となり、震災からの早期の復興に寄与している。	
8	有効性等	① 適用数等	平成23年度 279箇所 平成24年度 243箇所 平成25年度 41箇所 平成26年度 14箇所
		② 減収額	・登録免許税 平成23年度 19.8百万円 平成24年度 17.3百万円 平成25年度 2.9百万円 平成26年度 1.0百万円 ・不動産取得税 平成23年度 392.6百万円 平成24年度 341.9百万円 平成25年度 57.6百万円 平成26年度 19.7百万円 ・都市計画税 平成23年度 29.6百万円 平成24年度 25.7百万円 平成25年度 4.4百万円 平成26年度 1.5百万円 ・印紙税 平成23年度 2.2百万円 平成24年度 2.0百万円 平成25年度 0.3百万円 平成26年度 0.1百万円 ・固定資産税 平成23年度 137.3百万円 平成24年度 119.5百万円 平成25年度 20.2百万円 平成26年度 6.9百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 平成23年度の事業開始から平成26年度末まで間、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県の被災6県52市町村において、577箇所の仮設施設を整備し、約2,700事業者(平成26年度末時点)の被災中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援している。 しかしながら、原子力災害や津波にみまわれた地域における早期の復興のためには、仮設整備事業が引き続き必要であり、仮設施設整備事業に係る本特例措置が必要である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 同上。	

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 仮施設の整備に遅れが生じ、被災地の中小企業・小規模事業者の早期事業再開が困難となり、被災市町村における産業の復旧・復興が遅れることとなる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 本特例措置が講じられなくなった場合には、仮施設整備事業に係る登録免許税等の固定費用の支出負担が発生するため、仮施設整備事業が円滑に進まず、被災市町村の復興に遅れが生じることとなる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地の中小企業・小規模事業者が早期に事業を再開し、被災市町村の復興を進めていくために不可欠な事業であり、引き続き、現行と同様の税制上の措置を講じることが妥当である。</p> <p>仮施設整備事業については、平成26年度以降、中小機構の第2期中期目標期間の繰越積立金を充てている。</p> <p>仮施設整備事業を国が実施した上で、本特例措置を講じることにより、仮施設の整備が円滑に進み、被災事業者支援を円滑に実施することが可能となり、被災市町村の産業の復旧・復興が図られるため、地方公共団体が協力することは相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置	行政機関名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等が想定外に僅少でないことについて、前回評価時の将来推計等と比較した上で説明されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、制度創設から平成26年度末までの承継事業再生計画の認定件数は24件に上ると説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

標（中小企業・小規模事業者について、債務超過の解消、事業者の再生を通じた産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る）の実現を図る上で、非常に効果的である。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

適用数については、当該特例措置を受けるためには、承継事業再生計画の認定を受ける必要があることから、平成 21 年度から 26 年度までの承継事業再生計画の認定件数及び認定計画ごとに租税特別措置の適用を受けた件数を記載している。

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

適用数は、承継事業再生計画の認定件数に連動することから、承継事業再生計画の認定件数を将来推計することで代替している。平成 27 年度の計画認定件数見込みは、申請を受付する各経済産業局からのヒアリングベースで算出（35 件）しており、現在の経営改善・事業再生が必要な中小企業者の状況や、中小企業再生支援協議会等による抜本再生支援の推進状況などを勘案し、28 年度及び 29 年度においても、27 年度と同レベルの承継事業再生計画の認定件数になると推計している。

⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

減収額の将来推計については、租税特別措置の特例を受ける根拠となる承継事業再生計画の認定 1 件当たりの減収額（14,400 千円＝345,615 千円÷24 件）を算出し、認定する承継事業再生計画数の見込件数（平成 28 年度及び 29 年度ともに 35 件）から、28 年度及び 29 年度の減収見込額を算出（28 年度減収見込額：504,000 千円＝14,400 千円×35 件、29 年度減収見込額：504,000 千円＝14,400 千円×35 件）している。平成 27 年度についても、認定件数を 28 年度及び 29 年度と同水準と見積もっていることから、同額の減収額（504,000 千円＝14,400 千円×35 件）と想定している。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

これまでの承継事業再生計画の認定件数と、それに伴う租税特別措置の適用数、雇用確保数などは、全て実績を個別に積み上げたもの

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

承継事業再生計画の認定件数の将来推計は、ヒアリングベースで平成 27 年度の認定件数を 35 件と推計しており、28 年度及び 29 年度についても、27 年度と同水準（35 件）と推計している。

なお、認定を受けた事業者を対象にして、租税特別措置等の直接的な効果などについて聞き取りを行い、事後検証を行う。

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

これまで認定された承継事業再生計画 1 件当たりの租税特別措置の減収額は、約 1,050 万円であるが、中小企業にとってみれば、この 1,050 万円は、売上高が約 4.6 億円程度増加することに相当する利益（中小企業白書 2014 版の付属統計資料 16 表「法人企業の主要財務・損益状況と財務指標（中央値）」）であり、租税特別措置により 1,050 万円を事業運転資金に充当できることは、達成目

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置 (国税19)(登録免許税:外)
2	要望の内容	登録免許税の軽減措置について、適用期限を延長する。 登録免許税の軽減措置は、第二会社方式による再生計画(「産業競争力強化法」における「中小企業承継事業再生計画」。以下同じ。)の認定を受けた中小企業・小規模事業者が対象。軽減措置内容は以下のとおり。 (1) 株式会社の設立又は増資の登記 1,000分の3.5(本則:1,000分の7) (2) 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記 1,000分の5(本則:1,000分の7) (3) 事業譲渡に伴う次の登記 ① 不動産の所有権の移転 1,000分の16(本則:1,000分の20) ② 船舶の所有権の移転 1,000分の23(本則:1,000分の28) (4) 分割に伴う次の登記 ① 不動産の所有権の移転 1,000分の4(本則:1,000分の20) ② 船舶の所有権の移転登記 1,000分の23(本則:1,000分の28)
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部 金融課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度:平成21年度(「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」) 改正経緯:平成22年度 軽減措置を2年延長 平成24年度 軽減措置を2年延長 平成26年度 軽減措置を2年延長(「産業競争力強化法」施行による新設扱い)
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しにより再生が可能な中小企業・小規模事業者について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を、地域の関係機関や専門家等が連携して支援することにより、地域の中小企業の再生を通じて産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る。

		《政策目的の根拠》 産業競争力強化法において、中小企業・小規模事業者について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を支援することにより、地域の中小企業・小規模事業者の再生を通じた産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る。 当該軽減措置(登録免許税の軽減措置)は、第二会社方式による再生計画の認定を受けた者に対する支援措置。																					
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-2 新陳代謝																					
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業・小規模事業者について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を支援することにより、地域の中小企業・小規模事業者の再生を通じた産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 全国47都道府県の中小企業再生支援協議会と連携し、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を、当該軽減措置の延長期間中は年間35件程度とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 債権放棄を伴う再生計画には「直接放棄方式」と「第二会社方式」がある。実質的には同じように債権放棄を行うにも関わらず、「第二会社方式」には「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する「第二会社方式」においては登録免許税の負担が発生する。 このような「第二会社方式」特有の税制面の課題に対して軽減措置を講ずることで、再生手法間におけるイコールフットリングを図ることにより、政策目的の達成を寄与することになる。																					
8	有効性等	① 適用数等 ○適用期間内における本税制措置の適用事業者数 平成28年度:35社(見込み) 平成29年度:35社(見込み) (参考) 平成21年度の制度創設から、平成26年度末までの承継事業再生計画の認定実績は24件となっており、その全ての計画において登録免許税の税制適用を受けている。(累計:33件) <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画認定件数</th> <th>税制特例適用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2件</td> <td>3件(不動産2件 商業1件)</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4件</td> <td>6件(不動産4件 商業2件)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2件</td> <td>2件(不動産2件)</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>3件</td> <td>5件(不動産3件 商業2件)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>8件</td> <td>12件(不動産8件 商業4件)</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>5件</td> <td>5件(不動産5件)</td> </tr> </tbody> </table>		計画認定件数	税制特例適用件数	平成21年度	2件	3件(不動産2件 商業1件)	平成22年度	4件	6件(不動産4件 商業2件)	平成23年度	2件	2件(不動産2件)	平成24年度	3件	5件(不動産3件 商業2件)	平成25年度	8件	12件(不動産8件 商業4件)	平成26年度	5件	5件(不動産5件)
	計画認定件数	税制特例適用件数																					
平成21年度	2件	3件(不動産2件 商業1件)																					
平成22年度	4件	6件(不動産4件 商業2件)																					
平成23年度	2件	2件(不動産2件)																					
平成24年度	3件	5件(不動産3件 商業2件)																					
平成25年度	8件	12件(不動産8件 商業4件)																					
平成26年度	5件	5件(不動産5件)																					

<p>②: 減収額</p>	<p>○適用期間内における本措置の減収額見込み 平成 28 年度:504,000 千円 平成 29 年度:504,000 千円</p> <p>(参考) 平成 21 年の制度創設から、平成 26 年度末までの承継事業再生計画の認定案件における登録免許税の税制適用減収額は、345,610 千円</p> <p>税制適用減収額</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>不動産:15,013 千円</td> <td>商業:33 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>不動産:43,058 千円</td> <td>商業:631 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>不動産:4,044 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>不動産:119,681 千円</td> <td>商業:71 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>不動産:113,737 千円</td> <td>商業:1,178 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>不動産:48,164 千円</td> <td></td> </tr> </table>	平成 21 年度	不動産:15,013 千円	商業:33 千円	平成 22 年度	不動産:43,058 千円	商業:631 千円	平成 23 年度	不動産:4,044 千円		平成 24 年度	不動産:119,681 千円	商業:71 千円	平成 25 年度	不動産:113,737 千円	商業:1,178 千円	平成 26 年度	不動産:48,164 千円	
平成 21 年度	不動産:15,013 千円	商業:33 千円																	
平成 22 年度	不動産:43,058 千円	商業:631 千円																	
平成 23 年度	不動産:4,044 千円																		
平成 24 年度	不動産:119,681 千円	商業:71 千円																	
平成 25 年度	不動産:113,737 千円	商業:1,178 千円																	
平成 26 年度	不動産:48,164 千円																		
<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 29 年度) 制度創設から平成 26 年度末までの承継事業再生計画の認定件数は 24 件に上り、そのうち全ての計画において登録免許税軽減措置が適用されており、その適用件数は 33 件となっている。さらに当該措置により地域の中小企業・小規模事業者の再生が図られ、2,800 名以上の雇用を確保できた。</p> <p>7. ③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》に記載したとおり、多様な再生手法を用意し、選択肢を広げることで、地域の中小企業・小規模事業者の事業再生が促進され、そういった事業再生を通じて産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図ることが出来るものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 29 年度) 上記の《政策目的の実現状況》のとおり、登録免許税軽減措置に係る適用件数は制度創設以来 33 件となり、現状では「租税特別措置等により達成しようとする目標」に寄与しているものの、目標達成には至っていない。</p> <p>中小企業・小規模事業者の状況としては、事業再生・経営改善が必要な事業者は現在も数多く存在しており、加えて、第二会社方式を含む債権放棄等の抜本的な事業再生を先延ばしにしていた事業者も存在することから、そういった事業者に対し、抜本的な事業再生を促すため、今年度改定された「成長戦略」や「まち・ひと・しごと創生基本方針」において中小企業再生支援協議会による抜本的な事業再生支援の推進を位置づけているところ。</p> <p>こうしたことから、今後中小企業・小規模事業者の抜本的な事業再生の増加が見込まれており、特に、「第二会社方式」特有のコストを軽減し、そのボトルネックを解消することで、承継事業再生計画の認定件数も将来的には「8. ①」に示すとおり、一定程度(ヒアリングベースの申請見込み件数や、今後の抜本再生案件から推計)見込まれることから、多様な再生手法を提供することとなり、経営改善・事業再生の推進が図られることから、地域の中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を通じて産業の新陳代謝を活性化していく上で、「第二会社方式」の円滑な活用を促すために、本税制措置が必要である。</p>																		

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 29 年度) 登録免許税の軽減措置が無くなった場合、直接放棄方式と「第二会社方式」において、税負担という側面で格差が生じるようになってしまい、中小企業・小規模事業者にとって事業再生の選択肢を狭めることになる。</p> <p>さらに、今後、第二会社方式を含む抜本再生案件が増加する予定であることから、選択肢を狭めることで、中小企業、小規模事業者の事業再生が遅れ、産業の新陳代謝の活性化、産業競争力の強化が損なわれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 29 年度) 登録免許税の軽減措置に係る適用件数は 33 件ある。この 33 件には、支援措置として税の軽減措置のみ(約 11 百万円)を受けた事例もあり、税の軽減措置の存在自体が事業再生計画の検討にも影響を及ぼしていると考えられる。また、本措置の適用により、新会社のキャッシュフローに余裕が生じ、新たな運転資金が確保できるなど事業再生の円滑化が図られたことから、当該軽減措置が適用されることにより、再生を通じた産業の新陳代謝が活性化され、産業競争力の強化が図られる。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>再生計画を策定する場合、再生計画の策定・実行に要する処理費用(デューデリジェンス費用等のトランザクションコスト)が発生する。しかし、過剰債務状態にある中小企業・小規模事業者が再生計画を策定するに当たってはキャッシュフローが満たされる計画としなければならない。そのためトランザクションコストの負担を最小限に抑える必要がある。</p> <p>このトランザクションコストに着目すると、「第二会社方式」には、「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社において会社分割や事業譲渡に伴う登録免許税の負担が発生するケースが多いため、「直接放棄方式」と比べてトランザクションコストが多くなる。</p> <p>このような「第二会社方式」特有の税制面の課題に対して軽減措置を講ずることにより、再生手法間のイコールフットイングを図り、中小企業・小規模事業者に対して再生手法の選択肢を広げることは、政策目的を達成するための政策手段としての確である。</p> <p>中小企業・小規模事業者の再生を支援するための予算措置として中小企業再生支援協議会事業(平成 27 年度予算額:約 44 億円)を実施している。当該事業では、各都道府県に一方所ずつ配置した中小企業再生支援協議会に窓口専門家を配置し中小企業から相談に応じるとともに、必要な場合には外部専門家を活用し再生計画の策定支援を行っている。当該予算は再生計画策定段階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階(ステージ)が異なっていることから、明確な役割分担がなされている。</p> <p>また、「第二会社方式」の認定制度については、税の軽減措置とは別に融資がある。融資は事業譲受の対価の支払いや事業承継後の事業運営に当てることを目的としているが、税の軽減措置は再生計画の実行段階におけるトランザクションコストの負担緩和により直接放棄方式とのイコールフットイングを図ること、加えて「第二会社方式」における会社分割と事業譲受に係るイコールフットイングを図ることを目的としている。税の軽減措置は、これらの理由から中小企業再生における手法が多様化されるため非常に有効である。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 25 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	株式会社商工組合中央金庫の抵当権登記に係る登録免許税の軽減	行政機関名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（中小企業者の資金調達の円滑化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社商工組合中央金庫の抵当権登記に係る登録免許税の軽減 (国税 20)(登録免許税:外)
2	要望の内容	株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)の抵当権設定登記等の税率軽減措置の適用期限のうち、東日本大震災の被災者にかかる不動産担保 2/1,000 等への軽減措置について、平成 31 年 3 月 31 日まで3年間延長する。
3	担当部局	中小企業庁金融課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・昭和 44 年に創設(税率 1/1,000(本則 4/1,000))。 ・以後2年毎に単純延長。 ・平成 19 年に、政策金融改革に伴う完全民営化に向けて、軽減措置を段階的に縮減する措置に移行。 ・平成 24 年に、東日本大震災の被災者について、軽減措置を3年間延長。
6	適用又は延長期間	平成 31 年 3 月 31 日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災による被害を受けた中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、被災中小企業者の事業活動の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 商工中金については、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。 本通常国会にて成立した商工中金法改正法案においても、危機対応業務的確な実施のため、政府は当分の間必要な株式を保有すること等が規定され、商工中金の政策的重要性が改めて確認されているところ。 また、東日本大震災被害者に関しては「平成 24 年度税制改正大綱」において「東日本大震災からの復興については、中長期的な視野を持って取り組む必要がある、福島県における原子力災害を含め、東日本大震災からの復旧・復興状況を踏まえつつ、今後とも、税制上の支援について検討を行う」とされている。中小企業の資金繰りの改善も目下足踏み中の状況であり、本格的復興に向けて、引き続き、政策的な支援が特に必要である。 復興期間の終息時期自体は予見することはできないが、復興期間が震災から 10 年とされていること、また、他の東日本大震災関連の税制措置では、5年間の延長要望を行っているものもあること等を参考とし、3年の延長期間としたい。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4-5 福島・震災復興
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、被災中小企業者の有担保での借入の利用負担を軽減し、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。

8	有効性等	① 適用数等	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置の適用件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、被災中小企業者の登録免許税の負担が軽減され、商工中金の東日本大震災関連貸付制度の利用負担を軽減し、中小企業者の資金調達の円滑化に寄与している。													
		② 減収額	平成 30 年度 975 件(見込) 平成 29 年度 980 件(見込) 平成 28 年度 985 件(見込) 平成 27 年度 990 件(見込) 平成 26 年度 1,013 件 平成 25 年度 1,196 件 ※出典:商工中金調べ(本措置は平成 25 年度より運用開始)													
		③ 効果・達成目標の実現状況	平成 30 年度 202 百万円(見込) 平成 29 年度 204 百万円(見込) 平成 28 年度 207 百万円(見込) 平成 27 年度 210 百万円(見込) 平成 26 年度 209 百万円 平成 25 年度 241 百万円 ※出典:商工中金調べ(本措置は平成 25 年度より運用開始) 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年 4 月~平成 27 年 3 月) 東日本大震災の発生を受けて、中小企業の資金繰りは急激に悪化したものの、商工中金による危機対応貸付等累次の対策を講じた結果、改善傾向にあり、商工中金の貸付制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目標達成に対して、相当の効果があつたものと考えられる。 しかしながら、東日本大震災からの復興は途半ばであり、中小企業の資金繰りの改善は足踏み中であり、本格的復興に向けて、引き続き、政策的な支援が特に必要である。 ※商工中金の被災者に対する危機対応貸付実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付金額(億円)</td> <td>39,466</td> <td>32,915</td> <td>32,959</td> <td>32,760</td> </tr> <tr> <td>貸付件数</td> <td>60,112</td> <td>48,895</td> <td>47,672</td> <td>47,464</td> </tr> </tbody> </table> 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月~平成 27 年 3 月) 本措置により、被災中小企業者の登録免許税の負担が軽減され、商工中金の東日本大震災関連貸付制度の利用負担を軽減し、中小企業者の資金調達の円滑化に寄与している。 東日本大震災被災者と商工中金の一般的な利用者との間で適用税率の差が発生した2年間(平成 25 年度・平成 26 年度)の推移によれば、年間 1 千件程度の適用実績となっている。平成 27 年度以降についても、年間 1,000 件程度の適用を見込んでいる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本措置が延長されなかった場合、商工中金の東日本大震災被災者に対する貸付制度について、中小企業の利用負担の実質的な引き上げとなり、中小企業者の資金繰りの円滑化という政策目的の阻害要因となる。		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	貸付金額(億円)	39,466	32,915	32,959	32,760	貸付件数	60,112	48,895
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度												
貸付金額(億円)	39,466	32,915	32,959	32,760												
貸付件数	60,112	48,895	47,672	47,464												

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成27年3月)</p> <p>本措置は、中小企業の商工中金の貸付の利用負担を軽減し、資金繰り円滑化に寄与する。例えば金利に換算すると、以下の効果に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期資金 税率軽減分 $2/1,000 \div$ 平均金利 1.717% = 約1/9 ・短期資金 税率軽減分 $2/1,000 \div$ 平均金利 1.053% = 約1/5 <p>※平均金利は平成20年4月～平成27年3月のものを用いた。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金と比較した場合、税制措置は、予算の制約を受けず、有担保で借り入れる場合に一律に適用されるものである。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する制度は、税制措置以外には無い。また、税制措置の場合、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが小さい。なお、政府系金融機関である日本政策金融公庫の登録免許税が非課税、公的金融機関が軽減措置を受けていることを勘案すると、同じ公的金融を担う商工中金の登録免許税を軽減することは、他の政策手段と比較しても、国民の納得できる必要最小限の措置である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置の第一意義的な目的である「商工組合中央金庫による担保の抵当権の登記に係るコストを軽減する」と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けは存在しないものと認識。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年4月から6月までにおける中小企業の業況判断D I -23.4%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況（平成29年度）が予測されていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、平成27年4月から6月までにおける中小企業の業況判断D I -18.7%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「本措置が無くなった場合、平成25年度の資本金1億円以下法人の営業収入合計額（約626兆円）のうち、18兆円程度中小企業の営業収入が下がることとなると推計されるため、税収減を是認するような効果がある」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「本措置が無くなった場合、売上高は2.8%減少すると推計される」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

交際費の課税の特例に係る減収額算定根拠

点検過程で新たに示された補足説明

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
別紙参照

⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
別紙参照

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

中小企業庁が行った委託調査を利用した分析では、本措置がなかった場合全体で16.5%^(注1)、交際費が減少するという結果が出ており、また、交際費支出額が1%減少した場合、売上高は0.17%減少する関係^(注2)となっていることから、本措置が無くなった場合、売上高は2.8%減少すると推計される。よって、本措置が無くなった場合、平成25年度の資本金1億円以下法人の営業収入合計額（約626兆円）のうち、18兆円程度中小企業の営業収入が下がることとなると推計されるため、税収減を是認するような効果があると考えられる。

(注) 1 アンケートにおける資本金階級別の交際費減少率を、「会社標準調査」(国税庁)の資本金階級割合に補正し、全体の減少率を算出

2 中小企業庁委託調査における回答企業のデータから重回帰分析

$L N$ (売上高) = $3.01 * +0.17 L N$ (交際費支出額) + $0.2 L N$ (資本金) + $0.56 L N$ (従業員数) + $0.05 D$ (建設業) + $0.03 D$ (製造業) - $0.21 D$ (情報通信業) - $0.08 D$ (運輸業) + $0.31 D$ (卸売・小売業) + $0.14 D$ (不動産業) - $0.03 D$ (飲食・宿泊業) - $0.07 D$ (その他サービス業) *

(備考) *: 5%有意水準、補正R2=0.58

1. 法人税

(単位：百万円)

区分	資本金1億円以下の利益計上法人の損金算入限度額 ^(注1)	税率 ^(注2)	減収額
平成24年度	846,101	25.5%	215,756
25年度	989,676	25.5%	252,367
26年度	1,036,191	25.5%	264,229
27年度	1,084,892	23.9%	259,289
28年度	1,135,882	23.9%	271,476
29年度	1,189,268	23.9%	284,235

(注) 1 平成24年度及び25年度は、会社標準調査による。平成26年度以降は、20年度から25年度までの資本金1億円以下の利益計上法人の損金算入限度額の平均伸び率(4.7%)を乗じて算出している。

2 平成28年度以降の税率については、23.9%と仮定した。

2. 法人住民税

(単位：百万円)

区分	法人税の減収額	税率 ^(注)	減収額
平成24年度	215,756	17.3%	37,326
25年度	252,367	17.3%	43,660
26年度	264,229	17.3%	45,712
27年度	259,289	17.3%	44,857
28年度	271,476	12.9%	35,020
29年度	284,235	12.9%	36,666

(注) 総務省から提供された税率による。平成29年度の税率については、12.9%と仮定した。

3. 法人事業税

(1) 法人事業税所得割

(単位：百万円)

区分	特例による所得の減収額 ^(注1)	税率 ^(注2)	減収額
平成24年度	846,101	5.3%	44,843
25年度	989,676	5.3%	52,453
26年度	1,036,191	5.3%	54,918
27年度	1,084,892	5.3%	57,499
28年度	1,135,882	6.7%	76,104
29年度	1,189,268	6.7%	79,681

(注) 1 表1. 資本金1億円以下の利益計上法人の損金算入限度額

2 総務省から提供された税率による。平成29年度の税率については、6.7%と仮定した。

(2) 地方法人特別税

(単位：百万円)

区分	法人事業税所得割の減収額	税率 ^(注)	減収額
平成24年度	44,843	81.0%	36,323
25年度	52,453	81.0%	42,487

26年度	54,918	81.0%	44,484
27年度	57,499	81.0%	46,574
28年度	76,104	43.2%	32,877
29年度	79,681	43.2%	34,422

(注) 総務省から提供された税率による。平成29年度の税率については、43.2%と仮定した。

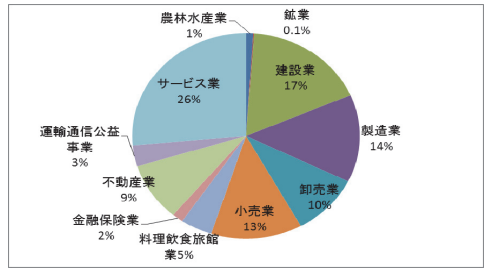
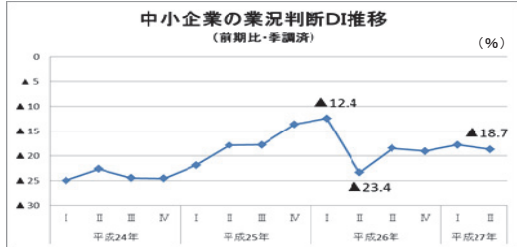
(3) 法人事業税減収額 (単位: 百万円)

平成24年度	81,166
25年度	94,940
26年度	99,402
27年度	104,074
28年度	108,981
29年度	114,103

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交際費の課税の特例(中小法人における損金算入の特例)措置の延長 (国税21・地方税21(自動連動)) (法人税:外、法人住民税:外、法人事業税:外)																																																					
2	要望の内容	【要望事項】 適用期限を2年延長する。 【制度概要】 中小企業(資本金1億円以下の法人)が支出した交際費について、定額控除限度額(800万円)までの損金算入を認める措置。																																																					
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課																																																					
4	評価実施時期	平成27年8月																																																					
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和29年度(交際費課税制度の創設年度) <最近の主な改正> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成6年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)×90%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成10年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)×80%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×80%</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(400万円)×90%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>全法人</td> <td>一人当たり5000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度(経済危機対策)</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(600万円)×90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成25年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(800万円) 定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成26年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>飲食費50%まで損金算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除限度額(800)万円までの損金算入又は飲食費50%まで損金算入の選択適用</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人	損金算入限度額等	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	1,000万円以下	定額控除(400万円)	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%	1,000万円以下	定額控除(400万円)×90%	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%	1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入		1億円以下	定額控除(400万円)×90%	平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。	平成21年度(経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(600万円)×90%	平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(800万円) 定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止	平成26年度	資本金1億円超	飲食費50%まで損金算入	1億円以下	定額控除限度額(800)万円までの損金算入又は飲食費50%まで損金算入の選択適用
	対象法人	損金算入限度額等																																																					
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																																					
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																																																					
	1,000万円以下	定額控除(400万円)																																																					
平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																																					
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%																																																					
	1,000万円以下	定額控除(400万円)×90%																																																					
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																																					
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%																																																					
	1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%																																																					
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																																					
	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%																																																					
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																																					
	1億円以下	定額控除(400万円)×90%																																																					
平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。																																																					
平成21年度(経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入																																																					
	1億円以下	定額控除(600万円)×90%																																																					
平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																																					
	1億円以下	定額控除(800万円) 定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止																																																					
平成26年度	資本金1億円超	飲食費50%まで損金算入																																																					
	1億円以下	定額控除限度額(800)万円までの損金算入又は飲食費50%まで損金算入の選択適用																																																					

6	適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 (2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 <hr/> 《政策目的の根拠》 一般的に、中小企業は新規顧客の開拓や販売促進手段が限られている。そのため、交際費を活用することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。 また、中小企業の交際費支出は、飲食店での消費や贈答品の購入等が多いことから、飲食業や小売業等の需要喚起にも資するものである。 そのため、本措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化を支援するとともに、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵を行き渡らせることが必要である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 <hr/> 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断DI(中小企業景況調査)の数値等を参考にしている。 <hr/> 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図る。
8	有効性等	① 適用数等 【交際費等支出法人(資本金1億円以下)数】 平成 24 年度: 2,219,145 社 平成 25 年度: 2,266,465 社 平成 26 年度: 2,266,465 社 平成 27 年度: 2,308,168 社 平成 28 年度: 2,350,638 社 平成 29 年度: 2,393,890 社

		【交際費等支出法人(資本金1億円以下)の業種毎の割合】(平成 25 年度) 																												
		【損金算入額(資本金1億円以下の法人)】 平成 24 年度: 1,746,166 百万円 平成 25 年度: 1,925,990 百万円 平成 26 年度: 1,998,792 百万円 平成 27 年度: 2,074,347 百万円 平成 28 年度: 2,152,756 百万円 平成 29 年度: 2,234,130 百万円 出典:「会社標本調査」(国税庁) ※同調査の「損金算入限度額」を、損金算入額としている。																												
	② 減収額	(単位: 百万円) <table border="1" data-bbox="1489 798 2083 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>215,756</td> <td>37,326</td> <td>81,166</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>252,367</td> <td>43,660</td> <td>94,940</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>264,229</td> <td>45,712</td> <td>99,402</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>259,289</td> <td>44,857</td> <td>104,074</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>271,476</td> <td>35,020</td> <td>108,981</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>284,235</td> <td>36,666</td> <td>114,103</td> </tr> </tbody> </table> 出典:「会社標本調査」(国税庁)等から作成		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 24 年度	215,756	37,326	81,166	平成 25 年度	252,367	43,660	94,940	平成 26 年度	264,229	45,712	99,402	平成 27 年度	259,289	44,857	104,074	平成 28 年度	271,476	35,020	108,981	平成 29 年度	284,235	36,666	114,103
	法人税	法人住民税	法人事業税																											
平成 24 年度	215,756	37,326	81,166																											
平成 25 年度	252,367	43,660	94,940																											
平成 26 年度	264,229	45,712	99,402																											
平成 27 年度	259,289	44,857	104,074																											
平成 28 年度	271,476	35,020	108,981																											
平成 29 年度	284,235	36,666	114,103																											
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 1 月～平成 27 年 6 月) 我が国経済は緩やかな回復基調が続いているものの、中小企業の業況判断DIは▲18.7(平成 27 年 4～6 月)となっている。  (出典)「中小企業景況調査」(中小企業庁)																												

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年1月～平成27年6月)</p> <p>コスト削減傾向の中、交際費の損金算入額は毎期おおむね一定の利用実績がある。</p> <p>我が国の経済情勢は、緩やかな回復基調が続いているものの、中小企業の業況判断DIは▲18.7(平成27年4～6月)となっている。</p> <p>これらの状況から、引き続き本措置によって中小企業の経済活動の活性化を支援していくことが必要である。</p> <div data-bbox="443 391 952 646" style="text-align: center;"> <p>中小企業の業況判断DI推移 (前期比・季調済) (%)</p> </div> <p>(出典)「中小企業景況調査」(中小企業庁)</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年4月～平成30年3月)</p> <p>中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が75.1%、取引拡大や新規顧客を開拓・確保するために必要不可欠」という回答が40.2%となっており、交際費の支出が中小法人の事業活動にとって必要不可欠であるということが把握できる。</p> <p>また、同調査を利用した分析では、本特例が無かった場合全体で16.5%(※1)交際費が減少するという結果が出ており、また、交際費支出額が1%減少した場合、売上高は0.17%減少する関係(※2)となっていることから、本特例が無くなった場合、売上高は2.8%減少すると推計される。よって、本特例が無くなった場合、平成25年度の資本金1億円以下法人の営業収入合計額(約626兆円)のうち、18兆円程度中小企業の営業収入が下がることとなる。</p> <p>これらから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は中小企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。</p> <p>(※1)アンケートにおける資本金階級別の交際費減少率を、「会社標準調査」(国税庁)の資本金階級割合に補正し、全体の減少率を算出。</p> <p>(※2)中小企業庁委託調査における回答企業のデータから重回帰分析。 $LN(売上高) = 3.01 + 0.17LN(交際費支出額) + 0.2LN(資本金) + 0.56LN(従業員数) + 0.05D(建設業) + 0.03D(製造業) - 0.21D(情報通信業) - 0.08D(運輸業) + 0.31D(卸売・小売業) + 0.14D(不動産業) - 0.03D(飲食・宿泊業) - 0.07D(その他サービス業)$ (備考)*:5%有意水準、補正R2=0.58</p>

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成27年6月)</p> <p>中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が75.1%、取引拡大や新規顧客を開拓・確保するために必要不可欠」という回答が40.2%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定性的に把握できる。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金の額に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出(冗費)を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、販売促進等の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。</p> <p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。</p> <p>本措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的とするもの。中小企業は、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、地方公共団体が協力することが相当である。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金の延長	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（異常危険準備金の積立残高について、各団体が設定した積立目標額（92億円まで積み立てる）について、目標達成時期が示されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額について、「異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人税率」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額について、「異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人税率」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の異常危険準備金制度に係る減収額の算出

1. 算出式

(1) 国税減収額（法人税）

異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人税率^(注)

(注) 協同組合の法人税率（平成24年度から26年度まで）：19%

(2) 地方税減収額（法人住民税・法人事業税）

① 法人住民税

法人税の減収額×協同組合の法人住民税率^(注1)

② 法人事業税

異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人事業税率^(注2)

(注) 1 協同組合の法人住民税率（平成24年度から26年度まで）：17.3%

2 協同組合の法人事業税率（平成24年度から26年度まで）：6.6%

2. 税目ごとの減収額

(単位：万円)

区分	法人税	法人住民税	法人事業税	合計
平成24年度	1,729	299	601	2,629
25年度	1,690	292	587	2,569
26年度	1,689	292	587	2,567

(注) 減収額については、万円単位で表記しているため、内訳と合計額が一致しない場合がある。

⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の異常危険準備金制度に係る減収見込額の算出

1. 算出式

(1) 国税減収額（法人税）

異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人税率^(注)

(注) 協同組合の法人税率（平成27年度から30年度まで）：19%として計算

(2) 地方税減収額（法人住民税・法人事業税）

① 法人住民税

法人税の減収額×協同組合の法人住民税率^(注1)

② 法人事業税

下記ア.とイ.の合計額

ア. 法人事業税（所得割）

異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人事業税率^(注2)

イ. 地方法人特別税

上記ア.の額×協同組合の地方法人特別税率^(注3)

(注) 1 協同組合の法人住民税率（平成27年度から30年度まで）：12.9%として計算

2 協同組合の法人事業税率（平成27年度から30年度まで）：4.6%として計算

3 協同組合の地方法人特別税率（平成27年度から30年度まで）：43.2%として計算

2. 税目ごとの減収額

(単位：万円)

区分	法人税	法人住民税	法人事業税	合計
平成27年度	1,706	220	592	2,518
28年度	1,746	225	605	2,577
29年度	1,788	231	620	2,638
30年度	1,830	236	634	2,700

(注) 減収額については、万円単位で表記しているため、内訳と合計額が一致しない場合がある。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

租税特別措置の直接的な効果は、各年度の減収額分を異常危険準備金の積立額に充て、異常危険準備金の早期積立てを実現することにより、平成26年度は、減収額として記載した2,567万円を異常危険準備金に積み増したこととなり、異常危険準備金の早期積立てに資するものであったと考える。

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）

異常災害が発生せず異常危険準備金を取り崩さないことを前提とした場合、平成27年度から30年度までの減収見込額の合計額1億433万円が、異常危険準備金の積立額の増加に充てられ、その結果、同期間の積立額の合計額は3億8,500万円、30年度の異常危険準備金の積立残高は76億9,000万円と見込まれ、積立目標額に向けた異常危険準備金の積立てに効果的な租税特別措置であるものとする。

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）

平成24年度から26年度までの減収額の合計額7,765万円が、異常危険準備金の積立額の増加に充てられ、その結果、同期間の積立額の合計額は2億8,000万円、26年度の異常危険準備金の積立残高は66億8,800万円となり、積立目標額に向けた異常危険準備金の積立てに効果的な租税特別措置であったと考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金の延長 (国税 24・地方税 20(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会が、毎年度において、政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときの損金に算入を認める措置のうち、時限的に認められている特例措置について、その適用期間を3年間延長する。
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 28 年度 創設 昭和 34 年度 火災共済協同組合についても適用 昭和 36 年度 火災共済協同組合連合会についても適用(積立率7%) ・ 無税積立率の変遷 平成 5 年度 5 年間の延長(積立率5%(本則 2.5%)) 平成 10 年度 3 年間の延長 平成 13 年度 3 年間の延長 平成 16 年度 3 年間の延長 平成 19 年度 3 年間の延長 平成 22 年度 3 年間の延長、積立率4%(本則2%)に引き上げ 平成 25 年度 3 年間の延長 ・ 洗替保証率の変遷 昭和 36 年度 火災共済協同組合 75%(火災共済協同組合連合会 90%) 昭和 53 年度 72%(87%)、昭和 54 年度 69%(84%) 昭和 55 年度 66%(81%)、昭和 56 年度 63%(78%) 昭和 57 年度 60%(75%)
6	適用又は延長期間	本則2%は恒久措置、上乘せ2%は平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の活性化・健全な発展を実現するための環境整備を行う。特に、契約者たる中小企業者の保護を目的として、火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の経営基盤の安定を図る。 中小企業者に契約どおりの共済金が確実に円滑に支払われる環境整備を図るため、火災等共済組合等が異常危険準備金を確実に積み立てることに より、異常災害に対応できる財務基盤を確保させる。 《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、また、その自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としている。 同法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記され

			ている。																																
	2	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化																																
	3	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準(伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額)を踏まえ、各団体が設定した積立目標額(92 億円)まで積み立てる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○異常危険準備金積立残高 10,471 百万円(平成 22 年度) 10,198 百万円(平成 23 年度) 8,613 百万円(平成 24 年度) 8,234 百万円(平成 25 年度) 6,688 百万円(平成 26 年度) (出所:火災等共済組合決算書等) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業者に契約どおりの共済金が確実に円滑に支払われる環境整備を図り、火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の財務基盤が強くなることで、契約者たる中小企業者の保護が確保され、中小企業の活性化・健全化を図ることが可能となる。																																
8	有効性等	① 適用数等	○適用団体数 1 団体(平成 22 年度) 2 団体(平成 23 年度) 2 団体(平成 24 年度) 2 団体(平成 25 年度) 2 団体(平成 26 年度) 2 団体(平成 27 年度見込み) 2 団体(平成 28 年度見込み) 2 団体(平成 29 年度見込み) 2 団体(平成 30 年度見込み) (出所:火災等共済組合決算書等) 平成 26 年度において、本措置の対象となる火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会 3 団体のうち 2 団体が特例措置を利用している。																																
		② 減収額	○減収額 (単位:万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国税(法人税)</th> <th>地方税(法人住民税・法人事業税)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>1,729</td> <td>900</td> <td>2,629</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>1,690</td> <td>879</td> <td>2,569</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>1,689</td> <td>879</td> <td>2,567</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度(見込み)</td> <td>1,706</td> <td>812</td> <td>2,518</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度(見込み)</td> <td>1,746</td> <td>831</td> <td>2,577</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度(見込み)</td> <td>1,788</td> <td>850</td> <td>2,638</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度(見込み)</td> <td>1,830</td> <td>870</td> <td>2,700</td> </tr> </tbody> </table> (出所:火災等共済組合決算書等から中企庁において計算)	年度	国税(法人税)	地方税(法人住民税・法人事業税)	合計	平成 24 年度	1,729	900	2,629	平成 25 年度	1,690	879	2,569	平成 26 年度	1,689	879	2,567	平成 27 年度(見込み)	1,706	812	2,518	平成 28 年度(見込み)	1,746	831	2,577	平成 29 年度(見込み)	1,788	850	2,638	平成 30 年度(見込み)	1,830	870	2,700
年度	国税(法人税)	地方税(法人住民税・法人事業税)	合計																																
平成 24 年度	1,729	900	2,629																																
平成 25 年度	1,690	879	2,569																																
平成 26 年度	1,689	879	2,567																																
平成 27 年度(見込み)	1,706	812	2,518																																
平成 28 年度(見込み)	1,746	831	2,577																																
平成 29 年度(見込み)	1,788	850	2,638																																
平成 30 年度(見込み)	1,830	870	2,700																																

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 異常危険準備金は毎年度積み立てられているものの、異常災害の発生によって異常危険準備金の取り崩し額が上回っており、異常危険準備金積立残高は減少傾向にある。 ○異常危険準備金積立残高 10,471百万円(平成22年度) 10,198百万円(平成23年度) 8,613百万円(平成24年度) 8,234百万円(平成25年度) 6,688百万円(平成26年度) (出所:火災等共済組合決算書等)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 火災等共済組合等では、限られた財源の中から、中小企業等協同組合法施行規則に基づき異常危険準備金を積み立てなければならず、本措置の適用により生じた減収額分を異常危険準備金の積立てに充てることができる。 なお、本措置を利用し積立てを行っているものの、相次ぐ異常災害により、毎年の積立額を上回る額の異常危険準備金が取り崩されており、異常危険準備金残高は減少傾向にある。そのため、引き続き、目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。 なお、各団体が試算した異常危険準備金積立残高の見込み(異常災害が発生しないと想定した場合)は以下のとおり。 ○異常危険準備金積立残高(見込み) 6,930百万円(平成27年度見込み) 7,178百万円(平成28年度見込み) 7,431百万円(平成29年度見込み) 7,690百万円(平成30年度見込み) (各団体へのヒアリングによる)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 本措置がない場合、火災等共済組合等の税負担が増すことによって、異常危険準備金の毎年度の積立額が現状よりも減少することから、異常災害が発生した際に共済金の支払いが困難になるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 本措置により、火災等共済組合等の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>中小企業等協同組合法において責任準備金の積立てが義務付けられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。 本措置における損金算入の特例4%は、本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累計額の正味収入共済掛金の額に対する割合が火災等共済組合60%、火災共済協同組合連合会75%以下の低水準の場合に限り認められるものであり、積立て義務を果たすために妥当な措置となっている。</p>

	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>—</p>
<p>10 有識者の見解</p>	<p>—</p>	<p>税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。 また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>	<p>平成24年8月</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の拡充及び延長	行政機関名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（開業率を米国・英国レベルの10%台を目指す）について、目標達成時期が示されていない。
- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等が想定外に僅少でないことについて、前回評価時の将来推計等と比較した上で説明されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数について、特定創業支援事業創業者目標数、創業支援事業計画目標認定自治体件数等を用いて算定されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額について、平成27年度は、864件×75千円=64,800千円等と説明されているが、点検項目④将来の適用数等で課題を指摘したとおり、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における開業率4.9%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「生存率の高い創業者等を生み出す効果が期待でき、ひいては開業率向上に資する」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

＜点検結果表の別紙＞

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

本税制は創業支援事業計画の認定自治体が発行する証明書をもって、登録免許税の軽減措置を受けることができる。過去の実績については創業支援事業計画の認定自治体から、平成25年度及び26年度の創業支援実績報告を受けて算出しているものである。

④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

平成29年度の租税特別措置等の適用見込みについては下記のとおり。
・平成29年度 4,742件

(1) 基礎データ

- ・1自治体当たりの特定創業支援事業創業者目標①18.9件
(特定創業支援事業の創業者目標数11,460件/605自治体(平成27.5末))
- ・創業者のうち株式会社等形態での起業率(中小企業白書2014)②24.3%
- ・②のうち株式会社の設立は③8割、合同会社の設立は④2割
(平成25年度法人設立実績 株式会社81,889件、合同会社14,581件)
- ・平成26年度特定創業支援事業による創業者数目標達成率⑤38.8%

(2) 平成27年度見込み

- ・平成27年5月末までの特定創業支援事業創業者目標数11,460件
- ・そのうち株式会社の設立は③8割(合同会社の設立は④2割)
(平成25年度法人設立実績 株式会社81,889件、合同会社14,581件)
- ・11,460件×②24.3%×③8割×⑤38.8%=864件
※平成27年度適用件数見込み 864件

(3) 平成28年度見込み

【(1) 既存税制(株式会社)】

- ・平成28年3月末の創業支援事業計画目標認定自治体件数⑥900自治体
うち特定創業支援事業を受け、創業者を創出する目標件数⑦17,010件
(①18.9件×⑥900自治体)
- ・そのうち株式会社形態で起業⑧1,283件(⑦17,010件×②24.3%×③8割×⑤38.8%)

【(2) 拡充税制(合同会社)】

- ・合同会社形態で起業⑨320件(⑦17,010件×②24.3%×④2割×⑤38.8%)

【(3) 拡充税制(創業5年未満)】

- ・創業者223,000者(中小企業白書2014)のうち個人事業主で開業する者は168,811者(223,000者×(100%-②24.3%)=168,811者)
- ・経済産業省が創業準備者及び創業者に対して行ったアンケート調査において、法人化予定と回答した事業者が51%おり、創業者223,000者のうち、個人から法人化予定の者は86,093者(168,811者×51%)

- ・そのうち特定創業支援事業を活用するものは1.56%

(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業を受講して創業した者の実績数値(平成26年度)3,484者/創業者223,000者×100)

- ・創業後に登録免許税軽減措置を利用する者は⑩521者(86,093者×1.56%×⑤38.8%)
- ・創業後5年未満の者を対象とするため⑪2,605者(⑩521者×5年)
※平成28年度適用件数見込み 4,208件(⑧1,283件+⑨320件+⑪2,605件)

(4) 平成29年度見込み

【(1) 既存税制(株式会社)】

- ・平成29年3月末の創業支援事業計画目標認定自治体件数⑫1,200自治体
うち特定創業支援事業を受け、創業者を創出する目標件数⑬22,680件
(①18.9件×⑫1,200自治体)
- ・そのうち株式会社形態で起業⑭1,710件(⑬22,680件×②24.3%×③8割×⑤38.8%)

【(2) 拡充税制(合同会社)】

- ・合同会社形態で起業⑮427件(⑬22,680件×②24.3%×④2割×⑤38.8%)

【(3) 拡充税制(創業5年未満)】

- ・(3)平成28年度見込み【(3) 拡充税制(創業5年未満)】の算出と同様
※平成29年度適用件数見込み 4,742件(⑭1,710件+⑮427件+⑪2,605件)

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

本税制は創業支援事業計画の認定自治体が発行する証明書をもって、軽減措置を受けることができる。過去の実績については創業支援事業計画の認定自治体から、平成25年度及び26年度の創業支援実績報告を受けて算出しているものである。

⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

平成29年度の租税特別措置等の適用見込みについては下記のとおり。
・平成29年度 312.9百万円

(1) 平成27年度見込み

- ・864件×75千円=64,800千円
※平成27年度適用金額見込み 64,800千円

(2) 平成28年度見込み

【(1) 既存税制(株式会社)】

- ・登録免許税軽減金額⑯96,225千円(⑧1,283件×75千円)

【(2) 拡充税制(合同会社)】

- ・登録免許税軽減金額⑰9,600千円(⑨320件×30千円)

【(3) 拡充税制(創業5年未満)】

- ・株式会社登録免許税軽減金額⑱156,300千円(⑪2,605件×③8割×75千円)
- ・合同会社登録免許税軽減金額⑲15,630千円(⑫2,605件×④2割×30千円)

※平成28年度適用金額見込み 277,755千円
(⑯96,225千円+⑰9,600千円+⑱156,300千円+⑲15,630千円)

されることによる間接的な効果を含めると創業者の創出効果は3万者超を見込んでおり、減収額約3億円に比して、税収減を是認する効果が認められる。

(3) 平成29年度見込み

【(1) 既存税制（株式会社）】

・登録免許税軽減金額⑳128,250千円（㉑1,710件×75千円）

【(2) 拡充税制（合同会社）】

・登録免許税軽減金額㉒12,810千円（㉓427件×30千円）

【(3) 拡充税制（創業5年未満）】

・平成28年度見込みと同様

※平成29年度適用金額見込み 312,990千円

(㉑128,250千円+㉒12,810千円+㉓156,300千円+㉔15,630千円)

(4) 平年度減収見込額

【(1) 既存税制（株式会社）】

・㉕112,237千円（㉖96,225千円+㉑128,250千円÷2）

【(2) 拡充税制（合同会社）】

・㉗11,205千円（㉘9,600千円+㉒12,810千円÷2）

【(3) 拡充税制（創業5年未満）】

・㉙171,930千円（㉓156,300千円+㉔15,630千円）

※平年度減収見込額合計 295,372千円

(㉕112,237千円+㉗11,205千円+㉙171,930千円)

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）

過去の政策目標の達成状況については、下記のとおりとなっている。

<開業率>

平成26年度 4.9%
25年度 4.8%
24年度 4.6%
23年度 4.5%
22年度 4.5%

※出典：厚生労働省「雇用保険事業年報」

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

本租税特別措置適用による直接的な創業者の創出効果は295件であったが、本租税特別措置の存在により産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定スキームが全国に広がった結果、創業支援体制が確立されたことによる間接的な効果を含めると平成26年度は約1万者の創業者が創出された効果があったものと考えており、26年度の減収額22.1百万円に比して、税収減を是認する効果が認められる。

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）

租税特別措置適用による直接的な創業者の創出効果は4,475件（平成28年度及び29年度適用見込件数の平均値）を想定しているが、本租税特別措置の存在により産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定スキームが全国900自治体に広がることを見込んでおり、創業支援体制が確立

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置の拡充及び延長（国税26）（登録免許税：外）
2	要望の内容	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村において、申請書に位置付けた特定創業支援事業の支援を受けた個人及び創業5年未満の創業者が新たに株式会社及び合同会社を設立する際にかかる登録免許税の軽減措置を講じる。 【登録免許税：延長】 ○延長内容 個人が創業する際、株式会社の設立に要する登録免許税の軽減措置 ○適用期限の延長 平成27年度末から平成29年度末まで 【登録免許税：拡充】 ○登録免許税軽減措置等対象者の拡充 ①個人が創業する際、合同会社の設立に要する登録免許税の軽減措置適用範囲拡充 ②創業5年未満の創業者が株式会社や合同会社の設立に要する登録免許税の軽減措置適用範囲拡充 ○適用期限 平成29年度末まで
3	担当部局	中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年1月20日 創設
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日（2年間）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>日本の開業率は英米と比較して半分程度であり、産業の新陳代謝が進んでいない。特に地方の開業率は大都市圏と比較して低く、地域経済の活性化に繋がっていない。そのため、地域の需要を捉え、地域に密着した創業者を増やし、地域経済を活性化させていくことが重要である。</p> <p>開業率の向上は「日本再興戦略」内に開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率10%台を目指すとしており、また産業競争力強化法においても地域での創業の促進をすることを定めている。</p> <p>産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を平成26年3月より開始し、認定自治体が全国に拡がりつつある。引き続き本スキームを活用して地域の創業を活性化するためには本特例措置や拡充税制措置等が必須である。本要望により、全国へ創業支援事業計画を広げ、地域の創業希望者へ特定措置や税制措置を積極的に活用頂くことで地域創業全体のビジネスの成功率が高め、地域内にロールモデルが構築され、新たな創業者を創出する好循環効果を生み出し、政策目的である開業率が廃業率を上回る状態を維持し、開業率10%台にすること及び創業5年未満の創業者の事業拡大や経営安定という視点で支援を行うことで事業生存率を高めることを目指す。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>『日本再興戦略』（平成25年6月14日） 6. 中小企業・小規模事業者の革新 （略）開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（略）</p> <p>『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日） 6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新 《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率10%台（現状約5%）を目指す。」 (2) 施策の主な進捗状況 （地域における創業支援体制を構築） （略）産業競争力強化法が成立し、市町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援体制を構築する取組が整備された。（略）</p> <p>『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日） 6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新 《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率10%台（現状約5%）を目指す。」 (3) 新たに講ずべき具体的施策 （略）地域密着型の創業が重要であり、こうした観点を含め、産業競争力強化法に基づき、創業支援における市区町村と中小企業団体、地域金融機関等との連携をはじめ、（略）</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・開業率を米国・英国レベルの10%台を目指す。</p> <p>※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>・当該税制措置を受けた創業者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>・地域の創業を総合的に支援し、成長戦略でも掲げられている中長期的に開業率を英米並み（10%程度）にさせ、地域の雇用や社会を支える担い手が増加することにより、地域経済の活性化につなげていく</p>
8	有効性等	① 適用数等 ・実績 平成25年度 0件(注) 平成26年度 295件

		<p>・将来の推計 平成 27 年度 864 件 平成 28 年度 4,208 件 (注)産業競争力強化法の施行日が平成 26 年 1 月 ※なお、本税制特例が適用される「特定創業支援事業」はどの業種で創業する者であっても受講可能である。</p>
②	減収額	<p>・実績 平成 25 年度 0 百万円(注) 平成 26 年度 22.1 百万円 ・将来の推計 平成 27 年度 64.8 百万円 平成 28 年度 277.7 百万円 (注)産業競争力強化法の施行日が平成 26 年 1 月</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日) 政策目標の指標となる開業率は平成 25 年度 4.8%と前年度に比べ、0.2 ポイント増加傾向にあるが、目標である開業率 10%台には達していない。 当該税制措置に加え、他の予算措置、金融措置等を合わせてパッケージ化し、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を全国に広げて地域内の創業支援を促進することで開業率の上昇を見込む。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日) 政策目的である開業率 10%台を目指すため、市区町村と民間事業者等が連携し、地域の実情に沿ったきめ細かい創業支援を行う産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を全国の市区町村に広げていくことが必須である。 平成 26 年 3 月 20 日に第 1 回認定を公表してから着実に認定は増えており、第 5 回認定(平成 27 年 5 月 20 日)で 605 市区町村が認定に至っており、平成 27 年度には 900 市区町村以上が認定を受ける見込みである。市区町村が策定した認定創業支援事業計画の中では、「特定創業支援事業」が計画の根幹をなしており、計画全体の支援水準の維持・向上の役割を担っている一方で、地域においてより多くの創業希望者を掘り起したいという市区町村が創業支援事業計画を策定するための大きなメリットとなっている。現在、創業支援事業体制の整備を進め、全国に創業支援スキームを拡げていく途中段階であるが、当該税制措置は、今後より多くの市区町村の創業支援体制の整備を後押しし、且つ全国に広がる「特定創業支援事業」を通じ、生存率の高い創業者等を生み出す効果が期待でき、ひいては開業率向上に資するものである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日) 創業時には、資金調達面の課題を抱える者が多いため、他の予算措置、金融措置が講じられたとしても、創業数の増加が限定的となる可能性が生じる。このため、開業率が低下し、廃業率が開業率を上回る状態となり、企業数の減少による地域の雇用の減少等により、地域経済への悪影響を及ぼす恐れがある。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日) 当該税制措置により、創業数の一定の増加が見込まれる。これにより、開業率が廃業率を上回る状態が継続すれば、雇用の担い手となる企業数が増加することとなり、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済の活性化に繋がる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>創業の拡大や事業成長を支援する観点から創業手続や法人設立に係るコスト軽減を行うことは重要であるが、本制度は全ての事業者に対して優遇するのではなく、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画に位置付けている「特定創業支援事業」の受講者を支援するものである。「特定創業支援事業」は 1ヶ月以上、4 回以上にわたり創業時に必要となる経営・財務・人材育成・販路開拓の 4 つの知識を身に付けられるものであり、努力し、且つ経営知識を身に付けた個人や創業者に対する支援制度措置である。「特定創業支援事業」は、生存率の高い創業者等を生み出す効果が期待でき、ひいては開業率向上に資するものである。 また、創業の促進のためには、総合的に支援策を講じることが有効であり、予算措置や金融措置だけではなく、税制措置も合わせて実施することが妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>創業・第二創業促進補助金は事業者の創業時に要する人件費、設備費、店舗等借入費、マーケティング調査費等を支援するものである。また地域創業促進支援委託事業は創業支援を行う者への講師謝金・旅費、会場費等を支援するものである。 創業関連等保証については、信用保証協会の保証をつけることにより金融機関からの資金の借入を支援するものである。また日本政策金融公庫が実施している新創業融資制度は無担保・無保証人で融資措置が受けられるものである。 本特例措置は、創業手続きにかかるコストの軽減を図るものであり、各支援施策を連携して実施することで創業促進を図る。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制措置は地方税にかかる租税特別措置ではない。</p>	
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置	行政機関名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
期間中における認定件数のうち、租税特別措置を利用した件数を年度別に集計したものである。
- ④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
- ⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
別紙参照
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
試算した減収額を超える、将来の税収の増大に寄与する取組を支援するものである。これまで計画認定を受けた事業者の約 8 割が生産性の向上の基準を達成し、収益性が相当程度向上している。
- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
試算した減収額を超える、将来の税収の増大に寄与する取組を支援するものである。これまで計画認定を受けた事業者の約 8 割が生産性の向上の基準を達成し、収益性が相当程度向上しており、将来においても同様の効果が見込まれるため、引き続き本措置を講じ、支援すべきと考える。

別紙

適用見込件数の試算根拠
(産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税)

本税制の適用件数及びそれに伴う軽減額の見込みについては、同様の措置を講じていた産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。）の過去の実績及び産業競争力強化法の実績を踏まえて試算すると、以下のとおり。

【適用見込件数の試算】

平成 15 年度から 27 年度までにおいて、産活法及び産業競争力強化法の認定実績（全省庁分）から、年度平均の登録免許税の軽減の適用計画数を算出し、適用見込件数とする。

- (1) 平成 15 年度から 26 年度までにおける登録免許税の軽減を活用した計画数
361 計画（全省庁）
- (2) 平成 27 年度の適用見込件数を 27 年度 4 月から 7 月までの実績から試算
平成 27 年 4 月から 7 月までの認定計画数（全省庁ベース）＝3 計画
3 計画×（12 か月÷4 か月）＝9 計画
- (3) 上記 (1) 及び (2) から、平成 15 年度から 27 年度までの平均適用年数を算出し、適用見込件数を試算
(1) 361 計画＋ (2) 9 計画 ÷ 13 年＝28 計画

【軽減額の試算】

平成 15 年度から 27 年度までにおいて、租税特別措置法第 80 条第 1 項各号別の軽減額（全省庁分）から、年度平均の軽減額を各号別に算出し、軽減見込額とする。

- (1) 租税特別措置法第 80 条第 1 項第 1 号から第 6 号までについて、平成 15 年度から 26 年度までの軽減額
56,222 百万円
- (2) 過去の税制改正による税率の引き上げを上記 (1) の実績に考慮し、現行税率に換算した上で、平成 15 年度から 26 年度までの軽減額を算出
78,191 百万円^(注)
(注) 算出に当たっては、以下の計算式にのっとり算出し、足し上げを行っている。
平成 15 年度から 26 年度までの措置ごとの軽減額 ÷ 措置ごとの軽減率（当時）× 現行の措置ごとの軽減率
- (3) 平成 27 年度の見込軽減額を 27 年度 4 月から 7 月までの実績から試算
平成 27 年 4 月から 7 月までの軽減額（全省庁ベース）＝688 百万円
688 百万円×（12 か月÷4 か月）＝2,064 百万円
- (4) 上記 (2) 及び (3) から、平成 15 年度から 27 年度までの平均軽減見込額を算出し、軽減見込額を試算
(2) 78,191 百万円＋ (3) 2,064 百万円 ÷ 13 年＝6,173 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税27)(登録免許税:外) 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置																																																																
2	要望の内容	<p><制度概要></p> <p>産業競争力強化法に基づく事業再編計画、特定事業再編計画の認定を受けた事業者(当該事業者がその経営を実質的に支配している者(関係事業者)を含む。)が認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、出資の受入れ、会社の設立等を行う場合における登録免許税を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法 第80条第1項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の 税率</th> <th>強化法 の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>分割</td> <td>0.7%</td> <td>0.5%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>1.5%</td> <td>1.6%</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶の所有権の取得</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6号</td> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>2.0%</td> <td>0.4%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p><要望の内容></p> <p>産業競争力強化法に基づく登録免許税の特例措置を平成30年3月31日まで(2年間)延長する。</p>					租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の 税率	強化法 の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割	0.7%	0.5%	0.2%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	1.5%	1.6%	なし	建物	2.0%	1.6%	0.4%		船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%	船舶	2.8%	2.3%	0.5%
租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の 税率	強化法 の特例	軽減率																																																														
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																														
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																														
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																														
3号	分割	0.7%	0.5%	0.2%																																																														
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	1.5%	1.6%	なし																																																													
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																													
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																														
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																													
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																													
6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%																																																													
		船舶	2.8%	2.3%	0.5%																																																													
3	担当部局	経済産業政策局産業再生課																																																																
4	評価実施時期	平成27年8月																																																																
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成25年度 創設</p> <p>(同様の措置を講じていた産活法における要望経緯)</p> <p>平成11年度 創設</p> <p>平成12年度 税率の引き下げ</p>																																																																

		平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長(平成18年以後、一部縮減) 平成19年度 措置拡充(対象計画追加) 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長(会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ) 平成22年度 2年間延長 平成23年度 一部縮減(産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる) 平成24年度 2年間延長	
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年延長)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進することにより我が国産業の生産性の向上と競争力の強化を図る。日本企業の生産性の向上を示すROAは近年上昇傾向にあるものの、欧米企業に比べ劣後しており(米国14.55%、日本3.93%※)、引き続き更なる生産性の向上に向けた施策が必要。</p> <p>※出典 SPEEDA。ともに平成25年度。 米国:ニューヨーク証券取引所、日本:東証一部上場企業の平均</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>産業競争力強化法(平成25年法律第98号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>1-2 新陳代謝</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法律の計画認定に基づく政策支援を通じ登録免許税の軽減を行うことで取引コストの提言を図り、企業の事業再編による経営資源の有効活用や複数の企業の連携による国内外における新たな需要の開拓などの取組を促進することにより、企業の生産性の向上を図る。</p> <p>具体的には、本措置を活用した企業のROAの向上幅が、政策目標(ROA:平成26年度値+2%)を上回ることを目指す。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認定事業者は、計画の終了時点において以下のいずれかの企業の生産性の指標たる数値について基準を達成し、生産性を向上させることとする。</p> <p>【事業再編計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 修正 ROA\geq2%ポイント - 有形固定資産回転率\geq5% - 従業員一人当たり付加価値額\geq6% <p>【特定事業再編計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 修正 ROA\geq3%ポイント - 有形固定資産回転率\geq10% - 従業員一人当たり付加価値額\geq12% <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 同種の措置を講じていた産活法の認定を受けた企業の生産性向上率は、日本国全体の生産性向上率と比較した場合に高く、当該措置による取引コストの低減を通じた政策目的の達成に大きく寄与している。なお、産業競争力強化法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではなし。</p>																																						
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>【本措置を利用した計画の認定件数】 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>5</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>【将来推計】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>9</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>【本措置を利用した企業が営む業種】 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>運輸</td><td>3</td></tr> <tr><td>情報・通信</td><td>3</td></tr> <tr><td>食品・外食</td><td>2</td></tr> <tr><td>電気電子機器</td><td>2</td></tr> <tr><td>非鉄金属</td><td>2</td></tr> <tr><td>電気・ガス</td><td>2</td></tr> <tr><td>銀行・証券・保険</td><td>1</td></tr> <tr><td>輸送用機器</td><td>1</td></tr> <tr><td>繊維・衣料</td><td>1</td></tr> <tr><td>窯業・土石製品</td><td>1</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>(参考) 同種の措置を講じていた産活法における過去の適用実績は以下のとおり。</p>		25 年度	26 年度	件数	5	14		27 年度	28 年度	29 年度	件数	9	28	28	業種	件数	運輸	3	情報・通信	3	食品・外食	2	電気電子機器	2	非鉄金属	2	電気・ガス	2	銀行・証券・保険	1	輸送用機器	1	繊維・衣料	1	窯業・土石製品	1	その他	1
	25 年度	26 年度																																						
件数	5	14																																						
	27 年度	28 年度	29 年度																																					
件数	9	28	28																																					
業種	件数																																							
運輸	3																																							
情報・通信	3																																							
食品・外食	2																																							
電気電子機器	2																																							
非鉄金属	2																																							
電気・ガス	2																																							
銀行・証券・保険	1																																							
輸送用機器	1																																							
繊維・衣料	1																																							
窯業・土石製品	1																																							
その他	1																																							

		<p>【本措置を利用した計画の認定件数】 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>57</td> <td>27</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>16</td> </tr> <tr> <th></th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>合計</th> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>342</td> <td colspan="7"></td> </tr> </tbody> </table> <p>【本措置を利用した企業が営む業種】 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>電気電子機器</td><td>33</td></tr> <tr><td>小売・卸売</td><td>30</td></tr> <tr><td>運輸</td><td>28</td></tr> <tr><td>旅館・ホテル</td><td>23</td></tr> <tr><td>食品・外食</td><td>23</td></tr> <tr><td>銀行・証券・保険</td><td>17</td></tr> <tr><td>化学</td><td>17</td></tr> <tr><td>輸送用機器</td><td>16</td></tr> <tr><td>鉄鋼</td><td>16</td></tr> <tr><td>情報・通信</td><td>15</td></tr> <tr><td>一般機械</td><td>15</td></tr> <tr><td>繊維・衣料</td><td>16</td></tr> <tr><td>非鉄金属</td><td>11</td></tr> <tr><td>窯業・土石製品</td><td>8</td></tr> <tr><td>石油</td><td>7</td></tr> <tr><td>医薬品</td><td>5</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>5</td></tr> <tr><td>紙・パルプ</td><td>4</td></tr> <tr><td>電気・ガス</td><td>3</td></tr> <tr><td>その他</td><td>50</td></tr> </tbody> </table>		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	件数	72	67	57	27	21	18	24	20	16		24 年度	25 年度	合計								件数	16	4	342								業種	件数	電気電子機器	33	小売・卸売	30	運輸	28	旅館・ホテル	23	食品・外食	23	銀行・証券・保険	17	化学	17	輸送用機器	16	鉄鋼	16	情報・通信	15	一般機械	15	繊維・衣料	16	非鉄金属	11	窯業・土石製品	8	石油	7	医薬品	5	不動産	5	紙・パルプ	4	電気・ガス	3	その他	50
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度																																																																													
件数	72	67	57	27	21	18	24	20	16																																																																													
	24 年度	25 年度	合計																																																																																			
件数	16	4	342																																																																																			
業種	件数																																																																																					
電気電子機器	33																																																																																					
小売・卸売	30																																																																																					
運輸	28																																																																																					
旅館・ホテル	23																																																																																					
食品・外食	23																																																																																					
銀行・証券・保険	17																																																																																					
化学	17																																																																																					
輸送用機器	16																																																																																					
鉄鋼	16																																																																																					
情報・通信	15																																																																																					
一般機械	15																																																																																					
繊維・衣料	16																																																																																					
非鉄金属	11																																																																																					
窯業・土石製品	8																																																																																					
石油	7																																																																																					
医薬品	5																																																																																					
不動産	5																																																																																					
紙・パルプ	4																																																																																					
電気・ガス	3																																																																																					
その他	50																																																																																					
	②: 減収額	<p>【減収額】 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>1,192</td> <td>1,894</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の減収額は認定年度別に集計したものであるため、計画期間中の認定計画がある年度の減収額は、今後行われる登記により増減する見込み。</p> <p>出所: 産業競争力強化法に基づく提出資料</p> <p>【将来推計】 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,064</td> <td>6,173</td> <td>6,173</td> </tr> </tbody> </table>		25 年度	26 年度	減収額	1,192	1,894		27 年度	28 年度	29 年度	件数	2,064	6,173	6,173																																																																						
	25 年度	26 年度																																																																																				
減収額	1,192	1,894																																																																																				
	27 年度	28 年度	29 年度																																																																																			
件数	2,064	6,173	6,173																																																																																			

	<p>(参考) 同種の措置を講じていた産活法における過去の適用実績は以下のとおり。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>16,897</td> <td>9,745</td> <td>5,133</td> <td>3,789</td> <td>1,919</td> <td>5,485</td> <td>3,586</td> <td>922</td> </tr> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>2,890</td> <td>2,375</td> <td>112</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出所:産活法に基づく提出資料</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	減収額	16,897	9,745	5,133	3,789	1,919	5,485	3,586	922		23年度	24年度	25年度						減収額	2,890	2,375	112					
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																													
減収額	16,897	9,745	5,133	3,789	1,919	5,485	3,586	922																													
	23年度	24年度	25年度																																		
減収額	2,890	2,375	112																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成27年3月) OROA(総資産経常利益率)の実績 平成24年度:3.4% → (制度創設)平成25年度 3.9%</p> <p>(参考)同種の措置を講じていた産活法における過去の実績</p> <p>OROE(自己資本当期純利益率)※産活法の認定要件の指標 平成15年度 3.8% → 平成25年度 6.5% 産活法認定企業の計画終了時におけるROE向上値の平均 12.4% 出典:法務省「法人企業統計」、産活法に基づく各社提出資料</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成27年3月) 平成27年8月現在、平成26年度末までに終了した産活法における認定計画の約8割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成27年3月)</p> <p>分析期間中に産業競争力強化法の認定を受けた計画のうち、全ての計画が本措置を活用しており、本措置が活用できない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る産業競争力強化法全体の政策目的を阻害することになる。</p> <p>また、現下の日本経済を取り巻く環境は、内需の減退や新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではなく、我が国企業はグローバル競争下において競争力を有する事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換が喫緊の課題である。</p> <p>本措置は、合併や会社分割等の組織再編に取り組む際のコストを軽減し、我が国企業の再編を促進・円滑化するために必要不可欠なものであり、本措置が引き続き手当てされない場合には、グローバル経済における我が国企業の競争力低下を招くこととなる。</p> <hr/> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成27年3月)</p> <p>同種の措置を講じていた産活法においては平成26年度末までに終了し</p>																																				

			<p>た計画のうち、約8割の計画が生産性向上の基準を達成している。産業競争力強化法においても本措置を引き続き講ずることにより、企業が生産性向上と将来の税収の増大に寄与する取組を支援していく。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずることとする。</p> <p>本措置により、業種・企業規模に区別なく、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで戦略的な組織再編・事業再編を支援し、生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>—</p>
10	有識者の見解		<p>なし</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>平成25年8月</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用数及び適用額（平成26年度）について、「各設備の所管団体の統計情報等に基づき試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
過去の適用額（平成24年度及び25年度）について、1,160百万円及び5,525百万円と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される情報によれば、116,000百万円及び552,500百万円であるため、説明に誤りがある。
- ③ 僅少・偏りの状況
過去の適用数等が想定外に僅少でないことについて、前回評価時の将来推計等と比較した上で説明されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用額（平成28年度及び29年度）が予測されていない。
将来の適用数について、「各設備の所管団体の統計情報等に基づき試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
将来の適用額（平成27年度）について、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成26年度の法人税）について、「各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（法人税）について、「各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
<二酸化炭素排出抑制設備>
過去の効果・達成目標の実現状況について、「二酸化炭素排出抑制設備による二酸化炭素削減効果＝（各設備のCO2排出量－同じ機能を発揮する機械類の平均のCO2排出量）×実績台数」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及

び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

⑩ 将来の税収減是認効果

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
（法人税）

（単位：百万円）

区分	特別償却実施額	件数	税額控除実施額	件数
平成 23 年度	600	106	100	166
24 年度	1,160	2,834	600	710
25 年度	5,525	10,125	2,300	1,812
26 年度	434,437	12,268	6,525	6,729

（注）1 平成 23 年度から 25 年度までについては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算された減収額（実績推計）

2 平成 26 年度については、各設備の所管団体の統計情報等に基づき試算。各数値については、小数点以下第一位を四捨五入

③ 僅少・偏りの状況（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

経済産業省が業界団体等を通じて推計している適用数の実績等においては、太陽光発電設備が多くを占めており、固定価格買取制度の認定申請時に申告する運転開始日を基に当該年度に導入された件数を導入実績とした。

しかし、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 25 年度）を基に試算された減収額（実績推計）との間で大幅な乖離がみられた。そのため、実績推計の減収額に近づけるべく、主に以下の 2 点の観点から見直しを行った。

- (1) 従前の資源エネルギー庁の計算においては、個人による認定設備導入案件につき、個人名による認定設備が（ア）青色申告をしている個人事業者であるのか、（イ）自宅屋根等に設置して発電している（青色申告していない）個人なのかまで選別できないため、それらを全て実績に含めていた。今般、固定価格買取制度の認定データの精査を行い、本来グリーン投資減税の対象となる（ア）の事業者のみを切り分けるべく、50kW 以上の高圧連系による設備を個人事業者による認定設備と仮定して導入件数を記載することとした。この見直しによって、前回評価時の適用数見込みから大きな差が生じている。
- (2) 特別償却実施額及び税額控除実施額については、昨年度提出した様式では、継続性の観点から、過去提出していた黒字法人比率等の係数を用いていた。今回、上述のとおり、平成 25 年度減収額（実績推計）との大幅な乖離がみられたことから、試算に用いる係数についても見直しを行うこととし、「租税特別措置法の規定による増減収額試算－積算根拠－」（平成 24 年度）を用いることとした。

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
（法人税）

（単位：百万円）

区分	特別償却実施額	件数	税額控除実施額	件数
平成 27 年度	110,829	2,034	21,875	4,633

（注）各設備の所管団体の統計情報等に基づき試算。各数値については、小数点以下第一位を四捨五入

⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
（法人税）

平成 23 年度	200 百万円
24 年度	18,100 百万円
25 年度	73,600 百万円
26 年度	117,500 百万円

（注）1 平成 23 年度から 25 年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算された減収額（実績推計）

2 平成 26 年度においては、各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算。各数値については、小数点以下第一位を四捨五入

（法人住民税、法人事業税）

○平成 23 年度
（単体法人）

（単位：千円）

区分	都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計
特別償却	8,519	23,310	20,957	22,186	74,972
税額控除	4,168	-	10,254	-	14,422

（連結法人）

（単位：千円）

区分	都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計
特別償却	3,004	6,174	7,390	7,823	24,391
税額控除	8	-	20	-	28

（注）地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

○平成 24 年度
（単体法人）

（単位：千円）

区分	都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計
特別償却	1,376,170	4,704,533	3,385,378	4,298,578	13,764,659
税額控除	31,685	-	77,946	-	109,631

（連結法人）

（単位：千円）

区分	都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計
特別償却	102,237	312,537	251,504	319,328	985,606
税額控除	0	-	0	-	0

（注）地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

○平成 25 年度
（単体法人）

（単位：千円）

区分	都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計
特別償却	6,261,936	21,840,218	15,404,362	19,305,011	62,811,527
税額控除	112,117	-	275,808	-	387,925

（連結法人）

（単位：千円）

区分	都道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	合計
特別償却	781,829	2,129,710	1,923,299	2,410,014	7,244,839
税額控除	1,274	-	3,133	-	4,407

（注）地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

○平成 26 年度

国税の減収額（117,500（百万円））から推計を行うとすれば、下記のとおり試算することができる。

（法人住民税）

$$\begin{array}{rcl} \text{国税における法人税の減収額} & & \text{税率} \\ 117,500 \text{ (百万円)} & \times & 0.129 = 15,158 \text{ (百万円)} \end{array}$$

（法人事業税）

<所得割>
（法人事業税所得割の減収額）

$$\begin{array}{rcl} \text{国税における所得の減収額} & & \text{税率} \\ 460,784 \text{ (百万円)} & \times & 0.053 = 24,422 \text{ (百万円)} \end{array}$$

（地方法人特別税の減収額）

$$\begin{array}{rcl} \text{法人事業税の所得割の減収額} & & \text{税率} \\ 24,422 \text{ (百万円)} & \times & 0.547 = 13,359 \text{ (百万円)} \end{array}$$

<付加価値割>

$$\begin{array}{rcl} 460,784 \text{ (百万円)} & \times & 0.0029 = 1,336 \text{ (百万円)} \end{array}$$

合計 54,275（百万円）

(注) 法人税の減収額 (117,500)
 = 国税における所得の減収額 (460,784) × 法人税率 (25.5%)
 法人税の減収額 (117,500) は、各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算
 国税における所得の減収額 (460,784) は、ここから逆算にて計算

⑥ 将来の減収額 (評価書中 8②「減収額」欄の補足説明)

(法人税)

各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算。各数値については、小数点以下第一位を四捨五入

(法人住民税、法人事業税)

○平成 27 年度

国税の減収額 (56,600 (百万円)) から推計を行うとすれば、下記のとおり試算することができる。

(法人住民税)

国税における法人税の減収額	税率		
56,600 (百万円)	×	0.129	= 7,301 (百万円)

(法人事業税)

<所得割>

(法人事業税所得割の減収額)

国税における所得の減収額	税率		
236,820 (百万円)	×	0.051	= 12,078 (百万円)

(地方法人特別税の減収額)

法人事業税の所得割の減収額	税率		
12,078 (百万円)	×	1.15	= 13,890 (百万円)

<付加価値割>

236,820 (百万円)	×	0.0056	= 1,326 (百万円)
---------------	---	--------	---------------

合計			34,595 (百万円)
----	--	--	--------------

(注) 法人税の減収額 (56,600)
 = 国税における所得の減収額 (236,820) × 法人税率 (23.9%)
 法人税の減収額 (56,600) は、各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算
 国税における所得の減収額 (236,820) は、ここから逆算にて計算

○平成 28 年度

国税の減収額 (14,200 (百万円)) から推計を行うとすれば、下記のとおり試算することができる。

(法人住民税)

国税における法人税の減収額	税率		
14,200 (百万円)	×	0.129	= 1,832 (百万円)

(法人事業税)

<所得割>

(法人事業税所得割の減収額)

国税における所得の減収額	税率		
59,414 (百万円)	×	0.051	= 3,030 (百万円)

(地方法人特別税の減収額)

法人事業税の所得割の減収額	税率		
3,030 (百万円)	×	1.15	= 3,485 (百万円)

<付加価値割>

59,414 (百万円)	×	0.0056	= 333 (百万円)
--------------	---	--------	-------------

合計			8,680 (百万円)
----	--	--	-------------

(注) 法人税の減収額 (14,200)
 = 国税における所得の減収額 (59,414) × 法人税率 (23.9%)
 法人税の減収額 (14,200) は、各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算
 国税における所得の減収額 (59,414) は、ここから逆算にて計算

○平成 29 年度

国税の減収額 (15,900 (百万円)) から推計を行うとすれば、下記のとおり試算することができる。

(法人住民税)

国税における法人税の減収額	税率		
15,900 (百万円)	×	0.129	= 2,051 (百万円)

(法人事業税)

<所得割>

(法人事業税所得割の減収額)

国税における所得の減収額	税率		
66,527 (百万円)	×	0.051	= 3,393 (百万円)

(地方法人特別税の減収額)

法人事業税の所得割の減収額	税率		
3,393 (百万円)	×	1.15	= 3,902 (百万円)

<付加価値割>

$$66,527 \text{ (百万円)} \quad \times \quad 0.0056 \quad = \quad 373 \text{ (百万円)}$$

合計 9,719 (百万円)

(注) 法人税の減収額 (15,900)

= 国税における所得の減収額 (66,527) × 法人税率 (23.9%)

法人税の減収額 (15,900) は、各設備の所管団体の統計情報等に基づき経済産業省試算

国税における所得の減収額 (66,527) は、ここから逆算にて計算

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況 (評価書中 8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明)

<二酸化炭素排出抑制設備>

(平成 26 年度)

二酸化炭素削減効果 : 1,755,639t-CO₂

○ 算出に当たっては、

二酸化炭素排出抑制設備による二酸化炭素削減効果

= (各設備のCO₂排出量-同じ機能を発揮する機械類の平均のCO₂排出量) × 実績台数で計算

他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果については、平成 25 年度に行った委託調査における固定価格買取制度の認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、本税制の対象設備の一部である再生可能エネルギー発電設備に対しては約 4 割程度の事業者が本税制を投資インセンティブとして考慮していることから、こうした数字を利用し計算すると以下のとおり。

平成 23 年度 : 619,862t-CO₂ (= 1,511,859t-CO₂ × 41%)

24 年度 : 1,380,435t-CO₂ (= 3,366,914t-CO₂ × 41%)

25 年度 : 1,582,257t-CO₂ (= 3,859,163t-CO₂ × 41%)

26 年度 : 719,812t-CO₂ (= 1,755,639t-CO₂ × 41%)

(注) 算定根拠について精査を行ったため、事前評価書に記載の金額と相違している。

震災以降、我が国の温室効果ガス排出量が増加していることを踏まえると、二酸化炭素排出抑制効果の高い本税制対象設備の普及を促進することは極めて重要

<再生可能エネルギー>

(平成 26 年度)

固定価格買取制度による再生可能エネルギーの発電電力量の買取実績から、本税制措置の効果を機械的に計算すると下記のとおり。

① F I T 導入数 : 112.3 億 kWh

太陽光 : 857.2 万 kW × 0.14 × 8,760 = 105.1 億 kWh

(平成 26 年度の導入量) 設備利用率 時間

風力 : 22.1 万 kW × 0.20 × 8,760 = 3.9 億 kWh

(平成 26 年度の導入量) 設備利用率 時間

中小水力 : 8.3 万 kW × 0.45 × 8,760 = 3.3 億 kWh

(平成 26 年度の導入量) 設備利用率 時間

② グリーン投資減税利用数 (① × 69% ^(注)) : 77.5 億 kWh

③ 税制効果数 (② × 41% ^(注)) : 31.7 億 kWh

と計算される。

平成 26 年度の再生可能エネルギー導入量は 25 年度の導入量を大きく上回る値であり、本税制措置による導入促進の効果が発現している。

(注) 平成 25 年度の資源エネルギー庁委託調査 (再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査) によると、固定価格買取制度認定事業者のうち、69% がグリーン投資減税を利用しており、そのうち 41% がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しているとの結果があった。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税） （国税28・地方税23（自動連動）） （法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備の取得価額の30%特別償却あるいは中小企業への税額控除の適用期限を2年間延長する（本税制の適用期限を平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間の措置とする）。 ○ 次の設備を対象設備に追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ①地熱発電設備 ②木質バイオマス発電設備 ③木質バイオマス熱利用設備 ○ 水熱利用設備のうち、下水熱利用設備の要件緩和を行う（下水道の暗渠内に熱交換器のみ設置する場合も対象とする）。 ○ 次の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー対象設備等から以下の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ①水熱利用設備のうち、海水もしくは河川水を利用する設備 ②雪氷熱利用設備 ・二酸化炭素排出抑制設備等から以下の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ①高効率型電動熱源機 ②定置用蓄電池 ③エネルギー使用制御設備（測定装置、中継装置、アクチュエータ、可変風量制御装置、インバータ、電子計算機） ○ 風力発電設備の即時償却を廃止した上で、固定価格買取制度の認定を受けていない風力発電設備（出力1万kW以上）を対象設備に加える。 ○ 固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備を対象から除外し、固定価格買取制度の認定を受けていない太陽光発電設備（出力10kW以上）を対象に加える。
3	担当部局	資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 創設 （対象期間は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで） ・平成24年度 拡充 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設した。 （平成24年5月29日から平成25年度3月31日まで） ・平成25年度 拡充及び延長 熱電併給型動力発生装置においても即時償却を可能とし、一部の対象設備を追加、さらに適用期限を平成26年3月31日から平成28年3月31日までに延長した。また太陽光発電設備及び風力発電設備の即時償却を延長した（平

		成25年4月1日から平成27年度3月31日まで） ・平成26年度 縮減 産業競争力強化法に基づく生産性向上設備投資促進税制の創設に伴い、一部の対象設備を見直した。 ・平成27年度 延長 風力発電設備の即時償却の適用期限を1年間延長した（平成28年3月31日まで）。
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで適用期間を2年間延長する。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 グリーン投資減税は、平成22年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資（グリーン投資）を重点的に支援する制度として創設され、平成23年6月30日に施行された。省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。 平成26年4月に閣議決定した「エネルギー基本計画」を踏まえ、平成27年1月より長期エネルギー需給見通し小委員会において、2030年時点の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）の検討が開始され、同年7月に経済産業省として決定された。また、このエネルギーミックスと整合的となる、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する約束草案を策定した。 今般策定されたエネルギーミックスを踏まえ、法律、規制、予算、税など、必要な施策措置を講じていくことが求められる。本税制措置を、「エネルギー基本計画」、エネルギーミックスに沿う形で対象設備を重点化し、引き続き講じることで、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入を達成し、約束草案を実現することが目的。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成26年4月11日に閣議決定された今次「エネルギー基本計画」では、「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」とこと、また、徹底した省エネルギー社会の実現に向け、「省エネルギーの取組を、部門ごとに効果的な方法によってさらに加速していく」としている。 こうした「エネルギー基本計画」を踏まえ、平成27年7月にエネルギーミックスを策定。このエネルギーミックスにおいて、再生可能エネルギーは足下から2倍の導入量を見込み、徹底した省エネルギー対策の積み上げにより、石油危機後並の大幅なエネルギー効率改善を見込んでいる。これらを踏まえ、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する約束草案を関連に提出したところ。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>5.エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー 5-3 電力・ガス 5-4 環境</p>

	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成26年に閣議決定された「エネルギー基本計画」に加え、長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)において示された将来のエネルギー需給構造のあるべき姿を踏まえ、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入を実現し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する約束草案を達成する。</p> <p>(参考1)2030年度の温室効果ガス排出削減目標(約束草案) 温室効果ガス排出削減量を2030年度に2013年度比▲26.0%(2005年度比▲25.4%)の水準(約10億4,200万t-CO2)とする。</p> <p>(参考2)2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量の見通し 再エネ :22~24%程度(2,366~2,515億kWh) 太陽光 :7.0%程度(約6,400万kW、749億kWh) 風力 :1.7%程度(約1,000万kW、182億kWh) 地熱 :1.0~1.1%程度(約140~155万kW、102~113億kWh) 水力 :8.8~9.2%程度(約4,874~4,931万kW、939~981億kWh) バイオマス:3.7~4.6%程度(約602~728万kW、394~490億kWh)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・二酸化炭素排出抑制設備:税制対象設備による二酸化炭素排出抑制量 ・再生可能エネルギー設備:税制対象設備の導入量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p><二酸化炭素排出抑制設備> 本税制対象設備は、3年間で15,000t-CO2以上の二酸化炭素排出抑制効果が見込まれるものであり、これらの普及を進むことで我が国の温室効果がガス排出量を抑制することに寄与する。</p> <p><再生可能エネルギー> 再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与するが、他電源と比較して発電コストが高いため、本税制措置により導入時のキャッシュフロー改善を図ることで再生可能エネルギー設備への投資が促進され、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等 2016年度(見込み)6,905件 2017年度(見込み)8,463件</p> <p>②: 減収額 2011年度 2億円(法人税) 2012年度 181億円(法人税) 2013年度 736億円(法人税) 2014年度 1,175億円(法人税、所得税込み) 2015年度 566億円(法人税、所得税込み) 2016年度 142億円(法人税、所得税込み) 2017年度 159億円(法人税、所得税込み) ※2011~2013年度は財務省「租税等別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績推計)より。 ※2014~2017年度は所管団体等からヒアリング調査より経済産業省推計。</p>

	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年~平成25年) <二酸化炭素排出抑制設備> 震災以降、原子力発電の停止に伴う火力発電の焼き増し等により、温室効果ガス排出量は大幅に増加しているものの、本税制による二酸化炭素排出抑制設備の導入によって、その増加を低減させている。</p> <p>(参考)日本の温室効果ガス排出量 2011年度 1,354百万t-CO2 2012年度 1,390百万t-CO2 2013年度 1,402百万t-CO2 ※温室効果ガスインベントリより。</p> <p><再生可能エネルギー> 再生可能エネルギー導入量は順調に増加しており、本税制措置がその導入に寄与していると考えられる。</p> <p>(参考)再生可能エネルギー導入量 ※()内は水力以外の再エネ 2010年度 1,160億kWh(253億kWh) 2011年度 1,198億kWh(281億kWh) 2012年度 1,144億kWh(307億kWh) 2013年度 1,216億kWh(367億kWh) ※総合エネルギー統計等より。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成25年度) <二酸化炭素排出抑制設備> 本税制を適用して導入された二酸化炭素排出抑制設備による二酸化炭素排出抑制効果は下記のように計算できる。</p> <p>2011年度 排出抑制効果:1,653,143(t-CO2) (温室効果ガス排出量1,354百万t-CO2) 2012年度 排出抑制効果:3,645,886(t-CO2) (温室効果ガス排出量1,390百万t-CO2) 2013年度 排出抑制効果:4,808,106(t-CO2) (温室効果ガス排出量1,402百万t-CO2)</p> <p>(計算方法) CO2削減率(%)=(a-b)/a×100 CO2削減量(t-CO2/年)=a-b a:基準設備のCO2排出量 b:対象要望設備のCO2排出量</p> <p>※所管団体等からのヒアリングを基に経済産業省推計。</p> <p><再生可能エネルギー> 長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)は、平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」で示された再生可能エネルギーの最大限の導入という方針を踏まえて、それを具体的な数値の見通しとして表したもので、したがって、エネルギーミックスの導入見通しが数値で示されたことにより、前回要望時の目標が明確化されたと言える。</p>
--	-----------------	---

		<p>今般の長期エネルギー需給見通しにおいて、2030年時点で再生可能エネルギー導入量は、2,366～2,515億kWh。</p> <p>2013年度の再生可能エネルギーの導入量は1,323億kWhであるため、これを達成するには今後15年間で1,043～1,192億kWhの導入拡大が必要。期間内は年平均69.5～79.5億kWhの導入拡大が求められる。</p> <p>固定価格買取制度による再生可能エネルギーの発電電力量の買取実績は2012年度から2013年度にかけて125億kWh増加しており、導入目標を達成できていると評価できる。</p> <p>なお、本税制措置の効果を機械的に計算すると、</p> <p>①FIT導入数：71.3億kWh 太陽光：573.5万kW × 0.14 × 8,760 = 70.3億kWh (2013年度の導入量) 設備利用率 時間 風力：4.7万kW × 0.20 × 8,760 = 0.8億kWh (2013年度の導入量) 設備利用率 時間 中小水力：0.4万kW × 0.45 × 8,760 = 0.2億kWh (2013年度の導入量) 設備利用率 時間</p> <p>②グリーン投資減税利用数(①×69%※)：49.2億kWh</p> <p>③税制効果数(②×41%※)：20.2億kWh</p> <p>と計算される。</p> <p>※平成25年度の資源エネルギー庁委託調査によると、固定価格買取制度認定事業者のうち、69%がグリーン投資減税を利用しており、そのうち41%がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しているとの結果があった。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>エネルギーミックスを踏まえた現実的かつバランスのとれたエネルギー需給構造の実現のためには、補助金、規制、法律、税制とあらゆる政策措置を講じ、エネルギーミックスと整合的となるよう検討された約束草案を達成していかなければならないが、本税制措置が拡充・延長されない場合、実現が困難になることが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25年度～平成29年度)</p> <p>経済産業省が業界団体等を通して行った調査では、2013年度に1.25兆円、2014年度に1.49兆円の投資がグリーン投資減税の対象設備への投資であったとされ、平成25年度の委託調査でFIT認定事業者に対して実施したアンケート結果によると、再生可能エネルギー発電事業者の約4割がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視したとの回答があったため、2013年度で0.5兆円、2014年度で0.6兆円程度の投資促進効果があったと考えられる。上記に記載した減収額に比して大幅な投資が促進されたことに加え、政策の実現状況にも記載した二酸化炭素の排出抑制や再生可能エネルギーの導入も着実に進んでおり、十分に税収減を是認できるものと評価出来る。</p> <p>平成27年度は1.59兆円、平成28年度は3,565億円、平成29年度は3,972億円の投資が見込まれ、今後も同様の効果があるものと見込まれる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもって進めることが適切である。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本税制は補助金との併用が認められていない。よって、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。</p> <p>また、固定価格買取制度と本税制措置との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、我が国のエネルギー政策上重要な本税制措置の対象設備の普及に協力する相当性が認められるものと評価できる。</p> <p>本税制措置の対象となる省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の普及は地球温暖化対策に大きく貢献するものである。地球温暖化対策の推進に関する法律第4条においても、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする」とされており、地方公共団体が協力する相当性が認められるものと評価できる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況（平成26年度の法人）が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成24年における法人のパソコン利用割合76.4%、26年における個人事業主のパソコン利用割合31.3%と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「今後も多くの中小企業の活用が見込まれることから、引き続き、パソコン利用割合の上昇に資するものと考えられる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、「今後も多くの中小企業の活用が見込まれることから、税収減を是認する効果が見込まれる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄等の補足説明）
本措置の延長要望期間（平成28年4月1日から30年3月31日まで）での達成を目指す。
- ② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
- ④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
平成24年度及び25年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。平成26年度以降は、4%（23年度から25年度までの適用者数の平均増加率（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書））ずつ増加していくものと推計
- ⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
算定根拠については、別紙参照
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）
中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、本措置は46万社（平成25年度）もの中小企業に活用されており、今後も多くの中小企業の活用が見込まれることから、引き続き、パソコン利用割合の上昇に資するものと考えられる。
- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）
本措置は、46万社（平成25年度）もの中小企業に活用されており、今後も多くの中小企業の活用が見込まれることから、税収減を是認する効果が見込まれると考えている。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
(減収額算定根拠)

1. 法人税 (単位: 億円)

区 分	減収額 (注)
平成24年度	242
25年度	251
26年度	261
27年度	271
28年度	282
29年度	294

(注) 平成24年度及び25年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額による。平成26年度以降は、4%（23年度から25年度までの適用者数の平均増加率（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書））ずつ増加していくものと推計

2. 法人住民税 (単位: 億円)

区 分	法人税の減収額	税率 (注)	減収額
平成24年度	242	17.3%	42
25年度	251	17.3%	43
26年度	261	17.3%	45
27年度	271	17.3%	47
28年度	282	12.9%	36
29年度	294	12.9%	38

(注) 総務省から提供された税率による。平成29年度の税率については、12.9%と仮定した。

3. 法人事業税

(1) 法人事業税所得割 (単位: 億円)

区 分	法人税の減収額	法人税率 (注1)	特例による所得の減収額 (注2)	税率 (注3)	減収額
平成24年度	242	25.5%	949	5.3%	50
25年度	251	25.5%	984	5.3%	52
26年度	261	25.5%	1,024	5.3%	54
27年度	271	23.9%	1,136	5.3%	60
28年度	282	23.9%	1,181	6.7%	79
29年度	294	23.9%	1,229	6.7%	82

(注) 1 平成28年度以降は、23.9%と仮定した。

2 法人税の減収額÷法人税率

3 総務省から提供された税率による。平成29年度の税率については、6.7%と仮定した。

(2) 地方法人特別税 (単位: 億円)

区 分	法人事業税所得割の減収額	税率 (注)	減収額
平成24年度	50	81.0%	41
25年度	52	81.0%	42
26年度	54	81.0%	44
27年度	60	81.0%	49
28年度	79	43.2%	34
29年度	82	43.2%	36

(注) 総務省から提供された税率による。平成29年度の税率については、43.2%と仮定した。

(3) 法人事業税 (単位: 億円)

区 分	減収額
平成24年度	91
25年度	94
26年度	98
27年度	109
28年度	113
29年度	118

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 (国税 29・地方税 25(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	【要望事項】 適用期限を2年延長する。 【制度概要】 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で2年間の延長(平成 20 年 3 月末まで) 平成 20 年度 2年間の延長(平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2年間の延長(平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2年間の延長(平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2年間の延長(平成 28 年 3 月末まで)
6	適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。今年度からマイナンバー制度への対応が必要になり、また、平成 29 年 4 月には消費税率の再引上げが予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数 20 人未満の企業での経理人員は 1.1 人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数 20 人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとする。

		<p>個人事業主に関しては、従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を目指す。</p> <p>また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数 20 名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20 名以上の法人の水準である 9 割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員 20 名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。</p> <p>本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることにより、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上が図られる。</p>																								
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>【適用社数】 平成 24 年度: 430,555 社 平成 25 年度: 459,181 社 平成 26 年度: 477,548 社 平成 27 年度: 496,650 社 平成 28 年度: 516,516 社 平成 29 年度: 537,177 社</p> <p>【適用総額】 平成 24 年度: 2,423 億円 平成 25 年度: 2,613 億円 平成 26 年度: 2,718 億円 平成 27 年度: 2,826 億円 平成 28 年度: 2,939 億円 平成 29 年度: 3,057 億円</p> <p>【本措置の利用業種】(平成 25 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>17.2</td> <td>15.1</td> <td>3.3</td> <td>8.6</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>不動産業</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>サービス業</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>7.5</td> <td>4.5</td> <td>29.0</td> <td colspan="2">1.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:「租税特別措置の適用実態の調査に関する報告書」</p>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合(%)	17.2	15.1	3.3	8.6	10.0	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他		割合(%)	7.5	4.5	29.0	1.6	
業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																					
割合(%)	17.2	15.1	3.3	8.6	10.0																					
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																						
割合(%)	7.5	4.5	29.0	1.6																						

②	減収額	(単位:億円)																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>242</td> <td>42</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>251</td> <td>43</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>261</td> <td>45</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>271</td> <td>47</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>282</td> <td>36</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>294</td> <td>38</td> <td>118</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を基に試算した減収額(実績推計)」 ※平成 26 年度以降については、4%(平成 23 年度～25 年度までの適用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 24 年度	242	42	91	平成 25 年度	251	43	94	平成 26 年度	261	45	98	平成 27 年度	271	47	109	平成 28 年度	282	36	113	平成 29 年度	294	38
	法人税	法人住民税	法人事業税																										
平成 24 年度	242	42	91																										
平成 25 年度	251	43	94																										
平成 26 年度	261	45	98																										
平成 27 年度	271	47	109																										
平成 28 年度	282	36	113																										
平成 29 年度	294	38	118																										
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月) 本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、労働生産性が 0.11%(※)増加する。</p> <p>(※)「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の本特例措置利用データから分析</p> <p>(重回帰分析結果) $LN(\text{労働生産性(売上高/従業員数)}) = 2.85 + 0.11LN(\text{資本ストック/従業員数}) + 0.11LN(\text{少額特例利用額/従業員数}) + 0.19D(\text{パソコン利用}) + 0.12D(\text{建設業}) - 0.02D(\text{製造業}) + 0.04D(\text{情報通信業}) - 0.2D(\text{運輸業}) + 0.42D(\text{卸売・小売業}) + 0.11D(\text{不動産業}) - 0.2D(\text{飲食・宿泊業}) - 0.05D(\text{教育・学習支援業}) - 0.13D(\text{その他サービス業})$ (備考)*:5%有意水準、補正R2=0.35</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年 4 月～平成 27 年 3 月) 中小企業におけるパソコン利用状況は、本制度創設時と比べて一定の改善が見られる(※)。しかし、中小企業は、消費税率の引上げや円安による輸入価格上昇の影響等、業績見通しが立てにくい中で、全体として設備投資が抑制される傾向にあることから、目標達成には至っていない。 なお、中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。</p> <p>※中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況 個人事業主:平成 26 年:31.3%(対前年比 +0.7 ポイント) 法人:平成 24 年:76.4%(対前々年比+8.2 ポイント) (出典) 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省) 法人:「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)(平成 23 年は実施していないため、平成 24 年と 22 年の比較)</p>																											

9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年 4 月～平成 30 年 3 月) 中小企業は従業員数が少ないことが多く、こうした中で、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であり、本措置による減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減は不可欠である。 中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。 このような状況下で本措置が延長されなかった場合、中小企業の事務負担が増加することになり、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の活力が削られることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 27 年 3 月) 減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額(億円)</th> <th>個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)</th> <th>法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>242</td> <td>30.8</td> <td>70.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置により、従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、労働生産性が 0.11%(※)増加する。</p> <p>(※)「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の本特例措置利用データから分析</p> <p>(重回帰分析結果) $LN(\text{労働生産性(売上高/従業員数)}) = 2.85 + 0.11LN(\text{資本ストック/従業員数}) + 0.11LN(\text{少額特例利用額/従業員数}) + 0.19D(\text{パソコン利用}) + 0.12D(\text{建設業}) - 0.02D(\text{製造業}) + 0.04D(\text{情報通信業}) - 0.2D(\text{運輸業}) + 0.42D(\text{卸売・小売業}) + 0.11D(\text{不動産業}) - 0.2D(\text{飲食・宿泊業}) - 0.05D(\text{教育・学習支援業}) - 0.13D(\text{その他サービス業})$</p>	年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)	20	520	28.5	75.1	22	164	27.6	64.9	24	242	30.8	70.0
		年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)															
20	520	28.5	75.1																	
22	164	27.6	64.9																	
24	242	30.8	70.0																	
②	他の支援措置や義務付け等	<p>本措置は、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき措置である。</p> <p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>																		

		との役割 分担	
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的な役割を担っている。本措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	行政機関名	経済産業省
税目	相続税、贈与税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（個人事業者の事業承継の円滑化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
 将来の効果・達成目標の実現状況が予測されていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

個人事業者の資産保有状況や相続税見込額等を踏まえ、軽減割合等の制度内容を昨年から引き続き検討中である。よって、適用数と適用額を明示するのは困難であるが、本要望の対象となり得る者数と当該者が所有する資産額について、以下のとおり分析している。

1. 本要望の対象となり得る者数

本要望の対象となり得る者数は、以下のとおり年間 553 人と推計した。

- ・ 個人事業者の年間死亡者数：29,801 人 (注1)
- ・ 小規模宅地特例適用後における基礎控除額超の資産保有割合：14.2% (注2)
- ・ 事業継承の検討割合：37.1% (注2)
- ・ 贈与、相続による事業承継の検討割合：35.2% (注2)
- ・ 本要望の対象となり得る者数：29,801×0.142×0.371×0.352=553 人

2. 本要望の対象となり得る者が所有する資産額

本要望の対象となり得る者が所有する資産額は、以下のとおり年間 403 億 264 万円と推計した。

(1) 小規模宅地特例適用後、相続税が発生する 1 個人事業者当たりの事業用資産額

- ・ 土地平均額：4,325 万円 (注2)
- ・ 建物平均額：2,038 万円 (注2)
- ・ 機械装置等平均額：925 万円 (注2)
- ・ 平均額合計：7,288 万円 (注2)

(2) 本要望の対象となり得る者が所有する資産額

7,288 万円×553 人=403 億 264 万円

(注) 1 総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサスー活動調査」より

2 平成 27 年度中小企業庁委託「個人事業主の事業承継に関するアンケート調査」

なお、将来の事業承継の開始時期を推計するのは容易ではないことから、年度ごとの変動は考慮していないため、平成 30 年度分（制度創設要望年度から 3 年目）の適用数及び適用額については、28 年度及び 29 年度の算定と同様のものとした。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設 (国税 30) (相続税：外、贈与税：外)
2	要望の内容	個人事業者について、先代から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。 <平成 27 年度与党税制改正大綱の書きぶり> (検討事項) 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区別が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>個人事業者は、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献している重要な存在である。このような個人事業者の「事業の持続的な発展」（小規模企業振興基本法第3条）につなげるため、事業承継に係る制度の整備を目的とする。（同法第16条第2項）</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○小規模企業振興基本法(抜粋)</p> <p>第3条</p> <p>小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>第16条第2項</p> <p>国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 中小・地域</p> <p>4-2 事業環境整備</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>個人事業者の事業承継の円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>

8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>事業承継を考えている個人事業者の約4割が「相続税の負担が不安である」と回答している。また、純資産が4,800万円を超える個人事業者の資産のうち、建物等の事業用資産の割合は約30%(うち、建物が約26%) (出典:中小企業庁委託アンケート)を占めており、こうした個人事業者については、事業承継に支障を来す可能性がある。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>全国約385万の中小企業者、中でもその約9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在である。</p> <p>個人事業者は小規模事業者の約6割を占めており、個人事業者の円滑な事業承継を図ることが必要。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>事業承継を考えている個人事業者の約4割が「相続税の負担が不安である」と回答している。また、純資産が4,800万円を超える個人事業者の資産のうち、建物等の事業用資産の割合は約30%(うち、建物が約26%) (出典:中小企業庁委託アンケート)を占めており、こうした個人事業者については、事業承継に支障を来す可能性がある。</p> <p>そのため、個人事業者の事業用資産に係る負担を軽減し、事業承継の円滑化を図ることは妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租税特別措置法第69の4)</p> <p>・非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4まで)</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>		
10 有識者の見解	—		
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	行政機関名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等
 将来の適用数が年度ごとに予測されていない。
 将来の適用数について、「一般電気事業者（10社）、卸電気事業者（2社）、特定電気事業者（5社）及び特定規模電気事業者（700社強）、再エネ特措法における特定供給者などが対象となる」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額
 将来の減収額が年度ごとに予測されていない。
 将来の減収額について、平成26年度ベースで一般電気事業者10社の減収額は690億円程度と算定されているが、一般電気事業者以外の事業者に係る減収額が含まれていないため、算定に誤りがある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (地方税6)(法人事業税:義)
2	要望の内容	電気供給業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする方式から、他の一般の企業と同様の課税方式へと変更する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	①: 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>電気供給業の法人事業税については、電気料金の算定の際に原価に算入されるので、電気の利用者である消費者に転嫁することができるため、事業者は法人事業税を納税しうる力すなわち担税力を有することになること等を理由として、昭和24年から収入金額を課税標準とする課税が行われてきた。</p> <p>しかし、「電力システムに関する基本方針(平成25年4月2日閣議決定)」を踏まえた電気事業法の改正により、平成28年4月から小売の全面自由化を実施する予定(平成26年に関連法案が成立)であり、今後は地域独占の下認可料金による需要家からの費用回収が担保されなくなるなど、電気事業を巡る環境は制度創設時とは全く異なってきた。</p> <p>電力システム改革の進展により、電気供給業について、他の一般の企業と同様の競争環境が整備される中で、費用回収が担保されることを前提とした課税を続けることは課税の平等性を損なうものであり、負担の重い税制は自由化の進展の阻害要件になりかねない。</p> <p>上記の電力システム改革の進展を踏まえ、電気供給業について、他の一般の競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図ることが必要である。</p> <p>したがって、電気供給業においては上記の通り平成28年4月から小売の全面自由化を実施する予定であり、収入金額を課税標準としている前提がなくなっていくこととなるため、今回、本税制改正要望をする必要性はこれまでよりも高い(なお、平成15年度から27年度の税制改正大綱においても、電気供給業をはじめとする3業種については、これらの法人に対する課税方式を引き続き検討することが明記されている。)</p> <p>また、これは電力システム改革の目的として掲げられた、電気料金の最大限の抑制等の実現に資するものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「電力システムに関する基本方針(平成25年4月2日閣議決定)」においては、電力システム改革の目的として、電気料金の最大限の抑制を目的の1つとして掲げ、小売及び発電の全面自由化を行うこととしている。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス

	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税負担率の業種間比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 —
8	有効性等	①: 適用数等 一般電気事業者(10社)、卸電気事業者(2社)、特定電気事業者(5社)及び特定規模電気事業者(700社強)、再エネ特措法における特定供給者などが対象となる。
		②: 減収額 平成26年度ベース減収額(見込): 690億円程度(一般電気事業者10社計) ※現行のH28年度の外形標準課税を導入した場合。 ※一般電気事業者より聴取。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年4月~) 本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。 本措置が実現すれば、電気料金の低減を通じて広く需要家に還元されることが期待される。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置との関係は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性 料金規制を前提とした収入金課税において、電力システム改革の進展に鑑み、他の一般の企業における課税条件とのイコールフットイングを図る本措置は、妥当なものである。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	行政機関名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑥ 将来の減収額
 将来の減収額について、平成 26 年度ベースで現行制度での納税額 508 億円、要望内容での納税見込額 321 億円、想定減収額 187 億円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

適用数は平成 27 年のものである。私営都市ガス事業者及び簡易ガス事業者については、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）による許可を得ている事業者数であり、ガス導管事業者及び大口ガス事業者については、同法による届出のあった事業者数である。平成 28 年度についてもほぼ同程度の事業者数が見込まれる。平成 29 年度以降については、29 年度の改正ガス事業法の施行（小売自由化）により小売事業者の新規参加が見込まれるため、今後徐々に増加していくことが予想されるものの、事業者数に大きな変更はないと想定している。

⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

適用要望年度は平成 28 年度である。資源エネルギー庁が業界団体にヒアリング調査を依頼し、現時点で適用される都市ガス事業者等のヒアリング結果から法人事業税の減収額を推計したものである。

本要望が認められた場合の想定減収額は、(ア) 資本金 1 億円超の都市ガス事業者については、収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れた場合の納税見込額を、(イ) 資本金 1 億円以下の都市ガス事業者及びその他のガス事業者については、他の産業と同様の所得課税とした場合の納税見込額を、現行制度での納税額からそれぞれ差し引いた額としている。

平成 26 年度ベースからの想定減収額（公営事業者除く）

区 分	合 計	うち資本金 1 億円超 の都市ガス事業者	うち資本金 1 億円以下 の都市ガス事業者等
現行制度での納税額 (ガス事業者想定値)	508 億円	483 億円	25 億円
要望内容での納税見込額	321 億円	[収入割 1/2+外形] 314 億円	[全て所得課税] 7 億円
想定減収額	187 億円	169 億円	18 億円

(注) 収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れた場合の納税見込額とは、現行の収入金額による課税のうち 1/2 を収入割(他の産業は所得割)とし、残りを他の産業と同様の付加価値割(税率 0.96%)及び資本割(税率 0.4%)としたものをいう。

平成 29 年度以降の減収額については、現状と同様の経営環境が続くと仮定すれば、28 年度の減収額 187 億円とほぼ同規模と想定している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (地方税7)(法人事業税:義)
2	要望の内容	ガス供給業の課税方式を、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の課税標準を組み入れる。ただし、中小ガス事業者については「その他の事業」と同一の扱いとする(新設、新たな課税標準導入に伴う所要の税率の変更を含む)。
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガス供給業には、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、「その他の事業」に比べ不公平な扱いとなっている。 「課税の公平性」を確立するために、ガス供給業においても、一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。 《政策目的の根拠》 【背景となる閣議決定】「平成 24 年度税制改正大綱(平成 23 年 12 月 10 日閣議決定)」 8. 検討事項[地方税] (6) 現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討します。 地方税法が3業種(電気、ガス、保険)のみ収入金課税としていることは、租税原則の「課税の公平性」に反する(その他の産業は所得課税)。 ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由については、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制により所得が低く抑えられるため所得課税方式では事業規模に見合った税負担とならないこと、と言われているが、現在、その前提は大きく変化している。 具体的に、ガス事業に対する規制緩和(大口需要に対する自由化範囲)は、平成16年4月から50万 m3 以上に、19年4月からはさらに10万 m3 以上(全販売量の約65%)へと拡大された。また、一方で、既に近時はLPGや灯油等との競争に加え、オール電化住宅の攻勢により競争が激化するなど、ガス事業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めており、事業税の価格転嫁が容易という状況にはない。 さらに、ガスシステム改革(本年6月に改正ガス事業法成立)により、平成29年には小売の地域独占が撤廃され、料金規制が原則廃止されることから、収入金額を課税標準としている前提が根本的に変容することとなるため、自由化進展の阻害要件ともなる現行課税方式の見直しが不可欠となる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「課税の公平性」を確立するために課税方式を改める。 他の一般企業と同等の課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税負担率の業種間比較</p> <p style="text-align: center;">売上高に対する租税負担率の業種間比較 (単位: %)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス</th> <th>全産業</th> <th>製造業</th> <th>化学工業</th> <th>石油製品等製造業</th> <th>鉄鋼</th> <th>機械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>5.1 (3.1)</td> <td>1.9 (0.7)</td> <td>1.8 (0.5)</td> <td>3.4 (0.4)</td> <td>1.3 (0.2)</td> <td>1.1 (0.8)</td> <td>1.6 (0.4)</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>5.1 (2.9)</td> <td>1.8 (0.7)</td> <td>1.7 (0.5)</td> <td>3.1 (0.4)</td> <td>0.2 (0.2)</td> <td>0.6 (0.7)</td> <td>1.7 (0.4)</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>4.9 (2.8)</td> <td>2.0 (0.6)</td> <td>2.1 (0.5)</td> <td>3.2 (0.4)</td> <td>0.6 (0.1)</td> <td>1.9 (0.6)</td> <td>2.2 (0.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：法人企業統計年報（財務省）他</p> <p style="text-align: center;">※下段は事業税外形部分及び固定資産税等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「課税の公平性」を確立するために課税方式を改めることにより、ガス使用者の利益保護や、ガス事業の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向けた公平な競争条件を確保することが可能となる。</p>		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	H23	5.1 (3.1)	1.9 (0.7)	1.8 (0.5)	3.4 (0.4)	1.3 (0.2)	1.1 (0.8)	1.6 (0.4)	H24	5.1 (2.9)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.1 (0.4)	0.2 (0.2)	0.6 (0.7)	1.7 (0.4)	H25	4.9 (2.8)	2.0 (0.6)	2.1 (0.5)	3.2 (0.4)	0.6 (0.1)	1.9 (0.6)	2.2 (0.4)
			ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械																										
		H23	5.1 (3.1)	1.9 (0.7)	1.8 (0.5)	3.4 (0.4)	1.3 (0.2)	1.1 (0.8)	1.6 (0.4)																										
H24	5.1 (2.9)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.1 (0.4)	0.2 (0.2)	0.6 (0.7)	1.7 (0.4)																												
H25	4.9 (2.8)	2.0 (0.6)	2.1 (0.5)	3.2 (0.4)	0.6 (0.1)	1.9 (0.6)	2.2 (0.4)																												
① 適用数等	<p>許可により本措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約 180 社（うち約 6 割は経営基盤が脆弱な中小事業者）及び簡易ガス事業者 1,400 社余、並びにガス導管事業者（33 社）、大口ガス事業者（21 社）等。</p> <p>本措置によっても、ガス供給業を行う全ての法人が対象となり、平成 28 年度も同程度の事業者数が見込まれるため、想定外に僅少となることはない。</p>																																		
② 減収額	<p>平成 28 年度減収額（見込み）187 億円程度</p> <p>注 1. 地方法人特別税を含む。 注 2. 出典：ガス事業者調べ（平成 26 年度決算から試算）を資源エネルギー庁聴取</p>																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：－）</p> <p>－</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：－）</p> <p>－</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 28 年度～）</p> <p>本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（ガス事業）に対する「課税の不公平」を是正するものである。 本措置がない場合、その他の産業との租税負担率の格差が改善されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 28 年度～）</p> <p>本措置による効果は、ガス使用者に広く還元されるものであり、個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。 本措置により、その他の産業との租税負担率の格差が是正されれば、ガス事業の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向けた公平な競争条件が整備され、ひいてはガス使用者の利益保護が図られるため、有効性が認められる。</p>																																		

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	公正な競争条件を確保するために、課税方式を他の一般の企業と同様とすることにより、その他の産業との租税負担率の格差を是正するものであり、税制措置により行うことが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>大口需要に対する自由化範囲が平成 19 年 4 月から 10 万 m³ 以上（全販売量の約 65%）まで拡大するなど、ガス事業における規制緩和が着実に進展する中で、他の一般の企業と同様の課税方式とする本措置は、公平な競争条件を確保する観点から妥当である。</p> <p>本措置の効果は、ガス事業者に留まらず、ガス使用者（約 3,000 万件）に広く還元されるものである。</p>
10	有識者の見解	－	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の延長及びガス事業法改正に伴う所要の税制措置	行政機関名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用額（平成 24 年度及び 25 年度）について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成 24 年度及び 25 年度）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額（平成 27 年度及び 28 年度）について、「出典：資源エネルギー庁ガス市場整備課調べ 減収額（百万円）＝控除託送料（百万円）×税率」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、新規参入者による託送量が増加しつつあると説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額に課題がある。

＜点検結果表の別紙＞

点検過程で新たに示された補足説明

- ① 達成目標（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄等の補足説明）
平成27年度においては、全大口供給量のうち一般ガス事業者及びガス導管事業者の導管による新規参入者の大口の託送量が65,627百万MJに、28年度においては、同73,306百万MJに達する予定である。
託送量の増加については、当該特例措置によって新規参入者にとって公平な競争環境下で事業者間の競争が活性化されることを示すものと考えられるものの、当該特例措置の目的は、収入金課税されているガス供給業における新規参入者が既存事業者とイコールフットイングとなるよう税制面での公平性を確保することにあり、ガス自由化市場の公平な競争環境を整備するためのものであることから、目標水準を達成するという性質のものではない。
- ② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
平成24年度から26年度までの過去の適用額及び適用数（実績）は、それぞれ3,134百万円4社、3,127百万円5社、3,101百万円5社である。
- ④ 将来の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）
平成27年度及び28年度の将来の適用額及び適用数（予測）は、それぞれ3,373百万円5社、3,824百万円5社である。
平成29年度以降については、29年度の改正ガス事業法の施行（小売自由化）により小売事業者の新規参入が見込まれるため、今後増加していくことが予想されるものの、現在は制度の設計中であり詳細が未定のため、新規参入については保守的に見込む想定とする（29年度及び30年度の適用数は、新規参入があるものの事業者数に大きな変動はないとして、28年度と同程度と想定し、適用額は、26年度から28年度までの平均伸び率の11.1%を用いてそれぞれ4,248百万円、4,720百万円とする。）。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
平成24年度から26年度までの過去の実績について、控除託送料はそれぞれ3,134百万円、3,127百万円、3,101百万円である。これに事業税の税率としてそれぞれ1.267%、1.267%、1.288%をかけている。
- ⑥ 将来の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）
平成29年度及び30年度の将来推計については、控除託送料は26年度から28年度までの平均伸び率の11.1%を用いてそれぞれ4,248百万円、4,720百万円とし、これに現在と同率の事業税の税率1.288%をかけると、想定減収額はそれぞれ55百万円、61百万円となる（小売自由化による変動分を保守的に見込んだケース）。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄の補足説明）

託送量は平成26年度から28年度までの平均伸び率の8.3%を用いて、29年度及び30年度の将来推計についてはそれぞれ79,390百万MJ、85,979百万MJと想定する。

今後、当該特例措置がなかった場合と比較し、新規参入者による託送量の増加分の直接的な効果についてアンケートの実施により分析することを検討する。

- ⑨ 過去の税収減は認効果（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄の補足説明）
平成24年度から26年度までの減収額はいずれも40百万円であり、また、各年度の託送量はそれぞれ59,854百万MJ、67,437百万MJ、62,644百万MJとなっている。
新規参入者にとっては当該特例措置によってイコールフットイングが確保され、公平な競争環境下でガス自由化市場への参入が促進されたものと認識している。
仮に当該特例が措置されなかった場合、収入金課税の下では、託送供給により供給する新規参入者のガスには事業税が結果として二重に課せられることとなっていたため、既存事業者のガスに比べてその分多く課税されることから、競争条件下で不利に働いていたことになる。
- ⑩ 将来の税収減は認効果（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄の補足説明）
平成27年度から30年度までの減収額はそれぞれ43百万円、49百万円、55百万円、61百万円、また、各年度の託送量はそれぞれ65,627百万MJ、73,306百万MJ、79,390百万MJ、85,979百万MJと想定する（小売自由化による変動分を保守的に見込んだケース）。
新規参入者にとっては当該特例措置があればイコールフットイングが確保され、公平な競争環境下においてガス自由化市場への参入が担保される。
仮に当該特例が措置されない場合、収入金課税の下では、託送供給により供給する新規参入者のガスには事業税が結果として二重に課せられることとなるため、既存事業者のガスに比べてその分多く課税されることから、競争条件下で不利に働くことになる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の延長及びガス事業法改正に伴う所要の税制措置 (地方税15)(法人事業税:義)
2	要望の内容	ガス供給業の法人事業税の課税標準となる収入金額から、自由化対象需要(大口需要)に応じるガスの供給に係る収入金額のうち託送料相当額を控除する措置の延長及びガスシステム改革のためのガス事業法改正における事業類型の見直し等に伴う関連税制の所要の整備。(延長、その他)
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設 平成22年度 3年間の延長 平成25年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	3年間 ①平成28年4月1日～ガス事業法改正法施行日の前日 ②ガス事業法改正法施行日～平成31年3月31日
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 効率的かつ安定的なガス供給を実現するため、経営の効率化による料金の低廉化、事業機会の提供を通じた事業者間の競争の活性化及び新規参入者による需要家向け市場への参入の促進を図る(ガスシステム改革)。 《政策目的の根拠》 ・「エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)」 第3章 エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策 第6節 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進 2. ガスシステム及び熱供給システム改革の推進 (1)低廉かつ安定的な供給を実現するガスシステムの構築に向けた改革 ・ガスシステム改革のためのガス事業法改正(平成27年6月成立)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3. 電力・ガス
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新規参入者による大口供給量のうち託送量 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特例措置によってガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することにより、競争の活性化及び新規参入の促進に寄与している。引き続き公平な競争環境を整備することが重要。

8	有効性等	① 適用数等	適用件数:5社(平成25~28年度) (資源エネルギー庁ガス市場整備課調べ) 今後、ガスシステム改革のための改正ガス事業法の施行もあり、新規参入が見込まれる。												
		② 減収額	(単位:百万円) <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>43</td> <td>49</td> </tr> </table> <p>出典:資源エネルギー庁ガス市場整備課調べ 減収額(百万円)=控除託送料(百万円)×税率</p>	年度	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込)	H28 (見込)	減収額	40	40	40	43	49
		年度	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込)	H28 (見込)								
減収額	40	40	40	43	49										
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度~26年度) 新規参入者による託送量 (単位:百万メガジュール) <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (見込)</th> <th>H28 (見込)</th> </tr> <tr> <td>託送量</td> <td>59,854</td> <td>67,437</td> <td>62,644</td> <td>65,627</td> <td>73,306</td> </tr> </table> <p>出典:資源エネルギー庁ガス市場整備課調べ 新規参入者による託送量は増加しつつあり、自由化市場の拡大に寄与している。なお、今後、ガスシステム改革のための改正ガス事業法の施行により、拡大が見込まれる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24~26年度) ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられていることにより、上記のとおり新規参入者による託送量が増加しつつあり、これらについての課税の公平性を確保できている。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24~26年度) 本措置がない場合、収入金課税される新規参入者が託送によりガスを供給する際、同一のガスについて重複して事業税を課税されることとなるため、一般ガス事業者と比較して課税の公平性が失われる。ガスの自由化市場の公平な競争環境が損なわれ、事業者間での競争が働かないためガス料金が上がる懸念もあり、ガス需要家の利益が阻害される。 既に参入している者にとっては、事業からの撤退という選択肢も考えられ、また、新たに参入しようとする事業者にとっても大きな参入障壁となる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24~26年度) 本措置があれば事業に新規参入を検討する者もいることから、本措置が参入企業に与える影響は非常に大きい。 また、本措置による競争の活性化によりガス需要家へのガス料金の低下として反映されれば、ガス需要家にとってもコストを抑えられ資金を有効利用することもできる。 以上から、ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができるため、税収減とすることの有効性が認められる。</p>	年度	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込)	H28 (見込)	託送量	59,854	67,437	62,644	65,627	73,306		
年度	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (見込)	H28 (見込)										
託送量	59,854	67,437	62,644	65,627	73,306										
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業税の課税標準の算定に当たり、収入金課税の場合「自由化対象需要家向けのガス託送料金相当額」を収入金額から控除することは、一般ガス事業者との課税の公平性の観点から、競争の活性化を図るものであり妥当なものである。												

		<p>なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講じられている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となるため、ガス導管を持たない新規参入者の託送料にかかる事業税が控除されない場合、一般ガス事業者に比べ事業税額に相当する分のコストが割高となるという競争上不利な条件下に置かれることとなり、その結果として事業機会が損なわれる可能性が生じる。したがって、事業機会が損なわれることのないよう、特例措置によって新規参入者の公平な競争環境を整備することにより、地域の活性化につなげることができる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	行政機関名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（平成 25 年度）について、「207 百万円」と算定されているが、別添「適用見込額の推計」では 13,516 万円と算定されているため、説明に誤りがある。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成 26 年度までの再生可能エネルギーの累計導入量 1,875.7 万 kW と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、平成 29 年度における再生可能エネルギーの導入量 146 万 kW と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄の補足説明）
 平成 26 年度までの累計導入量 1,875.7 万 kW とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の設備認定を受けて、これまでに運転開始した再生可能エネルギー発電設備の設備容量の合計である。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄の補足説明）
 特例措置の適用見込みから、平成 28 年度及び 29 年度の再生可能エネルギーの導入量は以下のとおり推計される。
 平成 28 年度 146 万 kW
 29 年度 146 万 kW
 （算定根拠：平成 26 年 1 月から 26 年 12 月までにおいて運転開始した再生可能エネルギーの設備容量（太陽光発電を除く）と同程度の導入があるものと推計）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（地方税22）（固定資産税：外）
2	要望の内容	<p>特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備）について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>太陽光発電（自家消費型太陽光発電設備に限る）、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の1/3に軽減する。</p> <p>特例措置を2年延長する。</p>
3	担当部局	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設</p> <p>平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止（サンセット）。</p> <p>平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p> <p>平成 26 年度 適用期限の2年延長</p>
6	適用又は延長期間	平成 29 年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月閣議決定） 再生可能エネルギーについては、2013 年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。 ○長期エネルギー需給見通し（平成 27 年 7 月決定） 2030 年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月閣議決定） 長期エネルギー需給見通し（平成 27 年 7 月決定）</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー					
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2030年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 発電力量に占める再生可能エネルギーの割合(%) 再生可能エネルギー発電設備の設備導入量(kW)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多く、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。本特例措置は導入当初の固定資産税を軽減するものであり、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。</p> <p>平成25年度に資源エネルギー庁が実施したアンケート調査(※)によると、固定価格買取制度の開始以降から平成26年3月末までに取得した再生可能エネルギー発電設備について、全体の約8割が特例措置を活用したと回答している。このことから、特例措置によって括弧内の設備容量について導入促進効果があったと推計され、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上で本措置は有効である。(推計上、税制措置の対象外である住宅用太陽光発電の導入量は除いている)</p> <p>固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の設備導入量(資源エネルギー庁調べ)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成24年度(7月以降)の導入量</td> <td>175.8万kW (63.1万kW)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度の導入量</td> <td>713.9万kW (466.6万kW)</td> </tr> <tr> <td>平成26年度の導入量</td> <td>986.0万kW (723.1万kW)</td> </tr> </table> <p>※平成25年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査) http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2014fy/E004431.pdf 調査内容:再生可能エネルギー発電設備を導入した事業者を対象として、税制措置の利用実績や今後の活用意向についてアンケート調査を実施した。</p>	平成24年度(7月以降)の導入量	175.8万kW (63.1万kW)	平成25年度の導入量	713.9万kW (466.6万kW)	平成26年度の導入量
平成24年度(7月以降)の導入量	175.8万kW (63.1万kW)						
平成25年度の導入量	713.9万kW (466.6万kW)						
平成26年度の導入量	986.0万kW (723.1万kW)						
8 有効性等	① 適用数等	<p>○過去の実績</p> <p>平成25年度 適用件数 26,228件 平成26年度 適用件数 43,548件 平成27年度 適用件数 43,548件(見込み)</p> <p>推計方法:固定価格買取制度の認定を受けて運転開始した発電設備のうち、</p>					

		<p>8割が特例措置を活用したとして推計。詳細は別添を参照。</p> <p>○将来の推計(平成28年度改正において本特例措置が拡充・延長された場合、実際に固定資産税の軽減が受けられるのは平成29年度からであり、平成29年度以降の適用件数について記載する。)</p> <p>平成29年度 138件 平成30年度 138件</p> <p>推計方法:太陽光発電については、平成26年度独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の設備認定を受けて平成26年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。詳細は別添を参照。</p>
	② 減収額	<p>○過去の実績</p> <p>平成25年度減収額 207百万円 平成26年度減収額 1,920百万円 平成27年度減収額 6,018百万円(見込み)</p> <p>推計方法: 平成25年度減収額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」から推計。 平成25年度 適用総額 14,801,771千円 減収額 14,801,771千円×1.4%(固定資産税率)=207百万円 平成26年度、平成27年度の減収額は、固定価格買取制度の認定を受けて運転開始した発電設備のうち、8割が特例措置を活用したものとして、「設備導入容量(kW)×再生可能エネルギー発電設備毎の1kWあたりの建設単価」の計算式により推計。詳細は別添を参照。</p> <p>○将来の推計(平成28年度改正において本特例措置が拡充・延長された場合、実際に固定資産税の軽減が受けられるのは平成29年度からであり、平成29年度以降の減収額について記載する。)</p> <p>平成29年度減収額 3,488百万円 平成30年度減収額 6,533百万円</p> <p>推計方法:固定価格買取制度の設備認定を受けて平成26年に稼働した再生可能エネルギー発電設備、平成26年度独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金(太陽光発電設備)の交付決定件数と同程度の導入があるものとして、「設備導入容量(kW)×再生可能エネルギー発電設備毎の1kWあたりの建設単価」の計算式により推計。詳細は別添を参照。</p>

<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>再生可能エネルギーの発電電力量に占める割合 (国内供給量割合: %、目標:2030年に22～24%) ※()内は水力を除く数値</p> <p>2010年度 9.6%(1.1%) 2011年度 10.4%(1.4%) 2012年度 10.0%(1.6%) 2013年度 10.7%(2.2%) (出典:電気事業連合会「電源別発電電力量構成比」)</p> <p>再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在10.7%(水力を除いて2.2%)であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p> <p>○今後の達成予測 再生可能エネルギーの割合は前年比で伸びており、平成24年7月に開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度や税制措置、技術開発等の予算措置の総合的な投入により、目標達成は可能である。</p>
	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成24年6月末までで約2,060万kWであったところ、固定価格買取制度開始後から平成27年3月末までで累計1875.7万kWの導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。平成25年度に資源エネルギー庁が実施したアンケート調査によると、固定価格買取制度の開始以降から平成26年3月末までに取得した再生可能エネルギー発電設備について、全体の約8割が特例措置を活用したと回答している。このことから、平成25年度の導入量713.9万kW(住宅用太陽光を除いて583.2万kW)のうち、約467万kWにおいて本税制措置による導入促進効果があったとみられる。</p> <p>○今後の達成予測 上記アンケート調査によると、今後の再生可能エネルギー発電設備の設備投資にあたって、約9割弱が今後特例措置を活用したい意向をもっている。特例措置の拡充及び延長は、再生可能エネルギーを導入しようとする者にとって導入量を増加しないし導入時期を早める等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与するものと考えられる。</p>
	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～平成30年度)</p> <p>平成27年4月末までに固定価格買取制度の設備認定を受けた設備容量は8,760万kWであり、太陽光発電を除いて約513万kWである。これらの発電設備のうち、平成27年3月末までに導入された設備容量は約65万kWにとどまり、今後確実に設備認定を受けた設備が稼働し導入を図るためには、引き続き特例措置によって導入を促進する必要がある。 本措置が延長されなかった場合は再生可能エネルギーの導入が損なわ</p>

		<p>れ、将来にわたっても導入量の停滞があると見込まれる。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>平成26年1月から平成26年12月末までに運転開始した再生可能エネルギー発電設備の設備容量から投資額を推計すると、2,658,973百万円となる。さらに、これらの発電設備の稼働により約163億kWhの発電電力量を確保することができる。一般家庭の年間消費電力を5,500kWhとすると、約296万世帯で使用される電力量に相当するため、地域における電力を相当程度賄うことが可能と試算される。 また、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献し、地域でのエネルギー安定供給に寄与するものである。本税制措置の平年度減収額は6,018百万円であるが、以上から推計される投資額、発電電力量等から、減収を是認する効果があると見込まれる。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>平成24年7月の固定価格買取制度開始後、平成27年3月末時点で新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は約1875.7万kW(制度開始前と比較して約9割以上増)であり、導入量、認定量ともに太陽光発電が9割以上を占めている。一方太陽光以外の電源については、買取制度開始から3年が経過してもなお、固定価格買取制度開始前と比較して導入が十分加速されていない状況である。そのため、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入を進めるべく、普及状況の違いに応じて措置の内容を検討することが必要である。 エネルギーミックスにおける太陽光の導入見通しは約6,400万kWであるのに対して、平成27年4月末時点での固定価格買取制度の設備認定を受けた太陽光発電(住宅+非住宅)の設備容量は約8,247万kWである。しかし、認定取り消しや、土地の確保や系統の空き容量等の理由で、全ての認定設備が運転開始に至るとは限らず、ミックスの水準達成のためには、太陽光は引き続き導入を進めていく必要がある。その上で、今後は太陽光発電の持つ需要地近接型の分散型電源という特徴を踏まえた導入を促進するため、税制措置においては自家消費型の導入を支援する。 また、エネルギーミックスにおいては、「地熱、水力、バイオマスについては、物理的限界まで導入することで原子力を代替」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示された。この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き固定価格買取制度の設備認定を受けた設備を特例措置の対象とし、買取制度と合わせて導入拡大を進めていく。</p>

	<p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準を3分の1に軽減するとともに拡充を図ることで、これまで以上の投資インセンティブを確保し、再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。</p>
<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>【関連する他の支援措置の内容】 税制：エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 融資：日本政策金融公庫の低利融資 制度：再生可能エネルギーの固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】 固定資産税の課税標準の特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年以降（主に設備導入後2年目以降）の税負担を3年間軽減し、導入初期（導入後2年目以降）のキャッシュフローを改善させるもの。 他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（税制） 再生可能エネルギー発電設備等の設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させるもの。</p> <p>○日本政策金融公庫の低利融資（融資） 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度（制度） 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p>
<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献するもの。特に自家消費型太陽光発電は、設置の容易さや、多様な立地場所に応じた設置が可能という利点を生かし、公共施設や学校、工場の屋根等を活用した太陽光発電の普及が進んでおり、地域のエネルギー自給自足を促進している。</p> <p>また、再生可能エネルギーは各地域に分散する地域資源であることから、</p>

		<p>地域特性を生かしつつ導入を進めていくためには、地方公共団体の協力が不可欠である。具体的には、地域の産業創出や雇用確保等の地域活性化につながる形での導入を進めることや、地元住民の理解を得て地域との調整を図っていくことなどにおいては、地方公共団体の役割が極めて重要である。</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	
<p>11</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成 25 年 8 月</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長	行政機関名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況（平成26年度）が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成25年度の環境基準達成率は、（達成水域数／類型指定水域数）×100＝（2,913／3,335）×100＝87.3％と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「引き続き環境基準達成率の維持・改善に大きな効果が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

＜点検結果表の別紙＞

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
過去の適用額の実績は、平成 23 年度は 83,500 百万円、24 年度は 38,738 百万円、25 年度は 46,266 百万円、26 年度は 47,724 百万円である。過去の適用数及び適用額の実績の算定根拠は、事業者に対するアンケート調査に基づくものである。
なお、総務省の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」は、本要望以外の措置も含めた適用総額での記載のみとなっているため、本要望に係る適用額等について別途アンケート調査により実績の把握を行ったものである。
- ④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
将来推計として平成 27 年度の適用数及び適用額はそれぞれ 3,338 件、28,184 百万円と推計しており、28 年度及び 29 年度も同様の適用数及び適用額を見込んでいる。
なお、適用数の算定根拠は、事業者に対するアンケート調査に基づくものである。
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
過去の適用額の実績は、平成 23 年度は 83,500 百万円、24 年度は 38,738 百万円、25 年度は 46,266 百万円、26 年度は 47,724 百万円である。
このうち 2/3 が減税対象額となるため、それぞれの額に $(2/3 \times 1.4\%)$ （固定資産税率）を乗じて、減収額を算定した。
なお、総務省の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」は、本要望以外の措置も含めた適用総額での記載のみとなっているため、本要望に係る適用額等について別途アンケート調査により実績の把握を行ったものである。
- ⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
将来推計として平成 27 年度の適用額は 28,184 百万円と推計しており、28 年度及び 29 年度も同様の適用額を見込んでいる。このうち 2/3 が減税対象額となるため、平成 27 年度から 29 年度までの減収額は、年度ごとに $28183.73 \times 2/3 \times 1.4\% = 263.0$ 百万円となる。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
環境基準達成率の算定根拠は、達成率（%）＝（達成水域数／類型指定水域数）×100＝ $(2,913 / 3,335) \times 100 = 87.3\%$ である。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）
租税特別措置等の効果・達成目標については、平成 27 年度は 3,338 件の適用が見込まれており、引き続き環境基準達成率の維持・改善に大きな効果が見込まれる。
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）

環境基準達成率は、様々な要因による影響を受けるため、必ずしも直接的な減収額との相関関係を確認できるものではないが、達成目標の実現状況については、昭和 50 年頃の環境基準達成率 55% 程度と比較して、平成 25 年度の環境基準達成率は 87.3% と高い水準を維持しており、本税制措置による税収減を是認できる効果がみられる。

- ⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
⑨と同様であり、今後も本税制措置が適用されることで、環境基準達成率の維持・改善が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(地方税24)(固定資産税:外)公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長
2	要望の内容	・公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長。 特例措置の内容:対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率(1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)を乗じて得た額を課税標準とする。
3	担当部局	経済産業省産業技術環境局環境指導室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行(非課税→1/6) 平成22年度 軽減税率引下げ(1/6→1/3) 平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入(特例率:1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合)
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準の達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。 《政策目的の根拠》 ・環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)において、環境の保全の目的の下、政府は財政上の措置等を講じなければならないとされている(第11条)。 ・第4次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとされている(第3部第2節)。 ・水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)において、水質の汚濁防止に資するため、国は処理施設の設置等につき援助に努めることとされている(第25条)。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-4 環境

	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準達成及びその維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫見直し、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成25年度の環境基準達成率は87.3%となっており、水質環境の改善が行われてきた。他方で、新たな環境基準の追加等の規制強化がなされており、現状の達成率を引き続き維持していくためには、本制度の延長が必要。
8	有効性等	①: 適用数等 平成23年度:適用件数7,794件、平成24年度:適用件数5,266件、平成25年度:適用件数7,363件、平成26年度:適用件数6,308件、平成27年度(見込):適用件数3,338件
		②: 減収額 平成23年度:779百万円、平成24年度:356百万円、平成25年度:減収額382百万円、平成26年度:減収額445百万円、平成27年度(見込):減収額263百万円
	③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) ・環境基本法に基づく環境基準の達成率について、BOD、COD等の生活環境項目については、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、平成25年度の環境基準達成率は全体で87.3%と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として更に低い状況となっている。(H25年度:河川92.0%、海域77.3%、湖沼55.1%) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) ・平成24～26年度の適用件数は約6,300件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～29年度) ・事業者の公害防止対策が進まなくなることにより、環境基準達成率が低下するおそれがある。 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素、亜鉛等に係る暫定排水基準適用業種及び企業の一律排水基準への移行が困難になるおそれがある。	

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成25年度の環境基準達成率は87.3%となっており、水質環境の改善が行われてきた。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>水質分野においては、排水規制・暫定排水基準の見直し、水質総量削減や、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等により、事業者の公害防止設備投資に係る負担も上昇している。このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <p>【財政投融資】</p> <p>・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 (概要:中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合、特別利率による融資を受けることができる。(貸付限度:中小企業事業7億2千万円以内、国民生活事業7200万円以内、貸付期間:15年以内))</p> <p>財政投融資については、中小企業のみを対象としており、中小企業における公害防止設備導入のための資金調達の円滑化を図るものである一方、本税制は大企業・中小企業を含めた幅広い範囲の企業を対象とし、設備のランニングコストの低減に寄与するものである。</p> <p>・水質汚濁防止法において、地方公共団体は水質総量削減計画の策定や排水基準の上乗せ条例を定めることができ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた水質汚濁防止対策が求められている。</p>
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（中小企業高度化事業）	行政機関名	経済産業省
税目	所得税、法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（中小企業の健全な成長発展を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されており、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、平成 26 年度末までの高度化事業において、合計 8,972 組合に貸付けを行い、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化が図られたと説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報については、中小企業高度化事業に限定した数値が把握できないため用いていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）
8,972 組合の算定根拠は、独立行政法人中小企業整備基盤機構による統計である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(中小企業高度化事業) (国税)(所得税:外、法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	(概要) 個人又は法人が所有している土地を、中小企業高度化事業を実施する事業協同組合等に譲渡した場合、土地を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除又は損金算入を認める。 対象:高度化事業用に土地等を譲渡した個人、法人
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和49年創設 控除額:500万円 要件:施行区域の面積10ヘクタール以上 昭和50年改正 控除額:1,500万円 要件:都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであること
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度化事業は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を行うとともに、長期・低利の融資を行っている。本措置により、高度化事業を実施する事業協同組合等に用地を売却する土地所有者に対し、譲渡所得の特例措置を認めることにより、売却時の税負担が軽減されることで土地売却の円滑化が図られ、事業の円滑な実施が期待できる。 (政策目的に係る達成目標) ・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。 <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度化事業は、中小企業基本法(昭和38年7月)において「国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。(第18条)」、「国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策

		<p>を講ずるものとする。(第19条)」こととして、位置づけられている。</p> <p>・また独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月)では、「中小企業者に対し、他の事業者との連携もしくは事業の共同化を行い、又は中小企業者の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金の貸付を行うこと。」「(第15条第1項第3号口)、「中小企業者の行う連携等又は中小企業者の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。」「(同ハ)と定められており、以上のとおり、高度化事業は政策的に重要なものとして位置づけられている。</p> <p>・昭和38年7月に施行された「旧中小企業基本法」では、中小企業構造の高度化(事業の共同化、工場・店舗等の集団化等)が基本政策として位置づけられ、高度化事業は、その中核的な施策であった。</p> <p>・また、平成11年7月に施行された「新中小企業基本法」においても、「中小企業構造の高度化」は「連携・共同化、集積の活性化」に概念が整理され、中小企業の経営基盤の強化のための施策として位置づけられた。</p> <p>・昭和42年の「中小企業振興事業団」の設立により、当事業団が高度化事業を都道府県と協調し、実施しており、特殊法人の見直し等による事業実施主体の変遷はあったものの、現在においても同様の仕組みで独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている。</p>																																																															
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 中小・地域</p> <p>4-1 経営革新・創業促進</p>																																																															
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中小企業の実行他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p>																																																															
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>・高度化事業を実施する事業協同組合等に用地を売却する土地所有者に対し、譲渡所得の特例措置を認めることにより、売却時の税負担が軽減されることで土地売却の円滑化が図られ、事業の円滑な実施が期待できる。</p>																																																															
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(所得税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>適用組合数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>譲渡者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>135 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(法人税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>適用組合数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>譲渡者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>128</td> <td>0</td> <td>36 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(法人住民税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> </table>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	適用組合数	0	0	0	1	1	1	譲渡者数	0	0	0	1	1	25	適用額	0	0	0	8	1	135 (百万円)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	適用組合数	0	0	0	1	0	1	譲渡者数	0	0	0	1	0	2	適用額	0	0	0	128	0	36 (百万円)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																											
適用組合数	0	0	0	1	1	1																																																											
譲渡者数	0	0	0	1	1	25																																																											
適用額	0	0	0	8	1	135 (百万円)																																																											
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																											
適用組合数	0	0	0	1	0	1																																																											
譲渡者数	0	0	0	1	0	2																																																											
適用額	0	0	0	128	0	36 (百万円)																																																											
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																											

		<table border="1"> <tr> <td>適用組合数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>譲渡者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>6 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(法人事業税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>適用組合数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>譲渡者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>42</td> <td>0</td> <td>12 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(出所: 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査)</p> <p>高度化事業は中小機構と都道府県が一体となって行う融資制度であり、活用にあたっては都道府県の財政状況に影響を受ける。昨今の都道府県の財政逼迫を受けて、活用が落ちこみ、適用件数も伸び悩んでいるが、今後も大型の集団化事業が予定されており、税制活用が見込まれる。</p>	適用組合数	0	0	0	1	0	1	譲渡者数	0	0	0	1	0	2	適用額	0	0	0	22	0	6 (百万円)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	適用組合数	0	0	0	1	0	1	譲渡者数	0	0	0	1	0	2	適用額	0	0	0	42	0	12 (百万円)							
適用組合数	0	0	0	1	0	1																																																				
譲渡者数	0	0	0	1	0	2																																																				
適用額	0	0	0	22	0	6 (百万円)																																																				
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																				
適用組合数	0	0	0	1	0	1																																																				
譲渡者数	0	0	0	1	0	2																																																				
適用額	0	0	0	42	0	12 (百万円)																																																				
	② 減収額	<p>(所得税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>61 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(法人税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>8 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(法人住民税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(法人事業税)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3 (百万円)</td> </tr> </table> <p>(出所: 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査)</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	減収額	0	0	0	5	1	61 (百万円)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	減収額	0	0	0	4	0	8 (百万円)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	減収額	0	0	0	1	0	1 (百万円)	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	減収額	0	0	0	1	0	3 (百万円)
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																				
減収額	0	0	0	5	1	61 (百万円)																																																				
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																				
減収額	0	0	0	4	0	8 (百万円)																																																				
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																				
減収額	0	0	0	1	0	1 (百万円)																																																				
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																				
減収額	0	0	0	1	0	3 (百万円)																																																				
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 昭和42～平成26年度)</p> <p>・高度化事業の実施状況(平成26年度末時点)</p> <p>高度化事業では、累計で工業団地501、共同店舗630、商店街1,397等、合計8,972の組合に貸付けを行い、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化が図られている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間)</p> <p>—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成21年度～平成25年度)</p> <p>・平成26年度中小企業実態基本調査(平成25年度決算実績)によれば、中小企業1社当たりの納税額(税引き前当期純利益-税引き後当期純利益)は477万円。他方、高度化事業を実施した組合員数の総計は推計で約20万社であることから、高度化事業を実施した組合員による平成25年度の納税額は約9,540億円と推計される。</p> <p>・平成20年度に本特例が活用され、工場団地建設を行った協同組合Sの県</p>																																																								

			<p>内波及効果(分析対象期間:平成21～25年度) 平成21年度～25年度の生産誘発額:70.4億円 平成21年度～25年度の雇用誘発人数:300人</p> <p>・また、高度化事業を実施した組合に土地を譲渡し、本措置の適用を受けた元土地所有者にヒアリングを実施したところ、以下の通り、土地の譲渡にあたっては本措置が有効であったことが確認できる。</p> <p>○A氏のコメント:本特例措置は、当該組合へ土地を売却する際の大きなポイントだった。他にも売却を求められた先があったが、本特例措置の存在が決め手となり、当該組合へ売却した。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・高度化事業は貸付けを受けようとする組合等に対して、国が定めた実施要領に基づき事業計画の診断・助言が行われるものであるが、事業実施者をあらかじめ限ることはなく、また、税についても必要最小限の特例措置である。</p> <p>・中小企業が事業を実施するにあたっては、ある程度の規模のまとまった土地を取得する必要がある。仮に取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要したり、事業実施を断念せざるを得ない事態となったりするため、本措置は必要不可欠の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・中小企業が高度化事業を実施するには、ある程度の規模のまとまった土地を取得する必要がある。仮に、取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要したり、事業実施を断念せざるを得ない事態にもなりうる。</p> <p>本措置は、地権者からの土地取得を容易とし、高度化事業推進の円滑化に資するものであり、また、公害対策、都市過密対策や地域振興に貢献しつつ、中小企業の競争力に資する産業集積の維持に寄与するものである。</p> <p>・また、以下のとおり、高度化事業に関する地方税及び国税の特例があるが、対象、目的が違い、役割分担がなされている。</p> <p>(地方税)</p> <p>・固定資産税の軽減</p> <p>→取得した機械及び装置について新たに課されることになった年度から3年度分に限り1/2に軽減し、資金繰りの安定を図るもの</p> <p>対象者:共同利用機械を取得した事業協同組合等</p> <p>対象施設:共同利用のための機械及び装置</p> <p>・事業所税の非課税</p> <p>一大都市の都市環境の整備に必要な財件を確保するための目的税であるが、中小企業者の事業の共同化を行い、集積の活性化に寄与する事業であるため、高度化事業は非課税となっている。</p> <p>対象者:東京都(特別区の区域)、政令指定都市、人口30万人以上の政令で指定する市等の事業協同組合等</p> <p>対象施設:工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>・高度化事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、住工混在の解消、集積の活性化、雇用の拡大等地域施策の実現手段である。地方公共団体が主体的に参画する地方振興策であるため、地方公共団体における中小企業集積の活性化が図れる。</p>

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	中小企業の経営基盤の強化を図る目的の政策誘導手段として、引き続き同措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業高度化事業 ①事業所税の非課税 ②共同利用機械等の固定資産税の軽減	行政機関名	経済産業省
税目	事業所税、固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象 <input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
＜①事業所税の非課税＞
達成目標について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
＜①事業所税の非課税＞
過去の効果・達成目標の実現状況が把握されていない。
＜②共同利用機械等の固定資産税の軽減＞
過去の効果・達成目標の実現状況について、経常利益の単年度平均増加率A組合 74%等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
- ⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）
 地方税法に基づき把握される情報については、中小企業高度化事業に限定した数値が把握できないため用いていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
 「事業所税の非課税」については、平成 25 年度の減収額（適用額）10.3 億円が中小企業者の営業キャッシュフローとなり、そのうち 64.4%（営業キャッシュフロー設備投資比率）に当たる 6.6 億円が中小企業者の設備投資に回り、更なる生産性向上のための設備投資による売上の向上や、キャッシュフローの増加による資金繰りの安定化に貢献することで、中小企業者の経営基盤が強化され、成長発展が図られたものと考えられる。
 「共同利用機械等の固定資産税の軽減」についても、本租税特別措置により所在県内の経済波及効果（生産誘発額及び雇用誘発人数）が生まれているとともに、減収額が更なる生産性向上のための設備投資による売上の向上や、キャッシュフローの増加による資金繰りの安定化に貢献することで、中小企業者の経営基盤が強化され、成長発展が図られたものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業高度化事業 ①事業所税の非課税 ②共同利用機械等の固定資産税の軽減 （地方税）（事業所税：外、固定資産税：外）
2	租税特別措置等の内容	（概要） ①中小企業基盤整備機構法の規定に基づき、中小企業者の連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で、都道府県又は中小企業基盤整備機構から貸付けを受けて設置する施設に係る事業所税を非課税とする。 ○対象法人：事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会及びその組合員又は所属員並びに企業組合、協業組合、合併会社、出資会社 ○対象施設：工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備 ②中小企業基盤整備機構法の規定に基づき、中小企業者の連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で、都道府県又は中小企業基盤整備機構から貸付けを受けて取得する機械及び装置に対して課される固定資産税の課税標準を1/2に軽減する。 ○対象法人：事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、協業組合 ○対象施設：機械及び装置
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	①事業所税の非課税 昭和50年度：事業所税創設 昭和51年度：課税団体の範囲の拡大（人口50万人ー人口30万人） 平成 15 年度：新增設に係る事業所税の廃止 ②共同利用機械等の固定資産税の軽減 昭和49年度創設課税標準＝取得後3年度間価格の1/2 （1台150万円以上の機械及び装置） 昭和58年度改正適用価格が1台190万円台以上 平成2年度改正適用価格が1台220万円台以上 平成8年度改正適用価格が1台240万円台以上 平成11年度改正適用価格が1台300万円台以上、 合計取得額500万円以上 平成14年度改正適用価格が1台330万円台以上、 合計取得額 500 万円以上

6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策体系における政策目的

《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
 ・高度化事業は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を行うとともに、長期・低利の融資を行っている。本措置により、資金繰りが逼迫している中小企業者にとって、高度化事業開始時において投資に向けられる自己資金を充実させることなどから高度化事業の効果が高められ、経営基盤の強化につながる。

(政策目的に係る達成目標)
 ・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。

《政策目的の根拠》
 ・高度化事業は、中小企業基本法(昭和38年7月)において「国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。(第18条)」、「国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。(第19条)」こととして、位置づけられている。
 ・また独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月)では、「中小企業者に対し、他の事業者との連携もしくは事業の共同化を行い、又は中小企業者の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金の貸付を行うこと。」「(第15条第1項第3号口)、「中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。」「(同ハ)と定められており、以上のとおり、高度化事業は政策的に重要なものとして位置づけられている。

・昭和38年7月に施行された「旧中小企業基本法」では、中小企業構造の高度化(事業の共同化、工場・店舗等の集団化等)が基本政策として位置づけられ、高度化事業は、その中核的な施策であった。
 ・また、平成11年7月に施行された「新中小企業基本法」においても、「中小企業構造の高度化」は「連携・共同化、集積の活性化」に概念が整理され、中小企業の経営基盤の強化のための施策として位置づけられた。
 ・昭和42年の「中小企業振興事業団」の設立により、当事業団が高度化事業を都道府県と協調し、実施しており、特殊法人の見直し等による事業実施主体の変遷はあったものの、現在においても同様の仕組みで独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている。

4. 中小・地域
 4-1. 経営革新・創業促進

		の位置付け																																																				
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ①ー ②適用後5年間における経常利益の前年比増加率を平均1.0%以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ①事業所税においては、課税の目的等を考慮し、高度化事業は中小企業の共同化を支援するものであることから、非課税として措置されている。この措置により、企業集積の進んだ都市部における住工混在を解消し、同一都市内に立地することが容易となり、既存の取引関係を解消するといった競争力の低下防止に貢献する。 ②本措置は、中小企業者が共同利用する機械及び装置への課税を軽減することで事業実施を促進し、また、中小企業者の経済的負担を軽減することで、事業開始直後の資金繰りの安定を図ることに貢献する。</p>																																																			
8	有効性等	① 適用数等																																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用数</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事業所税 の非課税</td> <td>組合員数</td> <td>(502)</td> <td>(559)</td> <td>(615)</td> <td>(555)</td> <td>(547)</td> <td>(500)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組合数</td> <td>116</td> <td>128</td> <td>132</td> <td>133</td> <td>131</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>②固定資産 税の特例</td> <td>先数</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(金額単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用額</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事業所税 の非課税</td> <td>950,045</td> <td>962,223</td> <td>1,039,692</td> <td>1,022,768</td> <td>1,032,459</td> <td>953,959</td> </tr> <tr> <td>②固定資産 税の特例</td> <td>5,714</td> <td>4,008</td> <td>1,454</td> <td>0</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所:独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査)</p>	適用数		H21	H22	H23	H24	H25	H26	①事業所税 の非課税	組合員数	(502)	(559)	(615)	(555)	(547)	(500)		組合数	116	128	132	133	131	119	②固定資産 税の特例	先数	4	3	2	0	1	1	適用額	H21	H22	H23	H24	H25	H26	①事業所税 の非課税	950,045	962,223	1,039,692	1,022,768	1,032,459	953,959	②固定資産 税の特例	5,714	4,008	1,454	0
適用数		H21	H22	H23	H24	H25	H26																																															
①事業所税 の非課税	組合員数	(502)	(559)	(615)	(555)	(547)	(500)																																															
	組合数	116	128	132	133	131	119																																															
②固定資産 税の特例	先数	4	3	2	0	1	1																																															
適用額	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																
①事業所税 の非課税	950,045	962,223	1,039,692	1,022,768	1,032,459	953,959																																																
②固定資産 税の特例	5,714	4,008	1,454	0	150	150																																																

② 減収額	(金額単位:千円)						
	非課税額	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①事業所税 の非課税	950,045	962,223	1,039,692	1,022,768	1,032,459	953,959	
②固定資産 税の特例	2,857	2,004	727	0	75	75	
(出所:独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査)							
③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和42～平成26年度) ・高度化事業の実施状況(平成26年度末時点) 高度化事業では、累計で工業団地501、共同店舗630、商店街1,397等、合計8,976の組合に貸付けを行い、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化が図られている。						
	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間平成21年度～平成26年度) ①— ②平成21年度に本措置を利用した4つの組合の平成26年度までの経常利益の単年度平均増加率は以下のとおり。 A 組合74% B 組合229% C 組合-246% D 組合120% (出所:独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したヒアリング調査)						
《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度) ・平成26年度中小企業実態基本調査(平成25年度決算実績)によれば、中小企業1社当たりの納税額(税引き前当期純利益-税引き後当期純利益)は477万円。他方、高度化事業を実施した組合員数の総計は推計で約20万社であることから、高度化事業を実施した組合員による平成25年度の納税額は約9,540億円と推計される。 ①事業所税の非課税(分析対象期間:平成25年度) 平成25年度法人企業統計によれば、資本金1億円未満の企業の「営業キャッシュフロー設備投資比率」は約64.4%となっており、平成25年度の事業所税の推計非課税額は10.3億円であることから、事業所税の非課税により、設備投資が6.6億円増加したと考えられる。 ②共同利用機械等の固定資産税の軽減 (分析対象期間:平成21～25年度) 平成19年度に共同利用機械等を設置し、平成19～21年度に本特例措置を適用(軽減額5,252千円)した1協同組合の県内経済波及効果 平成21年度～25年度の生産誘発額:19億円 平成21年度～25年度の雇用誘発人数:80人							

9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	①事業所税においては、課税の目的等を考慮し、用途非課税の一つとして中小企業の共同化等の事業に係るものが措置されているところであり、高度化事業は中小企業の共同化を支援するものであることから、非課税として措置されているものであるが、本措置により生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、事業実施後の資金繰り安定化に貢献するため、より円滑な事業実施が期待できる。 ②本措置により、生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、固定資産税の軽減により資金繰りが安定化し、事業の円滑な実施が期待できる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	融資は補助金ではなく、返済を伴うものであり、その返済資金等が高度化事業という大規模な事業においては多大の資金となり資金繰りは厳しいものとなる。そのような中、税制特例措置による支援を行うことにより、高度化事業開始時において投資に向けられる自己資金を充実が図られ、また、資金繰りの安定が図られるなど、高度化事業の効果をより高めている。 また、以下のとおり、高度化事業に関する国税の特例があるが、対象、目的が違い、役割分担がなされている。 (国税) ①土地の譲渡所得の特別控除 →組合に用地を売却する土地の所有者に税負担を軽減することで、土地の売却の円滑化を図るもの 対象者:高度化事業用に土地等を譲渡した個人・法人 対象施設:土地等
	③ 地方公共団体が協力する相当性	高度化事業は、集積の活性化、雇用の拡大、住工混在の解消等地域施策の実現手段であり、また、高度化事業に参加した企業の成長による税収の増加も期待できることから、高度化事業を実施する者に対し一定の税負担の軽減を認めることは、地方公共団体にとって妥当な措置である。
10 有識者の見解	—	
11 評価結果の反映の方向性	中小企業の経営基盤の強化を図る目的の政策誘導手段として、引き続き同措置を継続する。	
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
 過去の適用数（平成24年度）について、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果を基に推計と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における貸倒発生組合数647等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
 過去の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
 過去の効果・達成目標の実現状況について、貸倒引当金の繰入増加額等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中8①「適用数等」欄の補足説明）

全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果を基に、貸倒引当金繰入実施率、12%割増利用組合比率を算出し、全組合での利用状況を推計している。

[貸倒引当金の特例利用状況] ※平成26年全国中小企業団体中央会サンプル調査

- ・貸倒引当金繰入実施率 29.4% (553組合/1,875組合)
- ・12%割増利用組合比率 96.9% (536組合/553組合)

上記により算出した比率を、全組合数に乗じることで特例利用組合数等を推計している。

⑤ 過去の減収額（評価書中8②「減収額」欄の補足説明）

1. 算出式

(1) 国税減収額（法人税）

$$(\text{特例貸倒引当金繰入限度額} - \text{通常貸倒引当金繰入限度額}) \times \text{法人税率} \quad (\text{注1})$$

(2) 地方税減収額（法人住民税・法人事業税）

① 法人住民税

$$\text{法人税の減収額} \times \text{法人住民税率} \quad (\text{注2})$$

② 法人事業税

$$(\text{特例貸倒引当金繰入限度額} - \text{通常貸倒引当金繰入限度額}) \times \text{法人事業税率} \quad (\text{注3})$$

(注1) 平成22年度及び23年度：22% 24年度から26年度まで：19%

2 平成22年度から26年度まで：17.3%

3 平成22年度から26年度まで：6.6%

(算出に使用したデータ)

(単位：百万円)

区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
特例貸倒引当金繰入限度額	15,970	10,536	15,524	14,034	13,878
通常貸倒引当金繰入限度額	13,767	9,083	13,861	12,529	12,382

2. 税目ごとの減収額

(単位：百万円)

区分	法人税	法人住民税	法人事業税	合計
平成22年度	484	84	145	713
23年度	319	55	96	470
24年度	316	55	110	480
25年度	286	49	99	435
26年度	284	49	99	432

(注) 減収額については、百万円単位で表記しているため、内訳と合計額が一致しない場合がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例 (国税・地方税(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合(事業協同小組合及び協同組合連合会を含む)及び商工組合(商工組合連合会を含む)(以下「組合」という。)については、さらに繰入限度額を12%増しとすることが認められている。
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和25年度 貸倒準備金制度創設 ○昭和39年度 貸倒引当金への変更 ○昭和41年度 中小企業等の特例創設(割増率20%) ○昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減(割増率20%→16%) ○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 ○平成17年度 2年延長 ○平成19年度 2年延長 ○平成21年度 2年延長 ○平成23年度 1年延長 ○平成24年度 3年延長 貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等) 組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%) ○平成27年度 2年延長
6	適用期間	本則法定繰入分(法定繰入率による繰入限度額)は恒久措置、法定繰入分の12%増しは平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 組合は、中小企業等が、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的に設立されたものである。 そのため、組合の貸倒れに係るリスク担保力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業組合制度は、中小企業等協同組合法に基づくもので、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的として、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しようとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を占めている。 中小企業基本法において、共同化の推進(第18条)として「中小企業者の事業の共同化のための組織の整備」が明記されている。また、中小企業憲章の基本原則として、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。 組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権(共同販売・共同受注)、貸付債権(資金の貸付)等を有することとなり、その取引先は現在の経

	<p>済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。そのため、倒産の予測可能性の見極めは困難であり、また、貸倒実績のブレが大きくなる傾向にある。</p> <p>仮に取引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>さらに、組合は、財政基盤が脆弱な中小企業が出資して組織される相互扶助団体であるため、課税後利益の積み上げによるほか、内部留保を充実させる手段が少ない。</p> <p>これらのことから、本税制措置によって、中小企業の経営基盤の強化を図る必要がある。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 中小・地域</p> <p>4-3 経営安定・取引適正化</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置により、貸倒れに係るリスク担保力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、ひとつの指標として、中小企業の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。</p> <p>【資金繰りDIの推移(前年同月比)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成23年3月期 ▲36.0 ○平成23年6月期 ▲31.3 ○平成23年9月期 ▲28.6 ○平成23年12月期 ▲25.4 ○平成24年3月期 ▲22.2 ○平成24年6月期 ▲20.9 ○平成24年9月期 ▲23.2 ○平成24年12月期 ▲23.1 ○平成25年3月期 ▲19.2 ○平成25年6月期 ▲17.5 ○平成25年9月期 ▲13.2 ○平成25年12月期 ▲8.2 ○平成26年3月期 ▲5.8 ○平成26年6月期 ▲13.3 ○平成26年9月期 ▲14.7 ○平成26年12月期 ▲13.8 ○平成27年3月期 ▲13.5 <p>(出典：全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」) (調査対象：2,600組合の役員)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。そのため、本税制措置による中小企業組合の経営基盤の安定・強化は、引き続き必要である。</p> <p>また、組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレも大きくなってい</p>

		<p>る。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>486</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> <td>647</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,479</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> <td>3,927</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>2,826</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> <td>5,688</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計。平成26年度の数値は、平成25年度実施の全国中小企業団体中央会調査に基づき推計。)</p>		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	発生組合数	486	326	683	653	647	発生件数	2,479	2,608	3,825	3,918	3,927	貸倒総額	2,826	3,098	6,522	5,669	5,688																																																																																										
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																																																																																															
発生組合数	486	326	683	653	647																																																																																																															
発生件数	2,479	2,608	3,825	3,918	3,927																																																																																																															
貸倒総額	2,826	3,098	6,522	5,669	5,688																																																																																																															
8 有効性等	① 適用数等	<p>①「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(第189回国会提出)の適用件数は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">中小企業者等の貸倒引当金の特例</th> <th colspan="2">24年度</th> <th colspan="2">25年度</th> </tr> <tr> <th>適用件数</th> <th>8,994の内数</th> <th>適用件数</th> <th>8,745の内数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td colspan="2">4,340億円の内数</td> <td colspan="2">4,440億円の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p>②平成26年8月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、全体の約3割の組合が貸倒引当金を見積もっており、このうちほぼすべての組合が本税制措置を利用している。</p> <p>【貸倒引当金適用実績の推移】 (金額単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額実績</td> <td>484</td> <td>319</td> <td>316</td> <td>286</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>組合総数</td> <td>33,482</td> <td>31,211</td> <td>30,574</td> <td>30,020</td> <td>29,667</td> </tr> <tr> <td>繰入実施組合数</td> <td>5,926</td> <td>5,181</td> <td>8,958</td> <td>8,826</td> <td>8,722</td> </tr> <tr> <td>(実施割合)</td> <td>(17.7%)</td> <td>(16.6%)</td> <td>(29.3%)</td> <td>(29.4%)</td> <td>(29.4%)</td> </tr> <tr> <td>引当金繰入額</td> <td>26,211</td> <td>21,676</td> <td>24,166</td> <td>24,775</td> <td>24,483</td> </tr> <tr> <td>(1組合平均)</td> <td>(4.4)</td> <td>(4.2)</td> <td>(2.7)</td> <td>(2.8)</td> <td>(2.8)</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>5,778</td> <td>4,963</td> <td>8,761</td> <td>8,552</td> <td>8,452</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額</td> <td>15,970</td> <td>10,536</td> <td>15,524</td> <td>14,034</td> <td>13,878</td> </tr> <tr> <td>(1組合平均)</td> <td>(2.8)</td> <td>(2.1)</td> <td>(1.8)</td> <td>(1.6)</td> <td>(1.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査による試算・推計。平成26年度の数値は、平成25年度実施の全国中小企業団体中央会調査に基づき推計。)</p> <p>③貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約3割となっている。また、平成24年3月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」(18.0%)、「共同販売事業」(10.5%)が組合の重点事業となっていることから、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。</p> <p>【組合の重点事業の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点事業としている組合の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同受注事業</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>共同販売事業</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>事業資金の貸付事業</td> <td>4.7%</td> </tr> <tr> <td>債務保証事業</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：平成24年3月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」有効回収組合数：2,379組合)</p> <p>【組合の重点事業の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>31.4%</td> <td>30.1%</td> <td>28.6%</td> <td>27.8%</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>15.4%</td> <td>17.9%</td> <td>15.7%</td> <td>16.1%</td> <td>16.1%</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>7.2%</td> <td>8.4%</td> <td>9.0%</td> <td>8.9%</td> <td>8.9%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>8.8%</td> <td>5.9%</td> <td>9.5%</td> <td>9.6%</td> <td>9.6%</td> </tr> </tbody> </table>	中小企業者等の貸倒引当金の特例	24年度		25年度		適用件数	8,994の内数	適用件数	8,745の内数	適用額	4,340億円の内数		4,440億円の内数			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	減税額実績	484	319	316	286	284	組合総数	33,482	31,211	30,574	30,020	29,667	繰入実施組合数	5,926	5,181	8,958	8,826	8,722	(実施割合)	(17.7%)	(16.6%)	(29.3%)	(29.4%)	(29.4%)	引当金繰入額	26,211	21,676	24,166	24,775	24,483	(1組合平均)	(4.4)	(4.2)	(2.7)	(2.8)	(2.8)	特例利用組合数	5,778	4,963	8,761	8,552	8,452	特例繰入限度額	15,970	10,536	15,524	14,034	13,878	(1組合平均)	(2.8)	(2.1)	(1.8)	(1.6)	(1.6)		重点事業としている組合の割合	共同受注事業	18.0%	共同販売事業	10.5%	事業資金の貸付事業	4.7%	債務保証事業	1.6%		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	製造業	31.4%	30.1%	28.6%	27.8%	27.8%	建設業	15.4%	17.9%	15.7%	16.1%	16.1%	運輸業	7.2%	8.4%	9.0%	8.9%	8.9%	卸売業	8.8%	5.9%	9.5%	9.6%	9.6%
中小企業者等の貸倒引当金の特例	24年度			25年度																																																																																																																
	適用件数	8,994の内数	適用件数	8,745の内数																																																																																																																
適用額	4,340億円の内数		4,440億円の内数																																																																																																																	
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																																																																																															
減税額実績	484	319	316	286	284																																																																																																															
組合総数	33,482	31,211	30,574	30,020	29,667																																																																																																															
繰入実施組合数	5,926	5,181	8,958	8,826	8,722																																																																																																															
(実施割合)	(17.7%)	(16.6%)	(29.3%)	(29.4%)	(29.4%)																																																																																																															
引当金繰入額	26,211	21,676	24,166	24,775	24,483																																																																																																															
(1組合平均)	(4.4)	(4.2)	(2.7)	(2.8)	(2.8)																																																																																																															
特例利用組合数	5,778	4,963	8,761	8,552	8,452																																																																																																															
特例繰入限度額	15,970	10,536	15,524	14,034	13,878																																																																																																															
(1組合平均)	(2.8)	(2.1)	(1.8)	(1.6)	(1.6)																																																																																																															
	重点事業としている組合の割合																																																																																																																			
共同受注事業	18.0%																																																																																																																			
共同販売事業	10.5%																																																																																																																			
事業資金の貸付事業	4.7%																																																																																																																			
債務保証事業	1.6%																																																																																																																			
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																																																																																															
製造業	31.4%	30.1%	28.6%	27.8%	27.8%																																																																																																															
建設業	15.4%	17.9%	15.7%	16.1%	16.1%																																																																																																															
運輸業	7.2%	8.4%	9.0%	8.9%	8.9%																																																																																																															
卸売業	8.8%	5.9%	9.5%	9.6%	9.6%																																																																																																															

		<table border="1"> <tr> <td>小売業</td> <td>13.8%</td> <td>14.6%</td> <td>13.4%</td> <td>13.4%</td> <td>13.4%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.2%</td> <td>15.8%</td> <td>12.4%</td> <td>13.2%</td> <td>13.2%</td> </tr> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査。平成26年度の数値は、平成25年度実施の全国中小企業団体中央会調査による。)</p>	小売業	13.8%	14.6%	13.4%	13.4%	13.4%	サービス業	14.2%	15.8%	12.4%	13.2%	13.2%																								
小売業	13.8%	14.6%	13.4%	13.4%	13.4%																																	
サービス業	14.2%	15.8%	12.4%	13.2%	13.2%																																	
②	減収額	<p>○減収額</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国税(法人税)</th> <th>地方税(法人住民税・法人事業税)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>484</td> <td>229</td> <td>713</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>319</td> <td>151</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>316</td> <td>164</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>286</td> <td>149</td> <td>435</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>284</td> <td>148</td> <td>432</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査から中企庁において計算。平成26年度の数値は、平成25年度実施の全国中小企業団体中央会調査に基づき推計。)</p>	年度	国税(法人税)	地方税(法人住民税・法人事業税)	合計	平成22年度	484	229	713	平成23年度	319	151	470	平成24年度	316	164	480	平成25年度	286	149	435	平成26年度	284	148	432												
年度	国税(法人税)	地方税(法人住民税・法人事業税)	合計																																			
平成22年度	484	229	713																																			
平成23年度	319	151	470																																			
平成24年度	316	164	480																																			
平成25年度	286	149	435																																			
平成26年度	284	148	432																																			
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>上記のとおり、組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。</p> <p>また、中小企業の倒産比率は次のとおり推移しており、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p>【中小企業倒産比率の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒産比率</td> <td>1.45%</td> <td>1.40%</td> <td>1.36%</td> <td>1.23%</td> <td>1.10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：中小企業白書、法務省「登記統計」の情報を基に算出)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のプレが大きくなっている。また、組合の経営基盤は依然として脆弱な状況にあり、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>486</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> <td>647</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,479</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> <td>3,927</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>2,826</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> <td>5,683</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計。平成26年度の数値は、平成25年度実施の全国中小企業団体中央会調査に基づき推計。)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年度～平成26年度)</p> <p>中小企業の倒産比率は上記のとおり推移している。組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p> <p>また、本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であるが、貸倒引当金は、組合が各事業年度に貸倒実績等に基づき引当額を見込み、損失処理するものであることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額と比較することは困難であ</p>		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	倒産比率	1.45%	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	発生組合数	486	326	683	653	647	発生件数	2,479	2,608	3,825	3,918	3,927	貸倒総額	2,826	3,098	6,522	5,669	5,683
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																	
倒産比率	1.45%	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%																																	
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																	
発生組合数	486	326	683	653	647																																	
発生件数	2,479	2,608	3,825	3,918	3,927																																	
貸倒総額	2,826	3,098	6,522	5,669	5,683																																	

			る。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>①組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業継続に甚大な影響を及ぼす。そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p> <p>②本税制措置は、税の減免措置ではなく、繰延措置であり、仮に補助金等の政策手段で当該措置を行った場合、適用対象全組合(平成26年度特例利用組合数(推計)8,452組合)と同様に措置するには膨大な執行コストがかかることとなる。補助金等の他の措置で行うよりも広く組合に適用でき、最小の政策資源で対応が可能である本税制で措置することが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は、営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の19%(年800万円以下の所得には15%)の軽減税率が適用されている等、各般の税制上の支援措置が講じられている。</p> <p>法人税率の19%の軽減税率は、組合が以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。</p> <p>(1)組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。</p> <p>(2)組合は、具体的には、共同販売、資金の貸付け、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。</p> <p>本税制措置(貸倒引当金の特例)については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、繰入限度額の12%増しとすることが認められている。</p> <p>これらの税制措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
10	有識者の見解		なし
11	評価結果の反映の方向性		<p>組合の資金繰りが依然として厳しい中、貸倒れの発生は組合の経営基盤を不安定なもとするだけでなく、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にするおそれがある。</p>

	そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営を安定的に継続させるため、引き続き本税制措置を継続していくことは妥当である。
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金	行政機関名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（異常危険準備金の積立残高について、各団体が設定した積立目標額（92億円まで積み立てる）について、目標達成時期が示されていない。
- ⑤ 過去の減収額
 過去の減収額について、「異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人税率」等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の異常危険準備金制度に係る減収額の算出

1. 算出式

(1) 国税減収額（法人税）

異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人税率^(注)

(注) 協同組合の法人税率（平成 24 年度から 26 年度まで）：19%

(2) 地方税減収額（法人住民税・法人事業税）

① 法人住民税

法人税の減収額×協同組合の法人住民税率^(注1)

② 法人事業税

異常危険準備金積立額（無税分）×協同組合の法人事業税率^(注2)

(注) 1 協同組合の法人住民税率（平成 24 年度から 26 年度まで）：17.3%

2 協同組合の法人事業税率（平成 24 年度から 26 年度まで）：6.6%

2. 税目ごとの減収額

(単位：万円)

区分	法人税	法人住民税	法人事業税	合計
平成 24 年度	1,804	312	627	2,742
25 年度	1,764	305	613	2,682
26 年度	1,747	302	607	2,656

(注) 減収額については、万円単位で表記しているため、内訳と合計額が一致しない場合がある。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

租税特別措置の直接的な効果は、各年度の減収額分を異常危険準備金の積立額に充て、異常危険準備金の早期積立てを実現することにより、平成 26 年度は、減収額として記載した 2,656 万円を異常危険準備金に積み増したこととなり、異常危険準備金の早期積立てに資するものであったと考える。

⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）

平成 24 年度から 26 年度までの減収額の合計額 8,080 万円が、異常危険準備金の積立額の増加に充てられ、その結果、同期間の積立額の合計額は 2 億 8,000 万円、26 年度の異常危険準備金の積立残高は 66 億 8,800 万円となり、積立目標額に向けた異常危険準備金の積立てに効果的な租税特別措置であったと考える。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金 (国税・地方税(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積み立てにあたり、火災保険等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入保険料等を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、この積立額の損金算入を認める。 この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後 10 年を経過した場合にはその積立額と[(異常危険準備金の金額+当期の積立額)-当年度正味収入保険料等×洗替保証率]のいずれか少ない金額を取り崩して益金に算入する。 ※異常災害損失:保険等の種類ごとに各事業年度において支払った又は支払うべきことの確定した保険金の総額が、(正味収入保険料等×異常災害損失率)を超える場合に、その超える金額に対応する損失をいう。 ※積立限度額:保険等の種類に応じ当年度正味収入保険料等に積立率を乗じて計算した金額。火災共済協同組合にあっては、積立率2%を適用。 ※洗替保証率:異常危険準備金残高のうち、その正味収入共済掛金に対する割合が一定割合を超過した場合は、その超過部分に対応する金額が益金算入となる、当該一定割合のことをいう。 (火災共済協同組合 60%、火災共済協同組合連合会 75%)
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 28 年度 創設 昭和 34 年度 火災共済協同組合についても適用 昭和 36 年度 火災共済協同組合連合会についても適用(積立率7%) ・ 無税積立率の変遷 平成 5 年度 積立率 2.5% 平成 22 年度 積立率2%に引き下げ ・ 洗替保証率の変遷 昭和 36 年度 火災共済協同組合 75%(火災共済協同組合連合会 90%) 昭和 53 年度 72%(87%)、昭和 54 年度 69%(84%) 昭和 55 年度 66%(81%)、昭和 56 年度 63%(78%) 昭和 57 年度 60%(75%)
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の活性化・健全な発展を実現するための環境整備を行う。特に、契約者たる中小企業者の保護を目的として、火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の経営基盤の安定を図る。 中小企業者に契約どおりの共済金が確かかつ円滑に支払われる環境整備を図るため、火災等共済組合等が異常危険準備金を確実に積み立てることににより、異常災害に対応できる財務基盤を確保させる。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業等協同組合法は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、また、その自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としている。</p> <p>同法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額（123 億円））を踏まえ、各団体が設定した積立目標額（92 億円）まで積み立てる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>○異常危険準備金積立残高</p> <p>10,471 百万円（平成 22 年度） 10,198 百万円（平成 23 年度） 8,613 百万円（平成 24 年度） 8,234 百万円（平成 25 年度） 6,688 百万円（平成 26 年度） （出所：火災等共済組合決算書等）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業者に契約どおりの共済金が確実に円滑に支払われる環境整備を図り、火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会の財務基盤が強くなることで、契約者たる中小企業者の保護が確保され、中小企業の活性化・健全化を図ることが可能となる。</p>
8	有効性等	① 適用数等
		<p>○適用団体数</p> <p>3 団体（平成 22 年度） 3 団体（平成 23 年度） 3 団体（平成 24 年度） 3 団体（平成 25 年度） 3 団体（平成 26 年度） 3 団体（平成 27 年度見込み） 3 団体（平成 28 年度見込み） 3 団体（平成 29 年度見込み） 3 団体（平成 30 年度見込み） （出所：火災等共済組合決算書等）</p> <p>平成 26 年度において、本措置の対象となる火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会 3 団体の全てが本措置を利用している。</p>

	② 減収額	<p>○減収額</p> <p style="text-align: right;">（単位：万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国税（法人税）</th> <th>地方税（法人住民税・法人事業税）</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>1,804</td> <td>939</td> <td>2,742</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>1,764</td> <td>918</td> <td>2,682</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>1,747</td> <td>909</td> <td>2,656</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度（見込み）</td> <td>1,765</td> <td>840</td> <td>2,605</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度（見込み）</td> <td>1,805</td> <td>859</td> <td>2,664</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度（見込み）</td> <td>1,847</td> <td>878</td> <td>2,725</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度（見込み）</td> <td>1,889</td> <td>898</td> <td>2,787</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出所：火災等共済組合決算書等から中企庁において計算）</p>	年度	国税（法人税）	地方税（法人住民税・法人事業税）	合計	平成 24 年度	1,804	939	2,742	平成 25 年度	1,764	918	2,682	平成 26 年度	1,747	909	2,656	平成 27 年度（見込み）	1,765	840	2,605	平成 28 年度（見込み）	1,805	859	2,664	平成 29 年度（見込み）	1,847	878	2,725	平成 30 年度（見込み）	1,889	898	2,787
年度	国税（法人税）	地方税（法人住民税・法人事業税）	合計																															
平成 24 年度	1,804	939	2,742																															
平成 25 年度	1,764	918	2,682																															
平成 26 年度	1,747	909	2,656																															
平成 27 年度（見込み）	1,765	840	2,605																															
平成 28 年度（見込み）	1,805	859	2,664																															
平成 29 年度（見込み）	1,847	878	2,725																															
平成 30 年度（見込み）	1,889	898	2,787																															
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</p> <p>異常危険準備金は毎年度積み立てられているものの、異常災害の発生によって異常危険準備金の取り崩し額が上回っており、異常危険準備金積立残高は減少傾向にある。</p> <p>○異常危険準備金積立残高</p> <p>10,471 百万円（平成 22 年度） 10,198 百万円（平成 23 年度） 8,613 百万円（平成 24 年度） 8,234 百万円（平成 25 年度） 6,688 百万円（平成 26 年度） （出所：火災等共済組合決算書等）</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</p> <p>火災等共済組合等では、限られた財源の中から、中小企業等協同組合法施行規則に基づき異常危険準備金を積み立てなければならず、本措置の適用により生じた減収額分を異常危険準備金の積立てに充てることができる。</p> <p>なお、本措置を利用し積立てを行っているものの、相次ぐ異常災害により、毎年の積立額を上回る額の異常危険準備金を取り崩されており、異常危険準備金残高は減少傾向にある。そのため、引き続き、目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。</p> <p>なお、各団体が試算した異常危険準備金積立残高の見込み（異常災害が発生しないと想定した場合）は以下のとおり。</p> <p>○異常危険準備金積立残高（見込み）</p> <p>6,930 百万円（平成 27 年度見込み） 7,178 百万円（平成 28 年度見込み） 7,431 百万円（平成 29 年度見込み） 7,690 百万円（平成 30 年度見込み） （各団体へのヒアリングによる）</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</p> <p>本措置により、火災等共済組合等の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。</p>																																

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業等協同組合法において責任準備金の積立てが義務付けられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。</p> <p>本措置における損金算入の特別措置2%は、この積み立てを確実に実施するための措置として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
10	有識者の見解	なし。	
11	評価結果の反映の方向性	<p>異常災害の多発を原因とする異常危険準備金の取り崩しによって、平成22年度以降、異常危険準備金積立残高は減少傾向にある。異常危険準備金は異常災害発生時に確実な支払いを行うことにより、被災した中小企業者の生活・経済活動を1日も早く復旧するために必要なものであり、異常危険準備金を確実に積み立てることの重要性はこれまで以上に高まっているといえる。</p> <p>したがって、異常危険準備金の積み立てにかかる特別措置の重要性は依然として高く、引き続き本特別措置を継続していくことは妥当である。</p>	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置	行政機関名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象 <input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等
過去の適用額（平成26年度）が把握されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
過去の減収額について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況（平成26年度）が把握されていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成25年度における民間研究開発投資の対GDP比率2.63%と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）
過去の適用件数については、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国の資金のみで実施する事業において取得した資産の件数を合算したものである。
【過去の適用額】
平成 23 年度 26,405,704 千円
24 年度 23,179,146 千円
25 年度 23,416,487 千円
(出典：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書)
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄の補足説明）
過去の実績は、文部科学省「科学技術研究調査」により把握している。
- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中 8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄の補足説明）
当該制度により納付すべき固定資産税額が減免されることは、その分独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施する研究開発予算を増加させることとなる。この研究開発予算増加額が、我が国民間研究開発投資を押し上げ、結果として民間研究開発投資の対 GDP 比率の回復に寄与することとなる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特別措置 (地方税)(固定資産税:外)
2	租税特別措置等の内容	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)が国の資金のみで行う事業において、取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準を、最初の5年は3分の1、次の5年間は3分の2の金額に減免する。
3	担当部局	産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 国の資金のみで行う事業か否かという観点から、毎年、対象事業の見直しを行っている。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の官民合わせた研究開発投資を平成 28 年度までに対 GDP 比 4% 以上にする。具体的には、民間研究開発投資を平成 28 年度までに対 GDP 比で 3% 以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) 3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (5)科学・技術・情報通信立国戦略 研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化 科学・技術は未来への先行投資として極めて重要であることから、2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比の 4% 以上にする。</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の 1% にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比 4% 以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対 GDP 比 1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>○日本再興戦略改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) 3. 大学改革/科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 なお、研究開発投資の目標(対 GDP 比 4% 以上、うち政府研究開発投資対 GDP 比 1%)については、第 4 期科学技術基本計画に基づき、その実現を目</p>

			<p>指す。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月19日閣議決定)</p> <p>V. 社会とともに創り進める政策の展開</p> <p>4. 研究開発投資の拡充</p> <p>「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、…民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○独立行政法人通則法</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業</p> <p>1-3 イノベーション</p>
		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の官民合わせた研究開発投資を平成28年度までに対GDP比4%以上にする。具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で3%以上である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>NEDOを通じ、我が国のイノベーション創出に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p>平成22年度 12,222件</p> <p>平成23年度 9,979件</p> <p>平成24年度 8,436件</p> <p>平成25年度 8,643件</p> <p>平成26年度 6,885件</p>
		②: 減収額	<p>平成22年度 413百万円</p> <p>平成23年度 361百万円</p> <p>平成24年度 313百万円</p> <p>平成25年度 315百万円</p> <p>平成26年度 302百万円</p>
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成25年度)</p> <p>我が国は、リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるものの(平成25年度の研究開発投資の伸び率は4.7%)、目標としている官民合わせた研究開発費の対GDP比率4%は達成できていない。</p> <p>(参考)我が国の研究開発投資の対GDP比率(総務省「科学技術研究調査」)</p> <p>平成20年度 3.84%</p> <p>平成21年度 3.64%</p> <p>平成22年度 3.56%</p> <p>平成23年度 3.67%</p> <p>平成24年度 3.65%</p> <p>平成25年度 3.75%</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成25年度)</p> <p>(参考)我が国の民間研究開発投資の対GDP比率(総務省「科学技術研究調査」より試算)</p> <p>平成20年度 2.79%</p> <p>平成21年度 2.53%</p> <p>平成22年度 2.50%</p> <p>平成23年度 2.59%</p> <p>平成24年度 2.57%</p> <p>平成25年度 2.63%</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成25年度)</p> <p>我が国の官民合わせた研究開発投資の対GDP比率は、リーマンショックにより大幅に落ち込んだものの、上記のとおり確実に回復しており、NEDOを通じた研究開発もその一端を担っていることから、日本再興戦略に掲げられた目標の達成のためには必要な措置であると考えられる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国の予算措置により取得した償却資産について課税を行うと、それに係る金額を当該法人が負担することとなり、本来の予算措置の目的が阻害されることとなるため。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>NEDOの研究開発事業を通じた技術発展による経済成長の促進は、地域振興にも資するため。</p>
10	有識者の見解		なし
11	評価結果の反映の方向性		<p>対象事業の見直しを毎年、適切に行っていく。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用換地等の場合の所得の特別控除	行政機関名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（土地収用については相手方との交渉によってなし得るものでもあることから、特段目標は設定せず、漸進的に進める）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
 過去の適用数（平成 24 年度及び 25 年度）が定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
 過去の適用数（平成 26 年度）が把握されていない。
- ⑤ 過去の減収額
 過去の減収額が把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、「一般電気事業者は、分析対象期間の平均で取得面積：約 543 万㎡、買取総額：約 124 億円の土地取得を行っている」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
 過去の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、「本税制によって、用地取得交渉を円滑に進め、電気事業に必要となる用地の取得を短期間で行うことができている」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

数値については、一般電気事業者10社から毎年度取得面積及び取得価額の合計を聴取しており、そのデータを基に、分析対象期間である平成23年度から26年度までの平均値を算出したものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用換地等の場合の所得の特別控除 (国税)(法人税・義)
2	租税特別措置等の内容	<p>土地収用法に基づき収用権が認められている一般電気事業・卸電気事業・特定電気事業の用に供する電気工作物のために、法人が所有資産を売却し、代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受けない場合に、以下の取扱いを認める制度。</p> <p>法人： 譲渡益について、5000万円を限度として、所得金額から特別控除する。</p> <p>なお、その制度を適用するための証明書として、水力、火力、原子力、風力、太陽光、内燃力及びガスタービン発電施設並びに送変電施設(収用対象事業)については、租税特別措置法施行規則に基づき、公共事業施行者(電気事業者)が証明することで足りるとする簡易証明制度が採用されており、これら収用対象事業のための用地であれば、実際に土地収用法等に基づく収用等が行われず、通常の見取りが行われる場合でも、税務上の特例を適用することが可能となっている。</p>
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和34年 租税特別措置法成立。簡易証明書制度の制定(電気工作物における対象は、水力発電施設と送電施設のみ)</p> <p>昭和38年 電気工作物の対象に、変電施設(使用電圧10万V以上)が追加。</p> <p>昭和44年 電気工作物の対象に、汽力発電施設と原子力発電施設(ともに出力10万kW以上)が追加。</p> <p>昭和49年 変電施設の範囲が、5万V以上に拡充。</p> <p>昭和55年 電気工作物の対象に、内燃力発電施設とガスタービン発電施設(ともに出力5万kW以上で、離島等に設置されたもの)が追加。</p> <p>平成21年 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の対象に、風力及び太陽光発電施設(風力=8,000kW以上、太陽光=1,000kW以上、対象事業者は一般電気事業者のみ)を追加する。</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、経済効率性、環境への適合及び安全性(3E+S)というエネルギー政策における基本方針の下、分散型電源の活用や、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの大量導入に伴う系統安定化対策等、安定的な電気の供給等を確保できる仕組みを実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)において、安定供給の確保を電力システム改革の3つの目標の1つに掲げており、「東日本大震災以降、原子力発電への依存度が大きく低下し、大半の発電が既存火力に依存する中、分散型電源を始め、多様な電源の活用が不可欠である。特</p>

			に、出力変動を伴う再生可能エネルギーの導入を進める中でも、安定供給を確保できる仕組みを実現する。」としている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け		5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	③ 達成目標及び測定指標		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地収用については相手方との交渉によってなし得るものでもあることから、特段目標は設定せず、漸進的に進めることを基本方針としている。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 発電施設並びに送変電施設に関する土地収用の円滑化 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置を講ずることにより、電力会社の土地収用の円滑化に資し、ひいては電力の安定供給の確保の政策目的を支援することに寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	【「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数】 (法人税関係のみ) 平成 23 年度:単体 2,815 件、連結 41 件の内数 平成 24 年度:単体 2,695 件、連結 44 件の内数 平成 25 年度:単体 2,895 件、連結 40 件の内数
		② 減収額	【「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用実績】 (法人税関係のみ) 平成 23 年度:単体 39,974,564 千円、連結 1,011,023 千円の内数 平成 24 年度:単体 37,926,448 千円、連結 903,967 千円の内数 平成 25 年度:単体 39,128,460 千円、連結 742,997 千円の内数
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月) 一般電気事業者は、分析対象期間の平均で取得面積:約 543 万㎡、買取総額:約 124 億円の土地取得を行っている。これらの用地の取得の円滑化に本税制は活用されており、電気の安定供給等の確保に寄与している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月) 一般電気事業者は、分析対象期間の平均で取得面積:約 543 万㎡、買取総額:約 124 億円の土地取得を行っている。これらの用地の取得の円滑化に本税制は活用されており、電気の安定供給等の確保に寄与している。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月) 本税制によって、用地取得交渉を円滑に進め、電気事業に必要となる用地の取得を短期間で行うことができている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき	法人が所有する資産について、公共のため又は社会福祉のため必要がある場合に、土地収用法の規定に基づきその必要な資産が強制的に収用され、又は収用等を前提として買取されることがあるが、このような強制的な譲渡に

		妥当性等	伴い生じた益金の額に課税することは、その譲渡が法人の自由な意思に反するものであること及びその課税により代替資産の取得を阻害する結果となること等の理由で適当でない。 上記の理由から、電気の安定供給等の目的のため、法人の自由な意思に反して土地を収用等される場合に、譲渡所得を課税することは、適当でない。また、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であることから、税制措置をとることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		今後も電力の安定供給のためには、円滑に土地収用をする必要があり、その円滑化のためにも引き続き本措置が必要。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成21年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	行政機関名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（土地取用については相手方との交渉によってなし得るものでもあることから、特段目標は設定せず、漸進的に進める）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数（平成 24 年度及び 25 年度）が定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
過去の適用数（平成 26 年度）が把握されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額が把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「一般電気事業者は、分析対象期間の平均で取得面積：約 543 万㎡、買取総額：約 124 億円の土地取得を行っている」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値）が明らかにされていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、「本税制によって、用地取得交渉を円滑に進め、電気事業に必要となる用地の取得を短期間で行うことができている」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

数値については、一般電気事業者10社から毎年度取得面積及び取得価額の合計を聴取しており、そのデータを基に、分析対象期間である平成23年度から26年度までの平均値を算出したものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	土地収用法に基づき収用権が認められている一般電気事業・卸電気事業・特定電気事業の用に供する電気工作物のために、法人が所有資産を売却し、代替資産を取得した場合に、以下の取扱いを認める制度。 法人:代替取得資産について、収用された資産の譲渡差益に相当する金額の範囲内で圧縮記帳を認める。 なお、その制度を適用するための証明書として、水力、火力、原子力、風力、太陽光、内燃力及びガスタービン発電施設並びに送変電施設(収用対象事業)については、租税特別措置法施行規則第14条第5項第三号イに基づき、公共事業施行者(電気事業者)が証明することで足りるとする簡易証明制度が採用されており、これら収用対象事業のための用地であれば、実際に土地収用法等に基づく収用等が行われず、通常の買取りが行われる場合でも、税務上の特例を適用することが可能となっている。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和34年 租税特別措置法成立。簡易証明書制度の制定(電気工作物における対象は、水力発電施設と送電施設のみ) 昭和38年 電気工作物の対象に、変電施設(使用電圧10万V以上)が追加。 昭和44年 電気工作物の対象に、汽力発電施設と原子力発電施設(ともに出力10万kW以上)が追加。 昭和49年 変電施設の範囲が、5万V以上に拡充。 昭和55年 電気工作物の対象に、内燃力発電施設とガスタービン発電施設(ともに出力5万kW以上で、離島等に設置されたもの)が追加。 平成21年 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の対象に、風力及び太陽光発電施設(風力=8,000kW以上、太陽光=1,000kW以上、対象事業者は一般電気事業者のみ)を追加する。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、経済効率性、環境への適合及び安全性(3E+S)というエネルギー政策における基本方針の下、分散型電源の活用や、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの大量導入に伴う系統安定化対策等、電力の安定供給を確保できる仕組みを実現する。 《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)においては、安定供給の確保を電力システム改革の3つの目標の1つに掲げており、「東日本大震災以降、原子力発電への依存度が大きく低下し、大半の発電が既存火力に依存する中、分散型電源を始め、多様な電源の活用が不可避である。特に、出力変動を伴う再生可能エネルギーの導入を進める中でも、安定供給を確保できる仕組みを実現する。」としている。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地収用については相手方との交渉によつてなし得るものでもあることから、特段目標は設定せず、漸進的に進めることを基本方針としている。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 発電施設並びに送変電施設に関する土地収用の円滑化 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置を講ずることにより、電力会社の土地収用の円滑化に資し、ひいては電力の安定供給の確保の政策目的を支援することに寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	【「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数】 (法人税関係のみ) 平成 23 年度: 単体 494 件、連結 23 件の内数 平成 24 年度: 単体 362 件、連結 19 件の内数 平成 25 年度: 単体 368 件、連結 25 件の内数
		② 減収額	【「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用実績】 (法人税関係のみ) 平成 23 年度: 単体 147,082,510 千円、連結 17,614,613 千円の内数 平成 24 年度: 単体 126,943,784 千円、連結 8,341,990 千円の内数 平成 25 年度: 単体 141,329,077 千円、連結 21,638,115 千円の内数
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月) 一般電気事業者は、分析対象期間の平均で取得面積: 約 543 万㎡、買取総額: 約 124 億円の土地取得を行っている。これらの用地の取得の円滑化に本税制は活用されており、電気の安定供給等の確保に寄与している。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月) 一般電気事業者は、分析対象期間の平均で取得面積: 約 543 万㎡、買取総額: 約 124 億円の土地取得を行っている。これらの用地の取得の円滑化に本税制は活用されており、電気の安定供給等の確保に寄与している。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月) 本税制によって、用地取得交渉を円滑に進め、電気事業に必要となる用地の取得を短期間で行うことができています。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	法人が所有する資産について、公共のため又は社会福祉のため必要がある場合に、土地収用法の規定に基づきその必要な資産が強制的に収用され、又は収用等を前提として買取されることがあるが、このような強制的な譲渡に伴い生じた益金の額に課税することは、その譲渡が法人の自由な意思に反するものであること及びその課税により代替資産の取得を阻害する結果となること等の理由で適当でない。

			上記の理由から、電気の安定供給等の目的のため、法人の自由な意思に反して土地を収用等される場合に、譲渡所得を課税することは、適当でない。また、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であることから、税制措置をとることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		今後も電力の安定供給のためには、円滑に土地収用をする必要があり、その円滑化のためにも引き続き本措置が必要。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成21年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	使用済燃料再処理準備金	行政機関名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（世代間負担の公平性を図り、再処理等事業に要する将来費用を確実に確保し、再処理等事業を着実に実施する）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、「平成 26 年度末までに、特定実用発電用原子炉設置者は使用済燃料の発生に応じて、約 5.1 兆円（累計額）を積み立てており、総見積額（12.4 兆円）に対する積立率は「41.0%」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、「この準備金制度は使用済燃料再処理準備金の趣旨を担保する措置として有効に機能している」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄の補足説明）

対象としている使用済燃料を再処理するための費用総額は、特定実用発電用原子炉設置者からの報告により、平成26年度には12.4兆円と見積もられている。一方、当該年度までに当該設置者によって積み立てられた積立金の累計額は5.1兆円（実績）に上っており、再処理費用総額に対する割合は41.0%（5.1兆円／12.4兆円）に達している。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	使用済燃料再処理準備金 (国税)(法人税・義)
2	租税特別措置等の内容	「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律」(平成17年法律第48号。以下「法」という。)に規定する特定実用発電用原子炉設置者(電気事業者)が、原子力発電に伴って生じる使用済燃料の再処理等に要する費用を準備金として積立てたときは、その積立額の損金算入を認める。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成17年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図るため、最大限の取組を行うエネルギー政策の下、原子力は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有していると言える。加えて、原子力は運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。</p> <p>かかる見地から、「エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)や「原子力政策大綱(平成17年10月閣議決定)」において、我が国の原子力発電とそれに必要な核燃料サイクル事業を長期にわたって着実に推進することが規定されているところである。</p> <p>本税制措置は、日本原燃(株)の六ヶ所再処理工場運転開始40年後までに、原子力発電によって生じる使用済燃料(約3.2万トン)の再処理等に要する費用を着実に積み立て、安定的な核燃料サイクルを実現するために講じる施策である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成17年5月、法が成立し、同年10月から施行されている。</p> <p>また、平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマルを推進する。」としている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 上記の政策目的の下、世代間負担の公平性を図り、再処理等事業に要する将来費用を確実に確保し、再処理等事業を着実に実施する。 使用済燃料再処理準備金は、当該年度の原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生量に応じて積立額が決定し、各電気事業者が積み立てるものである。また、核燃料サイクル事業は、事業者が共同で支え合い、設備も共同利用する構造であり、事業年度毎に完結するものではないため、一律に目標を設定することはなじまないものと言える。																		
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 使用済燃料の再処理等に要する費用(総見積額)の推移及びその積立て実績																		
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である原子力発電により発生する使用済燃料について、六ヶ所再処理工場において、3.2万トン再処理するもの。 使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウランを有効利用する核燃料サイクルは、供給安定性等に優れているという原子力発電の特性を一層向上させるとともに、ベースロード電源としてエネルギー供給を行うことを可能にするものであり、これに取り組むことは、「エネルギーの安定供給の確保」、「高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等」という政策目的に資する。																		
8 有効性等	① 適用数等	適用件数: 10社 適用対象者: 一般電気事業者、卸電気事業者 適用額: 以下のとおり (単位: 億円)																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立額(損金)</td> <td>5,577</td> <td>4,749</td> <td>1,780</td> <td>1,715</td> <td>1,696</td> </tr> <tr> <td>取崩額(益金)</td> <td>5,850</td> <td>5,534</td> <td>3,179</td> <td>3,110</td> <td>3,119</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用事業者10社から聴取。</p>	年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	積立額(損金)	5,577	4,749	1,780	1,715	1,696	取崩額(益金)	5,850	5,534	3,179	3,110	3,119
		年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)													
積立額(損金)	5,577	4,749	1,780	1,715	1,696															
取崩額(益金)	5,850	5,534	3,179	3,110	3,119															
【僅少・偏りがある場合の説明】 本制度は、法に基づき積立て義務が課される法人に対して認められているものである。具体的には、対象法人を特定実用発電用原子炉設置者として、一般電気事業者9社、卸電気事業者1社の計10社が法に基づき積立てが義務付けられている。したがって、「10社」という適用事業者は想定外に僅少ではない。																				
	② 減収額	(単位: 億円)																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>-82</td> <td>-236</td> <td>-392</td> <td>-391</td> <td>-363</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額: (積立額 - 取崩額) × 法人税率 法人税率: H22年度～H23年度: 30%、H24年度～H25年度: 28.05%、H26年度: 25.5%</p>	年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	減収額	-82	-236	-392	-391	-363						
		年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)													
減収額	-82	-236	-392	-391	-363															
《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成22年4月～平成27年3月) 核燃料サイクルの状況 平成17年に閣議決定した「原子力政策大綱」において、使用済燃料の再処理を含む核燃料サイクルを「長期にわたって着実に推進していくこと」とされて																				

		いる。 また、平成26年に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマルを推進する。」とされている。 日本原燃(株)六ヶ所再処理工場は、使用済燃料からプルトニウムを抽出する行程等の試験は終了し、平成25年12月に施行された新規規制基準に適合すべく、平成26年1月に事業変更認可申請書等を原子力規制委員会に提出している。																						
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成22年4月～平成27年3月) (単位: 億円、%)																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総見積額(a)</td> <td>122,516</td> <td>122,237</td> <td>122,043</td> <td>122,971</td> <td>124,439</td> </tr> <tr> <td>積立て累計額(b)</td> <td>40,585</td> <td>45,593</td> <td>47,431</td> <td>49,205</td> <td>51,070</td> </tr> <tr> <td>総見積額に対する積立率(b)/(a) (%)</td> <td>33.1</td> <td>37.3</td> <td>38.9</td> <td>40.0</td> <td>41.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総見積額は法に基づき算定</p> <p>当該再処理等費用は、法に基づき原子力発電による使用済燃料の発生状況、再処理施設の稼働状況等により毎年度算定しており、平成26年度における再処理等費用の総見積額は、約12.4兆円である。 また、平成26年度末までに、特定実用発電用原子炉設置者は使用済燃料の発生に応じて、約5.1兆円(累計額)を積み立てており、総見積額(12.4兆円)に対する積立率は「41.0%」であり、使用済燃料の再処理等に要する費用は着実に積み立てられている。 これにより、再処理等に要する費用を将来世代の需要家のみに負担させることなく、発電時の受益者が負担することで、世代間負担の公平性が図られる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成22年4月～平成27年3月) 使用済燃料再処理準備金は、使用済燃料の再処理等に要する費用を発電による使用済燃料の発生時に認識し、その費用を電気料金として回収することにより世代間負担の公平性を担保するものである。 具体的には、発電において発生する使用済燃料「3.2万トン」の再処理等に要する費用が2087年まで発生することとなっているため、発電時に再処理費用として認識し、その時点において税制上においてもその費用を損金算入することで、世代間負担の公平を図るものである。平成26年度では、原子力発電によって発生する使用済燃料に応じて、1,696億円の積立てを行っている。 平成26年度末現在の準備金の残高(約2.4兆円)は、これまで世代間の公平を税制上も措置してきた結果生じた課税の繰り延べであり、この準備金制度は使用済燃料再処理準備金の趣旨を担保する措置として有効に機能している。</p>		H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	総見積額(a)	122,516	122,237	122,043	122,971	124,439	積立て累計額(b)	40,585	45,593	47,431	49,205	51,070	総見積額に対する積立率(b)/(a) (%)	33.1	37.3	38.9
	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)																			
総見積額(a)	122,516	122,237	122,043	122,971	124,439																			
積立て累計額(b)	40,585	45,593	47,431	49,205	51,070																			
総見積額に対する積立率(b)/(a) (%)	33.1	37.3	38.9	40.0	41.0																			

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>使用済燃料再処理準備金は、核燃料サイクルの推進の観点から、再処理等に要する将来費用を合理的かつ確実に確保し、これにより、再処理等事業の着実な実施を図るものである。</p> <p>また、再処理等事業は、発電、すなわち受益と実際の費用発生の時期が大きく異なるという特徴を有しており、このため、当該使用済燃料の再処理等費用を負担することにより、世代間負担の公平性を担保するものであり、積み立てられた費用について税制上損金算入を認めることは、収益・費用の適切な対応に基づく課税時期の適性化を図るための重要な措置である。</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p> <p>本措置は、収益・費用対応原則に基づいて再処理等に係る費用を発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で極めて重要な措置であることから、租特法において措置されている。課税時期の適性化を図る本措置は、地方公共団体との関係においても認められるべき相当性を有する。</p>
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	<p>使用済燃料の再処理事業は、①極めて長期にわたる事業であること、②費用が極めて巨額であること、③発電と費用の発生の時期が大きく異なること、といった特徴を有している。こうした点に鑑み、使用済燃料の再処理等事業を円滑に推進するためにも、当該事業に係る費用を確実に確保することが重要であり、また、世代間負担の公平性を担保するという観点から、受益者負担の原則の下、使用済燃料が発生した時点で、当該使用済燃料の再処理等費用を負担することが適切である。</p> <p>その上で、電力システム改革による競争の進展や原発依存度の低減といった新たな事業環境の下でも、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう留意する必要がある。</p>	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除（石油化学製品）	行政機関名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input type="checkbox"/> 義務付け対象	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（石油化学製品の価格上昇の抑制）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、石油化学製品の価格上昇が抑制されていると説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

- ⑨ 過去の税収減是認効果（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄の補足説明）
減収額については、平成26年度の実績で、2,883百万円であるが、化学関連産業の付加価値額の総額は、9,902,282百万円(25年度工業統計)であり、また、68万人(25年度工業統計)の雇用を支える効果があると考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除(石油化学製品) (地方税)(軽油引取税:外)
2	租税特別措置等の内容	石油化学製品の製造者が、保税地域から引き取った軽油を原料として石油化学製品を製造した場合、その原料に供した軽油につき、1kl当たり32,100円を課税免税する措置。 (参考) 地方税法第144条の6 道府県は、石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取りに対しては、免税証の交付があつた場合又は道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。
3	担当部局	製造産業局化学課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和25年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国産業の国際競争力を確保するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。 《政策目的の根拠》 本措置により、石油化学製品の原料について、アメリカや韓国など諸外国では課税をしておらず、石油化学産業の存立の観点から国際的なイコールフットイングを確保することが必要である。 加えて、化学製品等の価格上昇の抑制や価格転嫁を進めにくい中小企業(プラスチック製品製造業で約2万3千事業所:平成26年7月1日現在)の経営安定等の観点からも必要である。 なお、石油化学産業の製品は、2030年において、石油化学製品を生産する過程で排出されるCO2排出量と当該石油化学製品を使用することによって削減できるCO2排出量を比較した場合、2.7倍~4.2倍のCO2削減効果を有する。そのため、当該製品の活用は、地球温暖化対策にも有効である。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 2. 個別産業 2-1 ものづくり

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国製造業の国際競争力を確保するため、国際的なイコールフットイングを図り、幅広い産業で活用される石油化学製品の価格上昇を抑制する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 石油化学製品の価格上昇の抑制
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、石油化学製品の原料用軽油等に係る軽油引取税が免税されることで、国際的なイコールフットイングが図られるとともに、価格上昇が抑制され、国内の幅広い産業の需要者が、低廉な価格で軽油由来の石油化学製品等を取得できる。このことにより、我が国産業界全体の国際競争力が確保される。
8 有効性等	① 適用数等	免税量 平成22年度 183,109(KL) 平成23年度 101,866(KL) 平成24年度 111,756(KL) 平成25年度 128,915(KL) 平成26年度 89,812(KL) 出所：化学工業統計、石油化学工業協会・潤滑油協会・印刷インキ工業会・火薬工業会調べ。
	② 減収額	減収額 平成22年度 5,878(百万円) 平成23年度 3,270(百万円) 平成24年度 3,589(百万円) 平成25年度 3,591(百万円) 平成26年度 2,883(百万円) 出所：化学工業統計、石油化学工業協会・潤滑油協会・印刷インキ工業会・火薬工業会調べ。
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22年4月～平成27年3月) 本措置により、国際的なイコールフットイングが図られ、原料価格の変動による影響等はあるものの、石油化学製品の価格上昇が抑制されている。 石油化学製品は、直接原料等として用いている化学工業・プラスチック製品・ゴム製品だけで見ても、我が国の工業製品出荷額の14.3%(2013年)を占めており、自動車や半導体等の産業の競争力の核となる素材など幅広い産業で活用されている。このため、我が国産業界の国際競争力の維持に寄与するとともに、国内の需要者が低廉な価格で軽油由来の石油化学製品等を取得できることから、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上が図られている。
		<p style="text-align: center;">エチレンの国内とアジアの価格推移</p>

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22年4月～平成27年3月) 石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。本措置により1kl 当たり 32,100 円の課税が免税(石油化学製品の製造原価のうち約3割を占める)されることで、国際的なイコールフットイングが図られるとともに、価格上昇が抑制され、国際競争力が確保されている。
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年4月～平成27年3月) 本措置により、石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしておらず、石油化学産業の存立の観点から国際的なイコールフットイングを確保することが必要。 本措置により石油化学製品の原料の課税が免除されることにより、石油化学業界の国際競争力が確保されるとともに、業況が安定し、石油化学業界約9万人(平成25年12月31日現在)を始め、化学関連産業の約68万人(平成25年12月31日現在)の雇用を支える効果があると考えられる。 また、本措置により、国際的なイコールフットイングが図られるとともに、価格上昇が抑制されることは、石油化学製品が需要される幅広い産業界の国際競争力の確保にも大きく寄与し、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上につながっている。
		<p style="text-align: center;">エチレン生産量等の推移</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難であり、税制により措置することが妥当。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	①石油化学製品製造用輸入ナフサに係る石油石炭税の免税措置 ②石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置 ③石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税措置 ④石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置 ⑤移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 石油化学製品の原料に課税をしないという国際的なイコールフットイングを確保するため、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。このうち本措

		置は、エチレン等石油化学製品の製造の原料用途に供するため引取りに係る軽油を免除するものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしておらず、石油化学産業の存立の観点から国際的なイコールフットイングを確保することが必要である。 本措置により国際的なイコールフットイングが図られ、それにより石油化学製品の価格上昇の抑制による市民生活の安定、地域産業の担い手である中小企業の経営の安定、及び地域経済の発展に大きく寄与する効果がある。 このため、地方公共団体が協力する相当性を有している。
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	評価結果を踏まえ、本措置により、国際的なイコールフットイングが確保され、製品の価格上昇を抑制されていることにより我が国産業の国際競争力が維持されていることから、引き続き、本措置を継続していく。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

